

官報

号外 昭和五十八年五月十七日

○第九十八回 衆議院會議録 第二十二号

昭和五十八年五月十七日(火曜日)

議事日程 第十七号

昭和五十八年五月十七日

午後一時開議

第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第三 千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十二年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第五 千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百八十二年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)

第六 領事関係に関するウィーン条約及び紛争

の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十二年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百八十二年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第六 領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

午後三時三十分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

日程第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(報告)の報告を求めます。地方行政委員長田村良平君。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田村良平君登壇〕

○田村良平君 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の概要について申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに、すべての地方公務員共済組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を設け、その組織する地方公務員共済組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を決定するほか、地方公務員共済組合から払い込まれる一定の金額を長期給付積立金として管理し、長期給付に要する資金が不足する地方公務員共済組合に対して長期給付積立金から必要な資金を交付する等の事業を行うこととしたしております。

なお、地方公務員共済組合連合会は、当分の間、公立学校共済組合及び警察共済組合を除く八十九の地方公務員共済組合で組織することとしたしております。

第二は、地方公務員共済組合連合会の設立に伴い、現行の市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を廃止し、新たに全国市町村職員共済組合連合会を設け、市町村職員共済組合または都市職員共済組合の給付事務の指導、災害給付積立金の管理等の事業を行うこととしたしております。

第三は、地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者のうち、何らの年金も受ける権利を有しない者で一定の要件に該当するものに対し、長期給付に係る特例を設け、その者の申し出により、退職後も引き続き地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける特例継続組合員となることができるとすることとするとともに、退職前の組合員期間のうち、四十歳以上の組合員期間が十五年以上であること等、一定の要件に該当する者またはその遺族に対して、特例退職年金を支給する等の措置を講ずることとしたしております。

以上が本案の概要であります。本案は、五月十日当委員会に付託され、同月十三日山本自治大臣から提案理由の説明を聴取しました。

同日、本案に対する質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件外四件

六八四

日程第二 千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する國際協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された國際博覽會に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第六 領事關係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(福田一君) 日程第二、千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件、日程第三、千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する國際協定の締結について承認を求めるの件、日程第四、千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるの件、日程第五、千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された國際博覽會に関する条約の改正の

受諾について承認を求めるの件、日程第六、領事關係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件、右五件を一括して議題といたします。委員長は報告を求めます。外務委員長竹内黎一君。

千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する國際協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された國際博覽會に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

領事關係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔竹内黎一君登壇〕

○竹内黎一君 ただいま議題となりました五件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一九八三年の國際コーヒー協定は、延長された一九七六年の國際コーヒー協定にかわるものとして、昭和五十七年九月十六日にロンドンで開催された國際コーヒー理事会において採択され

たものでありまして、輸出割り当ての実施によつて國際市場におけるコーヒー価格の変動を防止し、コーヒーの需要と供給の均衡及び価格の安定を図ることを目的としており、協定の実施機關である國際コーヒー機關の組織及び運営、輸出割り当て制度の運用等について規定しております。

次に、ジュート及びジュート製品協定は、昭和五十七年十月一日にジュネーブで開催された國際連合ジュート及びジュート製品會議において採択されたものでありまして、ジュート及びジュート製品について國際競争力の強化、市場の維持発展、生産及び品質の向上を図り、輸出国の輸出取引の安定を図るとともに、輸入国への安定した供給を確保することを目的としており、ジュート及びジュート製品の研究開発、市場の拡充、費用の削減に関する事業の実施、資金の調達等について規定しております。

次に、國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約延長議定書は、昭和五十七年十二月一日にロンドンで開催された政府間會議において作成されたものでありまして、昭和五十八年六月三十日に失効することになっております。而し規約の有効期間を三年間延長することについて定めたものであります。

次に、國際博覽會条約の改正は、昭和五十七年六月二十四日にパリで開催された博覽會國際事務局總會において採択されたものでありまして、現行条約に規定している國際博覽會の開閉期間を例外的かつ特別な場合には、短縮できることとするものであります。

次に、領事条約及び選択議定書は、昭和三十八年四月二十四日にウィーンで開催された國際連合の主権による全權委員會會議において作成されたものであります。

領事条約は、領事上の特権及び免除その他領事關係全般に関する國際法の規則の明確化及び統一化を図るものでありまして、領事關係の開闢及び

運営、領事の任務、領事機關及び本務領事官その他の職員に係る便益、特権及び免除、名誉領事官及び名誉領事官を長とする領事機關に関する制度等について定めており、また、選択議定書は、この条約の解釈または適用から生ずる紛争の義務的解決について定めたものであります。

以上五件は、参議院から送付されたものでありまして、四月二十日外務委員会に付託され、四月二十七日安倍外務大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十三日に質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、國際小麦協定延長議定書は多数をもって、また、他の四件はいずれも全会一致をもって、承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第二、第三、第五及び第六の四件を一括して採決いたします。

四件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、四件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

出席國務大臣

外務大臣 安倍晋太郎君
自治大臣 山本 幸雄君

○閣議を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるの件

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるの件

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

建築物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

電源開発促進税法の一部を改正する法律
国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの標準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律
酪農振興法の一部を改正する法律

家畜改良増殖法の一部を改正する法律
日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法

(報告書受領)
一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領した。

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく昭和五十八年五月十七日 衆議院会議録第二十二号

和五十七年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況の報告書

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく昭和五十八年度において実施すべき交通安全施策に関する計画の報告書

(政府委員退任)

一、昨十六日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、第九十八回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の異動
官職名 氏名 官職名 年月 日 動

外務大臣 田中 義典 在シド
官房審議 田中 義典 在シド
官 田中 義典 在シド

(常任委員辞任及び補欠退任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

高橋 辰夫君 補欠 谷 洋一君
谷 洋一君 補欠 高橋 辰夫君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

地崎宇三郎君 補欠 堀内 光雄君
中村 弘海君 補欠 青木 正久君
五十嵐広三君 補欠 湯山 勇君

小川 省吾君 補欠 堀内 光雄君
加藤 万吉君 補欠 上坂 昇君
青木 正久君 補欠 中村 弘海君

堀内 光雄君 補欠 地崎宇三郎君
上坂 昇君 補欠 加藤 万吉君
福岡 義登君 補欠 小川 省吾君

湯山 勇君 補欠 五十嵐広三君

法務委員

辞任 今枝 敬雄君 補欠 粕谷 茂君
亀井 静香君 補欠 地崎宇三郎君
木村武千代君 補欠 赤城 宗徳君

櫻野 泰二君 補欠 河上 民雄君
赤城 宗徳君 補欠 今枝 敬雄君
粕谷 茂君 補欠 木村武千代君

地崎宇三郎君 補欠 亀井 静香君
河上 民雄君 補欠 櫻野 泰二君

外務委員

辞任 赤城 宗徳君 補欠 奥田 敬和君
河上 民雄君 補欠 井上 普方君
奥田 敬和君 補欠 赤城 宗徳君

井上 普方君 補欠 河上 民雄君

大蔵委員

辞任 粕谷 茂君 補欠 毛利 松平君
廣瀬 秀吉君 補欠 大原 亨君
毛利 松平君 補欠 粕谷 茂君

大原 亨君 補欠 廣瀬 秀吉君

商工委員

辞任 上坂 昇君 補欠 加藤 万吉君
清水 勇君 補欠 五十嵐広三君
渡辺 三郎君 補欠 小川 省吾君

小川 省吾君 補欠 清水 勇君
加藤 万吉君 補欠 渡辺 三郎君
上坂 昇君 補欠 加藤 万吉君

運輸委員 辞任 大村 襄治君 補欠 笑輪 登君
大村 襄治君 補欠 笑輪 登君

予算委員 辞任 笑輪 登君 補欠 高島 修君
笑輪 登君 補欠 高島 修君

(特別委員辞任及び補欠退任)
一、去る十二日、議長において、次のとおり特別

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障特別委員 辞任 神田 厚君 補欠 部谷 孝之君
部谷 孝之君 補欠 神田 厚君

一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障特別委員 辞任 東中 光雄君 補欠 寺前 巖君
寺前 巖君 補欠 東中 光雄君

(議案提出)
一、去る十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外八名提出)

総合食糧管理法(安井吉典君外八名提出)
農民組合法案(安井吉典君外八名提出)

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

湖沼水質保全特別措置法案
(議案受領)

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

男女雇用平等法案
一、去る十三日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

日本学術会議法の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

男女雇用平等法案(渡部通子君外一名提出、参法第七号(予)) 社会労働委員会 付託
一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外八

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議第二十二号 附説を省略した議長の報告

六八六

名提出、衆法第二二二号)

総合食糧管理法(安井吉典君外八名提出、衆法第一三三号)

農民組合法案(安井吉典君外八名提出、衆法第一四四号)

以上三件 農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

医学及び歯学の教育のための献体に關する法律案

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

学校教育法の一部を改正する法律案

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案

一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外八名提出)

総合食糧管理法(安井吉典君外八名提出)

農民組合法案(安井吉典君外八名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に關する協定の締結について承認を求めるの件

条約の締結について承認を求めるの件

一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

建築物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

電源開発促進税法の一部を改正する法律案

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

酪農振興法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案(第九十七回国会内閣提出、本院議決審査)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員草川昭三君提出徴用にサハリンに残留させられた朝鮮人の帰還問題に關する質問書

衆議院議員 福田 一殿

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

衆議院議員 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

これは人道、道義的にも許されることである。重大な責任を我が国は負わなければならない問題である。

私は、昨年予算委員会において本問題を取り上げ、政府に対応を求めたが、いまだ何らの具体的解決をみていない。政府として人道的かつ戦後処理問題の解決を急ぐべきと考える立場から次の質問を行う。

一本問題の解決は、我が国の過去の歴史的な過ちと反省の上に立つて対処すべきであり、我が国が負わなければならない責任であると同時に戦後処理問題の一環と認めるが、政府の所見を問う。

二 昭和五十七年三月九日の衆議院予算委員会での私の質問に対し、鈴木総理は「ソ連とは機会あるごとに粘り強く交渉していきたい」と答弁されているが、現在までの日ソ交渉経過を具体的に日付をおつて説明されたい。

特に、本年四月十二日から二日間の日程で開催された第三回日ソ事務レベル協議において、日本側からどのような提示がなされ、ソ連側からどのような回答がなされたか、詳細に説明されたい。

三 同委員会において、日本赤十字社を通じて帰国促進を図るべきとの私の提案に対し、鈴木総理はこの趣旨を踏まえる旨の答弁をされたが、その後日本赤十字社とはどのような話し合いをなされたか、具体的経過を伺いたい。

四 同委員会において、総理府総務局長は戦後処理問題懇談会での問題を検討する趣旨の答弁をされたが、その後の経過を伺いたい。

五 サハリン在留の旧日本国籍者のうち大韓民国に帰国を希望する者から、これまでに出された我が国への入国申請件数及び入国許可件数、また、そのうち実際に入国した人数は何か。

六 右に述べてきたサハリン在留者は高齢化し、その実態を正確に把握できていないのが現状である。政府の責任において速やかに実態調査を推進すべきであると思ふがどうか。なお、その担当官庁はどこが主務官庁となるのか見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆議九八第二〇号

昭和五十八年五月十三日

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

衆議院議員 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

衆議院議員 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

衆議院議員 福田 一殿

ある。政府の責任において速やかに実態調査を推進すべきであると思ふがどうか。なお、その担当官庁はどこが主務官庁となるのか見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆議九八第二〇号

昭和五十八年五月十三日

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

衆議院議員 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

衆議院議員 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

衆議院議員 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

衆議院議員 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

衆議院議員 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

衆議院議員 福田 一殿

衆議院議員 草川 昭三

衆議院議員 福田 一殿

ル協議において日本側からこの問題を提起したのに対し、ソ連側は日本と話し合うべき問題ではないとの従来の立場を繰り返した。

三について
昭和五十七年二月に日本赤十字社を通じて赤十字国際委員会に本件についての協力を要請し、その後赤十字国際委員会からの照会に対し詳細な資料を提出している。

四について
(1) 昭和五十七年六月から、戦後処理問題をどのように考えるべきかを検討するため、民間有識者からなる戦後処理問題懇談会が開催されているが、検討の過程で懇談会が具体的にどのような問題を取り上げるかは、基本的には懇談会において決定されるべきであると考え。昭和五十七年三月九日の衆議院予算委員会における総務府総務長官答弁は、この旨を表明したものである。

(2) 同懇談会は、現在、いわゆる恩給欠格者問題、シベリア強制抑留者問題及び在外財産問題を中心に、関係各省から、これまでに講じてきた施策等についてヒアリングを進めているところである。

五について

昭和五十年以降これまでに樺太に残留する朝鮮人中百三十七世帯四百三十八人（うち韓国に帰還するため我が国を通過しようとする者百二十三世帯三百九十二人、我が国に定住しようとする者十四世帯四百六十六人）から入国許可申請があり、このうち百二十四世帯四百一十一人（我が国を通過しようとする者百十五世帯三百七十六人、我が国に定住しようとする者九世帯三十五人）につきその入国申請を許可したが、そのほとんどの者がソ連から出国を認められていないため、実際に我が国に入国した者はこれらの者のうち三人（我が国を通過しようとする者一人、我が国に定住しようとする者二人）にすぎない。

昭和五十八年五月十七日 衆議院会議録第二十二号

政府としては、現在、樺太が日本の管轄下でないため、我が国としてなし得ることはおのずから限度があるが、政府は、外務省を主務官庁とし、従来からソ連政府に対し実地調査を行うよう申し入れていることは二についてにおいて述べたとおりであり、今後とも人道的見地からこころした努力を続けてまいりたい。

右
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

昭和五十八年三月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 連合会第二十七條 第三十八條」を「第二節 連合会」に改める。

「第二節 連合会」
第一款 全国市町村職員共済組合連合会（第二十七條、第三十八條）に改める。

第二款 地方公務員共済組合連合会（第二十八條の二、第三十八條の九）に改める。

第五條第一項第八号中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、第二十八條第一項第七号」を「第三十八條の三第一項第七号」に改める。

第十一條中「理事長」を「理事長一人」に改める。
第二十三條第一項中「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が市町村職員共済組合連合会又は都市職員共済組合連合会」を「地方公務員共済組合連合会」に改める。

第二十五條第二項を削る。
第二章第二節中第二十七條の前に次の款名を付する。

第一款 全国市町村職員共済組合連合会
第二十七條の見出しを「（市町村連合会）」に改め、同条第一項を次のように改める。
市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務（長期給付に係る業務を除く。）の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）を置く。
第二十七條第二項各号列記以外の部分中「市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）を「市町村連合会」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「組合の業務」を「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）の業務（長期給付に係る業務を除く。）に、「組合」を「構成組合」に、「給付」を「短期給付」に、「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「長期給付積立金及び」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第三項及び第四項中「連合会」を「市町村連合会」に改める。
第二十八條第一項中「連合会」を「市町村連合会」に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「長期給付積立金及び」を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。
第二十九條第一項中「連合会」を「市町村連合会」に改める。
第三十條を次のように改める。
（総会）
第三十條 市町村連合会に、市町村連合会の業務に関する重要事項を決定するための機関として、総会を置く。
2 総会は、議員六十一人をもつて組織する。

朗読を省略した議長長の報告 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

六八八

め、同条第一項中「長期給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を、」を削り、「災害給付積立金を、それぞれ連合会に、」を、市町村連合会に災害給付積立金を、に改め、同条第二項中「組合」を「構成組合」に、「前項の積立金を、」を「災害給付積立金」に、「連合会」を「市町村連合会」に改め、同条第三項中「連合会」を「市町村連合会」に、「組合」を「構成組合」に改め、「その長期給付に要する資金を長期給付積立金から」を削り、同条第四項中「第一項の積立金」を「災害給付積立金」に改め、「事業の目的及び資金の性質に応じ」を削る。

第三十七条中「連合会」を「市町村連合会」に、「組合」を「構成組合」に改める。

第三十八条第一項中「第二十五条第一項前段」を「第二十五条前段に、「連合会」を「市町村連合会」に、「第三項」を「第三項の認可を受けたとき、」又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」に、「第二十八条第二項」を「第二十八条第二項の認可を受けたとき」に改め、同条第二項中「連合会」を「市町村連合会」に改める。

第二章第二節に次の一款を加える。

第二款 地方公務員共済組合連合会

第三十八条の二 組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を置く。

2 地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行う。

- 一 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供する。
- 二 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を定めること。
- 三 長期給付積立金を管理すること。
- 四 その他その目的を達成するために必要な事業。

3 地方公務員共済組合連合会は、法人とする。

4 地方公務員共済組合連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

(定款)

第三十八条の三 地方公務員共済組合連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事業

四 事務所の所在地

五 運営審議会に関する事項

六 役員に関する事項

七 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合に関する事項

八 長期給付積立金に関する事項

九 経費の分賦及び会計に関する事項

十 その他組織及び業務に関する重要事項

2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 自治大臣は、第一項第七号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を聴かなければならない。

(運営審議会)

第三十八条の四 地方公務員共済組合連合会に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員二十二人以内で組織する。

3 委員は、自治大臣が組合員のうちから任命する。

4 自治大臣は、前項の規定により委員を任命する場合に、組合及び地方公務員共済組合連合会の業務に関する事項について広い知識を有する者のうちから任命しなければならない。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。

第三十八条の五 次に掲げる事項は、運営審議会

の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて地方公務員共済組合連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

(役員)

第三十八条の六 地方公務員共済組合連合会に、役員として理事長一人、理事若干人及び監事三人を置く。

2 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

3 理事は、理事長が、自治大臣の認可を受けて任命する。

4 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の

5 自治大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに不適しいと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

6 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

(役員職務)

第三十八条の七 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して地方公務員共済組合連合会の業務を執行する。

3 監事は、地方公務員共済組合連合会の業務を監査する。

4 地方公務員共済組合連合会と理事長又は職務代理者(第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者をいう。以下この項において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長又は職務代理者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が地方公務員共済組合連合会を代表する。

(長期給付積立金)

第三十八条の八 長期給付の円滑な実施を図るため、地方公務員共済組合連合会に長期給付積立金を設ける。

2 組合は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、第二十四条の規定により積み立てるべき責任準備金のうちから政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

3 地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。

4 長期給付積立金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

5 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるべきものとして公立学校共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の公立の義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)第二条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に掲げる職員である組合員に係る責任準備金に係る部分については、当該組合が当該組合員に対し厚生年金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内にお

六八九

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

もつて組織するものとする。

2 前項の場合においては、第五條第一項第八号中「第三十八條の三第一項第七号に掲げる事項」とあるのは「地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合(以下「加入組合」という。にあつては、第三十八條の三第一項第七号に掲げる事項」と、第二十三條第一項中「地方公務員共済組合連合会から借り入れる場合」とあるのは「加入組合が地方公務員共済組合連合会から借り入れる場合」と、第三十八條の二第二項第一号及び第二号並びに第三十八條の三第一項第七号中「組合」とあるのは「加入組合」と、第三十八條の四第三項及び第四項中「組合員」とあるのは「加入組合の組合員」と、第三十八條の八第二項及び第三項中「組合」とあるのは「加入組合」と、第三十八條の九第一項中「組合」とあるのは「加入組合」と、第百十三條第一項中「組合を組織する職員」とあるのは「政令で定める職員を単位として」とあるのは「政令で定める職員の単位として」とあるのは「加入組合に係る長期給付に要する費用にあつては、加入組合を組織する職員のすべてについて政令で定める職員を単位として」と、第百十四條第二項中「長期給付」とあるのは「加入組合の長期給付」と、第百四十二條第三項中「地方職員共済組合及び警察共済組合」とあるのは「地方職員共済組合」として、これらの規定を適用し、第三十八條の八第五項の規定は、適用しない。

3 地方公務員共済組合連合会の運営審議会は、第一項の規定により地方公務員共済組合連合会が地方職員共済組合、都職員共済組合、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもつて組織されている間、第三十八條の四第二項の規定にかかわらず、委員十四人以内で組織するものとする。

4 第一項の場合において、公立学校共済組合又

は警察共済組合は、それぞれその責任準備金のうち、公立学校共済組合の公立の義務教育費国庫負担法第二条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員である組合員に係る部分又は警察共済組合の国の職員である組合員に係る部分については、これらの組合がこれらの組合員に対し厚生年金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

5 第一項の場合において、公立学校共済組合若しくは警察共済組合の組合員若しくは組合員であつた者(退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。)が他の組合の組合員となつたとき、又は加入組合(地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合をいう。以下この項において同じ。)の組合員若しくは組合員であつた者(退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。)が他の組合(加入組合を除く。)の組合員となつたときは、それぞれ元の組合は、政令で定めるところにより、その者に係る責任準備金に相当する金額をそれぞれ他の組合に移換しなければならない。

(地方公務員共済組合連合会の運営審議会の委員の任命の特例)

第十四條の七 地方公務員共済組合連合会の運営審議会の委員の任命については、昭和五十八年法律第 号の施行の日から附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間、前条第二項の規定により読み替へて適用される第三十八條の四第三項中「加入組合の組合員」とあるのは、「加入組合の組合員又は加入組合の組合員であつた者(加入組合の運営審議会の委員又は

組合会の議員である者に限る。）」として、同項の規定を適用する。

附則第二十八條の次に次の十條を加える。

(定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に関する特例)

第二十八條の二 地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号。以下「昭和五十六年法律第九十二号」という。)の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る地方公務員法第二十八條の二第一項の規定に基づき条例で定める日(昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日。以下この項及び附則第二十八條の五第一項において「定年退職日」という。)まで引き続き組合員であつたものが、地方公務員法第二十八條の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合(地方公務員法第二十八條の三(昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。))の規定により勤務した後退職した場合及び地方公務員法第二十八條の四(昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。))の規定により任用された後退職した場合を含む。以下「定年等による退職をした場合」という。において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が退職年金(附則第二十八條の五第二項に規定する特例退職年金を含む。又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者は、当該退職に係る組合に申し出て、引き続き当該組合のこの法律の規定(長期給付に関する規定に限る。))の適用を受ける組合員となることのできる。この場合において、長期給付に関する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとなつた者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づき共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者(以下この項において「被保険者等」という。)となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が退職年金(附則第二十八條の五第二項に規定する特例退職年金を含む。又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定(長期給付に関する規定に限る。))の適用を受ける組合員となることのできる。

3 第一項又は前項の申出は、第一項の退職をした日の翌日又は前項の組合員若しくは被保険者の資格を喪失した日から起算してそれぞれ六月を経過する日までの間にしなければならない。ただし、組合は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することのできる。

4 第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員(以下「特例継続組合員」という。)となつた者は、地方公務員共済組合連合会(公立学校共済組合又は警察共済組合の特例継続組合員となつた者)については、公立学校共済組合又は警察共済組合が、政令で定める基準に従い、その者の長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額(以下「特例継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

5 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、

第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日）から、その資格を喪失する。

一 死亡したとき。
二 退職年金（附則第二十八条の五第二項に規定する特例退職年金を含む。）を受けることができず、又は第八十二条第二項各号の一に該当することとなつたとき。

三 特例継続掛金（特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。）をその払込み期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。）。

四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づき共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者となつたとき。

五 特例継続組合員でなくなつたことを希望する旨を組合に申し出たとき。
7 第一項、第二項及び前項第五号の申出の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

（特例継続組合員が死亡した場合等における長期給付の特例）
第二十八条の三 特例継続組合員が公務傷病によらないで特例継続組合員である間に死亡した場合における第九十三条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第九十三条の二から第九十三条の六までの規定にかかわらず、次の各号

に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これにその者の組合員期間（通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る。）の月数に乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額とする。

一 四十九万二千元
二 特例継続掛金の標準となつた給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、特例継続組合員が旧法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であつたときは、その者に係る第九十三条第三号の規定による遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を控除した金額とする。

3 特例継続組合員が特例継続組合員である間に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した場合における第八十六条第一項第二号の規定による障害年金又は第九十二条第一項の規定による障害一時金の支給の要件の特例については、政令で定める。

（健康保険法等との関係）
第二十八条の四 特例継続組合員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員であるものを除く。次項において同じ。）は、健康保険法第十二条の規定の適用については、同条第一項に規定する他の法律に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

2 特例継続組合員は、国民健康保険法第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。
（定年等による退職をした者に係る長期給付の特例）

第二十八条の五 昭和五十六年法律第九十二号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合に

において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の規定により支給する退職年金（以下「特例退職年金」という。）の額は、第七十八条第二項及び第七十八条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに組合員期間（通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る。）の月数に乗じて得た金額とする。

一 四十九万二千元
二 給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

3 前項の場合において、その者が旧法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であるときは、その者に係る特例退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を控除した金額とする。

第二十八条の六 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をしたとき（当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなるものを除く。）は、前後の組合員期間を合算して特例退職年金の額を改定する。この場合において、第八十条の規定は、適用しない。

2 前項前段の場合において、その改定額が、改定前の特例退職年金の額と、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除して得た金額に前後の組合員期間を合算した期間の月数から改定前の特例退職年金の基礎となつた組合員期間の月数を控除した月数に乗じて得た金額との合計額より少ないときは、その合計額に相当する金額をもつて、改定額とする。

一 四十九万二千元
二 再退職に係る給料の千分の十に相当する額

に二百四十を乗じて得た金額
第二十八条の七 既に特例退職年金の支給を受けている場合を除き、特例退職年金を受ける権利を有する者が第八十三条第一項の規定による請求をしたときは、脱退一時金を支給するものとし、特例退職年金は、支給しない。

2 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。
3 特例退職年金を受ける権利を有する者については、附則第十八条の二第一項及び昭和五十四年法律第七十三号附則第七條第二項の規定は、適用しない。

4 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職した場合において、その者が当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

第二十八条の八 特例退職年金を受ける権利を有する者（第七十九条第一項の規定により当該特例退職年金の支給を停止されている者を除く。）が公務傷病によらないで死亡したときは、第九十三条の規定にかかわらず、その者の遺族に、遺族年金を支給する。

2 前項の規定により支給する遺族年金（附則第二十八条の十一において「特例遺族年金」という。）の額は、第九十三条から第九十三条の六までの規定にかかわらず、その死亡した者に係る附則第二十八条の五第二項及び第三項並びに附則第二十八条の六の規定により算定した特例退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

第二十八条の九 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、附則第二十八条の五から前条までの規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に關する規定の適用を受ける組

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

六九二

合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員(団体組合員を除く。)となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないとき。

(国の職員に関する特例)

第二十八条の十 国の職員に係る附則第二十八条の二第一項及び第四項、附則第二十八条の三第一項第二号、附則第二十八条の五第一項及び第二項第二号並びに附則第二十八条の六第二項第二号の規定の適用については、附則第二十八条の二第二項中「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号。以下「昭和五十六年法律第九十二号」という。)の公布の日」とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。)の公布の日」と、「地方公務員法第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日(昭和五十六年法律第九十二号附則第三條の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日」とあるのは「国家公務員法第八十一條の二第一項に規定する定年退職日(昭和五十六年法律第七十七号附則第三條の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日」と、「地方公務員法第二十八条の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三條」とあるのは「国家公務員法第八十一條の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三條」と、「地方公務員法第二十八条の三(昭和五十六年法律第九十二号附則第四條)」とあるのは「国家公務員法第八十一條の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三條」と、同条第二項第二号及び附則第二十八条の六第二項第二号中「給料」とあるのは「俸給」とする。

律第九十二号附則第四條において準用する場合を含む。)とあるのは「国家公務員法第八十一條の三(昭和五十六年法律第七十七号附則第四條において準用する場合を含む。)」と、「地方公務員法第二十八條の四(昭和五十六年法律第九十二号附則第五條において準用する場合を含む。)」と、同条第四項中「地方公共団体」とあるのは「国」と、附則第二十八條の三第一項第二号中「給料」とあるのは「俸給」と、附則第二十八條の五第一項中「昭和五十六年法律第九十二号の公布の日」とあるのは「昭和五十六年法律第七十七号の公布の日」と、同条第二項第二号及び附則第二十八條の六第二項第二号中「給料」とあるのは「俸給」とする。

第二十八條の十一 附則第二十八條の二から前条までに定めるもののほか、特例継続組合員に係る長期給付及び長期給付に要する費用の負担についてこの法律又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定を適用する場合における技術的調整その他の特例継続組合員に対するこの法律又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の適用に関し必要な事項並びに特例退職年金及び特例遺族年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三條中「連合会を(旧連合会)」に改める。

附則第三十三條の二第二項第一号中「第四百四十一條第四項及び第五項」を「第四百四十一條第三項及び第四項」に改める。

附則第四十條の二第四項中「第三十二條」の下に「第三十八條の五」を加える。

附則

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第四條まで及

び附則第九條の規定は公布の日から、地方公務員等共済組合法附則第二十八條の次に十條を加える改正規定は昭和六十年三月三十一日から施行する。

(全国市町村職員共済組合連合会の設立)

第二条 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会の理事長は、その協議により、昭和五十八年十二月三十一日までに、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事長の協議を招集しなければならない。

2 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事長は、前項に規定する会議において、全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」という。)の理事長となるべき者を互選し、並びにこの法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十八條第一項各号に掲げる事項について定款を定め、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)を含む事業年度の事業計画及び予算を作成しなければならない。

3 前項の規定により市町村連合会の理事長となるべき者として互選された者は、昭和五十九年二月二十九日までに、同項の定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5 市町村連合会は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に成立する。この場合において、市町村連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6 第二項の市町村連合会の理事長となるべき者は、市町村連合会の成立の日において、市町村連合会の理事長となるものとする。

7 市町村連合会の設立に要する費用は、市町村連合会が負担するものとする。

(地方公務員共済組合連合会の設立)

第三条 地方公務員共済組合連合会の設立に当

つては、地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、五人の地方公務員共済組合連合会設立委員(以下「設立委員」という。)を選任しなければならない。

2 前項の場合において、地方職員共済組合又は都職員共済組合はそれぞれ一人の設立委員を、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合又はすべての都市職員共済組合はそれぞれすべての指定都市職員共済組合の理事長、すべての市町村職員共済組合の理事長又はすべての都市職員共済組合の理事長よりそれぞれ一人の設立委員を、昭和五十八年十二月三十一日までに選任するものとする。

3 設立委員は、昭和五十九年二月二十九日までに、改正後の法第三十八條の三第一項各号に掲げる事項について定款を定め、施行日を含む事業年度の事業計画及び予算を作成し、並びにその定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5 地方公務員共済組合連合会は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に成立する。この場合において、地方公務員共済組合連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6 設立委員は、地方公務員共済組合連合会が成立したときは、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

7 地方公務員共済組合連合会の設立に要する費用は、地方公務員共済組合連合会が負担するものとする。

(市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会の解散等)

第四条 この法律による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第二十七條第一項の規定に基づく市町村職員共済組合連

合会及び都市職員共済組合連合会(以下「旧連合会」という。)は、市町村連合会の成立の時に於いて解散するものとし、旧連合会の権利義務は、その時において市町村連合会が承継する。

2 市町村連合会は、前項の規定により解散する旧連合会の職員に対して、市町村連合会の職員としての採用、就職のあつせんその他の適切な措置を講じなければならない。

3 第一項の規定により市町村連合会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

4 市町村連合会が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で改正前の法第二十七條第一項の規定に基づく市町村職員共済組合連合会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

5 市町村連合会は、第一項の規定により承継する資産のうち改正前の法第三十六條第一項の規定による長期給付積立金(以下この項において「長期給付積立金」という。)に係るものについては、旧連合会における長期給付積立金の運用の状況を考慮して政令で定めるところにより、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に移換するものとする。

6 第一項の規定により旧連合会が解散した場合における解散の登記その他解散に伴う必要な措置については、政令で定める。

(市町村連合会の役員の任期の特例)

第五條 改正後の法第三十三條第三項又は第四項の規定に基づいて最初に選挙された市町村連合会の役員の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、施行日から昭和五十九年十一月三十日までとの間とする。

(長期給付に要する費用の算定単位に関する経過措置)

第六條 施行日以後最初に改正後の法附則第十四條の六第二項の規定により読み替えられた改正後の法第三十三條第一項後段の規定による再計算が行われるまでの間は、組合の長期給付に要する費用の算定の単位については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(審査請求等に関する経過措置)

第七條 施行日前に改正前の法第七十七條第一項の規定に基づき改正前の法第八十八條第一項の規定により旧連合会に置かれた地方公務員共済組合審査会(以下この項において「旧連合会の審査会」という。)に對してされた審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものは改正後の法第七十七條第一項の規定に基づき改正後の法第八十八條第一項の規定により市町村連合会に置かれる地方公務員共済組合審査会(以下この項において「市町村連合会の審査会」という。)に對してされた審査請求と、施行日前に旧連合会の審査会において行われた裁決は市町村連合会の審査会において行われた裁決とみなす。

2 この附則に定めるもののほか、改正前の法の規定に基づいてされた行為又は手続は、改正後の法の相当する規定に基づいてされた行為又は手続とみなす。

(組合役員等の取扱いに関する経過措置)

第八條 地方公務員共済組合の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「組合役員」という。)又は市町村連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この項において「連合会役員」という。)である者が改正後の法第四十一條第一項若しくは第二項の規定により改正後の法第二條第一項第一号に

規定する職員とみなされる期間又は改正後の法第四十四條の十九の規定により改正後の法第四十四條の三第一項に規定する団体職員とみなされる期間に係る改正後の法の長期給付に關する規定の適用については、その者の施行日以後における組合役員又は連合会役員としての在職期間に限るものとする。

2 施行日の前日に組合役員であつた者で、施行日以後引き続き組合役員であるものについては、改正後の法第四十一條第一項若しくは第四十四條の十九又は前項の規定にかかわらず、その者が引き続き当該組合役員である間は、改正後の法の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員としない。

(政令への委任)

第九條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会の設立に關する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則に關する経過措置)

第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第十一條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中「連合会」を削り、「公務に於ける年金」を若しくは公務に於ける年金に、「連合会役員」を「連合会若しくは連合会役員」に改め、「新法第二

十七條第二項」を削る。

第三十條第一項中「及び第三十六條第二項」を削る。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第十二條 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項及び附則第十條中「第四十一條(第三項を除く。)」を「第四十一條」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第二号、第七十二條の五第一項第四号、第二百九十六條第一項第二号及び第三百四十八條第四項中「市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十四條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十四号中、市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会を「若しくは全国市町村職員共済組合連合会」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中市町村職員共済組合連合会の項を削り、

船員災害防止協会の項を削り、

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)を

船員災害防止協会の項を削り、

全国市町村職員共済組合連合会

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)

地方公務員等共済組合法

地方公務員等共済組合法

地方公務員等共済組合法

を削る。

(法人税法の一部改正)

第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「市町村職員共済組合連合会」の項を削り、

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)

船員災害防止協会の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)

地方公務員等共済組合法

地方公務員等共済組合法

を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十八の項中「市町村職員共済組合

地方公務員共済組合

地方公務員共済組合

地方公務員共済組合連合会

に改め、都市職員共済組合連合会の項

船員災害防止協会

船員災害防止協会の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)

全国市町村職員共済組合連合会

地方公務員共済組合

地方公務員共済組合

地方公務員共済組合連合会

に改め、都市職員共済組合連合会の項

連合会及び都市職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十九条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「若しくは同法第二十七條に規定する市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会」を「同法第二十七條に規定する全国市町村職員共済組合連合会若し

くは同法第三十八條の二に規定する地方公務員共済組合連合会」に改める。

(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の削減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)

第二十条 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の削減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第百四十一条第四項」を「第百四十一条第三項」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第二十一条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第十六号中「市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を監督し、及び」を「全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会を監督し、」に改める。

第十条第一項第八号の二中「市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会」に改め、同条第二項中「前項第六号から第九号の二まで」を「前項第六号から第九号まで」に改める。

理由

地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため新たに地方公務員共済組合連合会を設けることとする等のほか、地方公務員の定年制度の実施に伴い定年等による退職をした者に対する長期給付に係る特例措置を講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会を設けることとする等のほか、地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者に対する長期給付に係る特例措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会を設けることとする等のほか、地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者に対する長期給付に係る特例措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

事項

1 地方公務員共済組合連合会の設立

(1) すべての地方公務員共済組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を置くこととする。

(2) 地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行うこととする。

ア 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

イ 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を定めること。

ウ 長期給付積立金を管理すること。

エ その他その目的を達成するために必要な事業

(3) 地方公務員共済組合連合会に、運営審議会並びに理事長、理事及び監事を置くこととする。

(4) 長期給付の円滑な実施を図るため、地方公務員共済組合連合会に長期給付積立金を設けることとする。組合は、長期給付積立金に充てるため、政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとし、地方公務員共済組合連合会は、組合の請求に基づき、長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。

(5) その他

ア 地方公務員共済組合連合会の設立期日は、昭和五十九年四月一日とする。

と。

イ 地方公務員共済組合連合会は、当分の間、公立学校共済組合及び警察共済組合を除く地方公務員共済組合で組織することとする。

2 全国市町村職員共済組合連合会の設立

(1) すべての市町村職員共済組合及びすべての市町村職員共済組合をもつて組織する全国市町村職員共済組合連合会(以下市町村連合会という。)を置くこととする。

(2) 市町村連合会は、次に掲げる事業を行うこととする。

ア 構成組合(市町村職員共済組合又は都市職員共済組合をいう。以下同じ。)の業務(長期給付に係る業務を除く。)に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。

イ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。

ウ 災害給付積立金を管理すること。

エ 福祉事業を行うこと。

オ その他その目的を達成するために必要事業

(3) 市町村連合会に、総会並びに理事長、理事及び監事を置くこととする。

(4) その他

ア 市町村連合会の設立期日は、昭和五十九年四月一日とする。

イ 改正前の地方公務員共済組合法に基づき市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会は、市町村連合会の設立の時に解散することとする。

ウ 市町村連合会は、当分の間、前記(2)に掲げる事業のほか、市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業及

び構成組合の長期給付に係る事務の指導等の事業を行うことができることとする。

(二) 定年等による退職をした者に係る長期給付の特例等に関する事項

1 特例継続組合員制度の創設

定年等による退職をした者のうち、退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有しない者で、定年等による退職前の組合員期間が十年以上であること等一定の要件に該当するものについては、その者の申出により、退職後も引き続き地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける特例継続組合員となることとすることができる。

2 退職年金等の特例

定年等による退職をした者のうち、退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有しない者で、定年等による退職前の組合員期間のうち四十歳以上の組合員期間が十五年以上であること等一定の要件に該当するもの又はその遺族に対して、特例退職年金等を支給することとする。

その他

(三) その他所要の措置を講ずることとする。

(四) 施行期日

前記の措置は、昭和五十九年四月一日から施行することとする。ただし、前記(三)の措置は、昭和六十年三月三十一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会を設けることとする等のほか、地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者に対する長期給付に係る特例措置を講じようとする本案は、時宜に適合するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十八年五月十三日
地方行政委員長 田村 良平
衆議院議長 福田 一殿

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十八年四月二十日
参議院議長 徳永 正利
衆議院議長 福田 一殿

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結
前文
この協定の締結は、ひいては、社会的及び経済的分野における開発計画を継続するためにコーヒーに大きく依存している多数の国の経済にとつて、この商品が特に重要であることを認め、コーヒーの貿易に関する緊密な国際協力が、コーヒー生産国の経済の多角化及び発展を助長し、生産国と消費国との間の政治的及び経済的関係を改善し並びにコーヒーの消費の増大に資することを考慮し、

生産者及び消費者の双方の利益を損なう著しい価格変動を引き起こすことのある生産と消費との間の不均衡を避けることが望ましいことを認め、国際的措置が、そのような不均衡のもたらす結果を是正することに役立つことができること及び

採算のとれる価格を通じて生産者にとつて十分な水準の収入を確保することに寄与することができることを確信し、
千九百六十二年、千九百六十八年及び千九百七十六年の国際コーヒー協定の実施を通じてもたらされた国際協力から得られた利益に留意して、次のとおり協定した。

第一章 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(1) 消費者にとつて公正な価格で十分なコーヒーの供給が確保され及び生産者にとつて採算のとれる価格でコーヒーの市場が確保されるように、並びに生産と消費との間の長期的均衡を可能にするように、世界のコーヒーの供給と需要との間の妥当な均衡を達成すること。

(2) 生産者及び消費者の双方の利益を損なう世界のコーヒーの供給、在庫及び価格の過度の変動を回避すること。

(3) 加盟国における生産資源の開発並びに雇用及び所得の増加及び維持に寄与し、それにより、公正な賃金、一層高い生活水準及び一層良い労働条件の実現に資すること。

(4) 価格を(1)の規定に適合する水準に維持し及び消費を増大させることによつて、コーヒー輸出の購買力を増大させること。

(5) あらゆる可能な方法により、コーヒーの消費を振興し及び増大させること。

(6) コーヒーの貿易と工業製品の市場の経済的安定性との関係を認識して、一般的に、世界のコーヒー問題に関して国際協力を推進すること。

第二条 加盟国による一般的約束
加盟国は、前条に定める目的が達成されるようにその通商政策を運用することを約束する。

加盟国は、更に、この協定及びこれに基づく義務を完全に履行することにより当該目的を達成することを約束する。

(2) 加盟国は、消費者にとつてコーヒーの価格が消費の望ましい増大を妨げないものであること

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六九六

を確保するよう努めつつ生産者にとつて十分な採算が確保される水準に価格を維持する政策を採用する必要があることを認める。このような政策の目的が達成されている場合には、加盟国は、コーヒーの価格に影響を及ぼすおそれのある共同行為を慎む。

(3) 加盟輸出国は、非加盟国にコーヒーを売却する場合に、売却の条件が、同一の時点において加盟輸入国に提示するものよりも、通常の貿易慣行に照らし買手にとつて商業的に有利なものとなるようないかなる措置も採用せず又は維持しないことを約束する。

(4) 理事会は、(3)の規定の遵守状況を定期的に検討するものとし、第五十三条の規定により適当な情報を提供するよう加盟国に要求することができる。

(5) 加盟国は、原産地証明書がコーヒーの貿易に關する不可欠の情報源であることを認める。輸出割当てが停止されている期間中、原産地証明書が適切な使用を確保する責任は、加盟輸出国が負う。もつとも、加盟輸入国は、輸出割当てが実施されていないときはコーヒーの貨物が証明書を伴うことを要求する義務はないが、最大量の情報がすべての加盟国にとつて利用可能となることを確保するため、加盟輸出国から積み出されたコーヒーの貨物に關連する証明書の収集及び確認について機關と十分に協力する。

第二章 定義

第三条 定義

この協定の適用上、

(1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の実及び豆(パーチメント・コーヒーであるか、生コーヒーであるか、いりコーヒーであるかを問わない)をいひ、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーを含む。これらの語は、次の意味を有する。
(a) 「生コーヒー」とは、いる前の裸豆の状態におけるすべてのコーヒーをいう。

(b) 「乾燥したコーヒーの実」とは、コーヒー樹の乾燥した果実をいう。乾燥したコーヒーの実の生コーヒー相当重量を得るためには、乾燥したコーヒーの実の正味重量を〇・五倍する。

(c) 「パーチメント・コーヒー」とは、パーチメント皮に包まれた生のコーヒー豆をいう。パーチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、パーチメント・コーヒーの正味重量を〇・八倍する。

(d) 「いりコーヒー」とは、生コーヒーを何らかの程度までいつたものをいひ、ひきコーヒーを含む。いりコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、いりコーヒーの正味重量を一・一九倍する。

(e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものをいう。カフェイン抜きコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものの正味重量をそれぞれ一倍、一・一九倍又は二・六倍する。

(f) 「液状コーヒー」とは、いりコーヒーから得た水溶性の固形成分を液状にしたものをいう。液状コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を二・六倍する。

(g) 「可溶性コーヒー」とは、いりコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいう。可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、可溶性コーヒーの正味重量を二・六倍する。

(2) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをいひ、「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)又は二千二百四・六ポンドをいひ、また、「ポンド」とは、四

百五十三・五九七グラムをいう。

(3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をいう。

(4) 「機關」、「理事会」及び「執行委員会」とは、それぞれ、國際コーヒー機關、國際コーヒー理事會及び國際コーヒー機關の執行委員会をいう。

(5) 「加盟国」とは、締約国政府(次条(3)に規定する政府間機關を含む)、第五条の規定に基づき本土地域と別個に加盟国であると宣言された指定領域又は第六條若しくは第七條の規定に基づき加盟集團として機關に加盟する二以上の締約国政府若しくは指定領域若しくはその双方をいう。

(6) 「加盟輸出国又は輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出量が輸入量を上回る加盟国又は国をいう。

(7) 「加盟輸入国又は輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸入量が輸出量を上回る加盟国又は国をいう。

(8) 「加盟生産国又は生産国」とは、それぞれ、商業的にみて相当な数量のコーヒーを栽培する加盟国又は国をいう。

(9) 「区分ごとの単純過半数」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投票の票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

(10) 「区分ごとの三分の二以上の多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投票の票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投票の票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

(11) 「効力発生」とは、別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生(暫定的なものであるか確定的なものであるかを問わない)をいう。

(12) 「輸出可能生産量」とは、コーヒー年度又は收穫年度における輸出国のコーヒーの總生産量から当該年度において国内消費に充てられる数量を差し引いた数量をいう。

(13) 「輸出可能数量」とは、コーヒー年度における輸出国の輸出可能生産量に過去のコーヒー年度からの累積した在庫量を加えた数量をいう。

(14) 「輸出権利数量」とは、加盟国がこの協定に基づき輸出することを承認されるコーヒーの数量の合計をいひ、第四十四條の規定に基づき輸出割当使用分に算入されない輸出量を含まない。

(15) 「輸出割当ての不使用分」とは、コーヒー年度における加盟輸出国の年間輸出権利数量から当該コーヒー年度の最初の六箇月以内に明らかにされた次のいずれかの数量を差し引いた数量をいう。

(a) 当該加盟輸出国が在庫及び收穫見込みに基づき算定した当該コーヒー年度における輸出可能なコーヒーの数量

(b) 当該加盟輸出国が当該コーヒー年度において輸出割当ての対象となる市場に輸出する意思を表明した数量

(16) 「輸出割当ての未使用分」とは、コーヒー年度における加盟輸出国の年間輸出権利数量と当該コーヒー年度において当該加盟輸出国が輸出割当ての対象となる市場に輸出したコーヒーの数量との差をいう。ただし、この差が、(5)に定める「輸出割当ての不使用分」に相当する場合を除く。

第三章 加盟国

第四条 機關の加盟国

(1) 締約国政府は、次条から第七條までに別段の定めがある場合を除くほか、第六十四條(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受ける領域と一体として機關の單一の加盟国となる。

(2) 加盟国は、理事会の同意する条件に従つて加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができる。

(3) この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体又は国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用についてこれと同等の責任能力を有するその他の政府機関を含む。

(4) (3)の政府機関は、それ自体の票を有さないが、その権限内の事項に關して表決が行われる場合には、当該政府機関の構成国の票を一括して投する権利を有する。この権利が行使される場合には、当該政府機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

(5) 第十六条(1)の規定は、(3)の政府機関に關して適用しないが、その権限内の事項に關しては、当該政府機関は、執行委員会の討議に参加することができ、その権限内の事項に關して表決が行われる場合には、第十九条(1)の規定にかかわらず、当該政府機関のいずれかの構成国は、執行委員会において当該政府機関の構成国が投する権利を有する票を一括して投することができ、

第五條 指定領域としての別個の加盟
コーヒの純輸入者である締約国政府は、いつでも、第六十四条(2)に定める通告を行うことにより、自国が国際関係について責任を有する領域のうちコーヒの純輸出者で自国が指定するものと別個に機関に加盟することを宣言することができ、この場合において、本土地域は、指定されなかつた領域と一体として単一の加盟国となり、指定領域は、当該通告に示すところに従つて個別に又は集團として、本土地域と別個に加盟国となる。

第六條 機関に加盟する際に形成する加盟集團

(1) コーヒの純輸出者である二以上の締約国政府は、それぞれの批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、理事会及び国際連合事務総長に対する通告により、加盟集團として機関に参加することを宣言することができる。第六十四条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受

ける領域は、その国際関係について責任を有する国の政府が同条(2)に定める通告を行った場合には、加盟集團の一部となることができる。これらの締約国政府及び指定領域は、次の条件を満たすものでなければならない。

(a) 集團の義務についての責任を個別に及び集團として受諾する意思を宣言すること。

(b) 更に、次の(1)の条件及び(2)又は(3)の条件を満たすことについて十分な証拠を理事会に提出すること。

(i) 当該加盟集團が共通のコーヒ政策を遂行するために必要な機構を有すること並びに当該締約国政府及び指定領域が当該加盟集團の他の構成員とともにこの協定に基づき義務を履行する手段を有すること。

(ii) 当該締約国政府及び指定領域が、従前のいずれかの国際コーヒ協定において加盟集團として認められていたこと。

(iii) 当該加盟集團が集團の義務を履行することができ、その旨の保証を理事会に与えることにより、当該締約国政府及び指定領域が、コーヒに關する共通の又は調整された商業上及び経済上の政策、通貨及び財政に關する調整された政策並びにこれらの政策を遂行するために必要な組織を有すること。

(2) 加盟集團は、機關の単一の加盟国となる。ただし、加盟集團の各構成員は、次の規定に係る事項に關しては、それぞれ単一の加盟国として取り扱う。

(a) 第十一條、第十二條及び第二十條(1)の規定

(b) 第五十條及び第五十一條の規定

(c) 第六十七條の規定

(3) 加盟集團として加盟する締約国政府及び指定領域は、この協定の規定(2)に掲げる規定を除く(3)に係る事項に關して理事会においてこれを代表する政府又は機構を特定する。

(4) 加盟集團の投票権は、次に定めるところにより行使される。

(a) 加盟集團は、個別に機關に加盟する単一の加盟國の基本票と同数の基本票を有する。この基本票は、当該加盟集團を代表する政府又は機構に屬し、当該政府又は機構が投する。

(b) (2)に掲げる規定に係る事項に關して投票が行われる場合には、加盟集團の各構成員は、第十三條(3)及び(4)の規定に基づいて自己に屬する票を、各構成員が個別の加盟國である場合と同様に、個別に投することができ、ただし、基本票は、当該加盟集團を代表する政府又は機構にのみ屬する。

(5) 加盟集團の構成員である締約国政府又は指定領域は、理事会に對する通告によつて、加盟集團から脱退し、別個の加盟國となることができ、脱退は、理事会が通告を受領した時に効力を生ずる。いずれかの構成員が加盟集團から脱退した場合又は機關への参加を終止した場合に、当該加盟集團の残余の構成員は、当該加盟集團を維持することを理事会に申請することができ、当該加盟集團は、理事会がその申請を却下しない限り、存続する。加盟集團の各構成員は、当該加盟集團が解散した場合に、個別の加盟國となる。加盟集團の構成員でなくなつた加盟國は、この協定の有効期間中再びいずれかの加盟集團の構成員にもなることができない。

第七條 機關に加盟した後に形成する加盟集團

二以上の加盟輸出國は、この協定の効力発生の後いつでも、加盟集團を形成することを理事会に申請することができる。理事会は、これらの加盟輸出國が前条(1)に定めるところにより宣言を行い、及び十分な証拠を提出したと認定する場合には、その申請を承認する。承認があつたときは、当該加盟集團は、同条(2)から(5)までの規定の適用を受ける。

第四章 組織及び運営

第八條 國際コーヒ機關の所在地及び構成

第九條 國際コーヒ機關の構成

(1) 千九百六十二年の國際コーヒ協定に基づいて設立された國際コーヒ機關は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。

(2) 機關の所在地は、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンとする。

(3) 機關は、國際コーヒ理事会、執行委員会、事務局長及び職員によつてその機能を営む。

第九條 國際コーヒ理事會の構成

(1) 機關の最高機關は、國際コーヒ理事會とし、理事會は、機關のすべての加盟國で構成する。

(2) 加盟國は、理事會における一人の代表及び、希望する場合には、一人又は二人以上の代表代理を任命する。加盟國は、また、その代表又は代表代理の顧問を指名することができる。

第十條 理事會の権限及び任務

(1) この協定によつて明示的に与えられるすべての権限は、理事會に屬する。理事會は、この協定の実施のために、必要な権限を有し及び必要な任務を遂行する。

(2) 理事會は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、この協定の実施のために必要な、かつ、この協定に適合する規則(理事會の手続規則並びに機關の會計及び職員に關する規則を含む)を定める。理事會は、その手続規則において、会合することなく特定の事項について決定を行うための方法を定めることができる。

(3) 理事會は、また、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録及び望ましいと認めるその他の記録を保管する。

第十一條 理事會の議長及び副議長の選

舉

理事會は、各コーヒ一年度につき、議長一人並びに第一副議長、第二副議長及び第三副議長各一人を選出する。

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六九八

(2) 原則として、議長及び第一副議長は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出し、第二副議長及び第三副議長は、他方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各コーヒール年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。

(3) 議長及び議長を代行している副議長は、投票権を有さない。この場合には、代表代理が自国の投票権を行使する。

第十二条 理事会の会期

理事会は、原則として年二回、通常会期を開催する。理事会は、その決定により、特別会期を開催することができる。特別会期は、また、執行委員会、五の加盟国又は二百票以上の票を有する一若しくは二以上の加盟国の要請に基づいて開催される。会期の通知は、緊急の場合を除くは、少なくとも三十日前に行う。会期は、理事会が別段の決定を行わない限り、機関の所在地において開催する。

第十三条 票数

(1) 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。これらの各千票は、(2)から(9)までに定めるところにより、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分内でそれぞれ配分する。

(2) 加盟国は、五の基本票を有する。ただし、加盟国の各区分内の基本票の数の合計が百五十を超えないことを条件とする。加盟輸出国の数又は加盟輸入国の数が三十を超える場合には、加盟国の数が三十を超える区分内の各加盟国の基本票の数を調整し、各区分内の基本票の数の合計がそれぞれ百五十以下となるようにする。

(3) 附屬書二に掲げる加盟輸出国は、基本票に加えて、同附屬書(2)欄に掲げる票数を有する。この(3)に規定する加盟輸出国が第三十一条(3)の規定に基づいて基本輸出割当てを受けることを選択する場合に、この(3)の規定は、当該加盟輸出

国については、適用しない。

(4) 加盟輸出国の残余の票は、基本輸出割当てを有する加盟輸出国の間で、直前の四歴年間に占める各国の加盟輸入国へのコーヒールの輸出の平均数量に比例して配分する。

(5) 加盟輸入国の残余の票は、加盟輸入国の間で、直前の四歴年間に占める各国のコーヒールの輸入の平均数量に比例して配分する。

(6) 票の配分は、理事会が各コーヒール年度の当初にこの条の定めるところにより決定するものとし、(7)に定める場合を除くは、当該コーヒール年度中効力を有する。

(7) 機関の加盟国の構成に變動がある場合又は加盟国の投票権が第二十六条、第四十二条、第四十五条、第四十七条、第五十五条若しくは第五十八条に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条の定めるところにより、票を再配分するための措置をとる。

(8) いかなる加盟国も、四百を超える票を有してはならない。

(9) 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。

第十四条 理事会の投票手続

(1) 加盟国は、自国の有するすべての票を投する権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。もつとも、(2)の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投することが出来る。

(2) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使することを委任することが出来る。この場合には、前条(8)に定める制限は、適用しない。

第十五条 理事会の決定

(1) 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くは、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。

(2) この協定において区分ごとの三分の二以上の多数票による理事会の議決が必要とされる議案については、次の手続による。

(a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票が得られない場合には、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。

(b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票が得られない場合には、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、二十四時間以内に再び表決に付する。

(c) 一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票が三回目の表決においても得られない場合には、議案は、可決されたものとみなす。

(d) 理事会が(a)又は(b)の規定による表決に付さない場合には、議案は、否決されたものと認める。

(3) 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾することと約束する。

第十六条 執行委員会の構成

(1) 執行委員会は、次条に定めるところにより各コーヒール年度につき選出される八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。構成国は、再選を妨げない。

(2) 執行委員会の構成国は、一人の代表及び、希望する場合には、一人又は二人以上の代表代理を任命する。構成国は、また、その代表又は代表代理の顧問を指名することが出来る。

(3) 執行委員会に、議長一人及び副議長一人を置く。議長及び副議長は、理事会によつて各コーヒール年度につき選出されるものとし、再選を妨げない。議長及び議長を代行している副議長

は、投票権を有さない。代表が議長に選出された場合又は副議長が議長を代行している場合には、代表代理がこれらの者に代わつて投票権を有する。各コーヒール年度ごとの議長及び副議長は、原則として、同じ区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。

(4) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、その他の場所においても会合することができる。

第十七条 執行委員会の構成国の選挙

(1) 執行委員会の構成国となる加盟輸出国及び加盟輸入国は、理事会において、それぞれ、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選出される。区分ごとの選挙は、(2)から(7)までに定めるところにより行う。

(2) 加盟国は、第十三条の規定により自国の有するすべての票を一の候補に投ずる。第十四条(2)の規定により委託された票については、他の候補に投ずることが出来る。

(3) 最も多数の票を得た八の候補を当選国とする。ただし、いかなる候補も、一回目の投票においては、七十五票以上の票を得ない限り、当選しない。

(4) 一回目の投票において(3)に定めるところにより当選した候補の数が八に満たない場合には、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したいずれの候補にも投票しなかつた加盟国のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最小限の票数は、八の候補が当選するまで、毎回五ずつ減ずる。

(5) 当選したいずれの加盟国にも投票しなかつた加盟国は、(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、当選した加盟国のうちのいずれか一の国に自国の票を委託する。

(6) 加盟国は、当選の際に自国に投じられた票及び当選の後に自国に委託された票を与えられる。ただし、当選したいずれの加盟国について

も、その票数の合計は、四百九十九を超えてはならない。

(7) 当選した加盟国に与えられる票の数が四百九十九を超える場合には、当該当選した加盟国に票を授け又は委託した他の加盟国は、そのうちの二又は二以上のものが当該当選した加盟国から票を撤回し及びその票を他の当選した加盟国に委託することにより、当選した各加盟国に与えられる票の数が四百九十九を超えないように相互間で取り決める。

第十八条 執行委員会の権限

- (1) 執行委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。
- (2) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、自己の権限の全部又は一部の行使を執行委員会に委任することができる。ただし、次の権限については、この限りでない。
- (a) 第二十五条の規定に基づいて運営予算を承認し及び分担金の額を決定すること。
- (b) 第四十五条又は第五十八条の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。
- (c) 第五十八条の規定に基づいて紛争について決定を行うこと。
- (d) 第六十二条の規定に基づいて加入の条件を定めること。
- (e) 第六十六条の規定に基づいて加盟国の除名を決定すること。
- (f) 第六十八条の規定に基づいて、この協定についての再交渉、この協定の有効期間の延長又はこの協定の終了に關して決定すること。
- (g) 第六十九条の規定に基づいて加盟国に対してこの協定の改正を勧告すること。
- (3) 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に委任したいずれの権限もいつでも撤回することができる。
- (4) 執行委員会の構成国は、第十七条(6)及び(7)の規定により与えられたすべての票を投する権利

を有する。代理投票は、これを認めない。執行委員会の構成国は、投票に当たり票を分割してはならない。

(2) 執行委員会の行ういかなる決定も、理事会が当該決定を行う場合に必要とされる多数と同一の多数による議決で行う。

第二十条 理事会及び執行委員会の定数

- (1) 理事会のいかなる会合においても、過半数の加盟国であつて区分ごとの総票数の三分の二以上を代表するものが出席していなければならぬ。理事会の会合の開始時として予定された時に定足数が得られない場合には、理事会の議長は、会合の開始時を少なくとも三時間遅らせることを決定することができる。新たに定められた時に定足数が得られない場合には、議長は、更に、理事会の会合の開始時を少なくとも三時間遅らせることができる。この手続は、予定された時に定足数が得られるまで繰り返すことができる。第十四条(2)の規定に基づき代表される加盟国は、出席しているものとみなす。
- (2) 執行委員会のいかなる会合においても、過半数の構成国であつて区分ごとの総票数の三分の二以上を代表するものが出席していなければならぬ。

第二十一条 事務局長及び職員

- (1) 理事会は、執行委員会の勧告に基づいて事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、理事が定めるものとし、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件と同等のものとする。
- (2) 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定の運用に關して自己に属する任務の遂行について責任を負う。
- (3) 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。
- (4) 事務局長及び職員は、コヒー産業、コヒーの取引又はコヒーの輸送に關しいかなる

金銭上の利害關係も有してはならない。

(5) 事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けなくてはならない。事務局長及び職員は、機関に對してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控える。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性格を尊重すること並びにこれらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼそうとしないことを約束する。

第二十二条 他の機関との協力

理事会は、国際連合、その専門機関及び他の適当な政府間機関との協議又は協力のための措置をとることができる。この措置には、この協定の目的を達成するために理事会が適当と認める財政上の措置を含めることができる。理事会は、これらの機関及びコヒーに關係のあるいかなる機関に對しても、理事会の会合にオブザーバーを送るよう招請することができる。

第五章 特権及び免除

第二十三条 特権及び免除

(1) 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

(2) 機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、引き続き、千九百六十九年五月二十八日に締結されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府（以下「接受政府」という。）と機関との間の本部協定が適用される。

(3) (2)の本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部がグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の領域から移転する場合

アイルランド連合王国の領域から移転する場合

(4) 機関は、理事会の承認の下に、この協定の機能に適正に営まれるために必要な特権及び免除に關する取極を他の加盟国と締結することができる。

(5) 接受政府以外の加盟国政府は、通貨又は為替の制限、銀行口座の保持及び金銭の移転に關し国際連合の専門機関に与える便宜と同一の便宜を機関に与える。

第六章 会計

第二十四条 会計

(1) 理事会に出席する代表団、執行委員会に出席する代表及び理事会又は執行委員会に属する委員会に出席する代表の費用は、各自の政府が支弁する。

(2) この協定の運用に要するその他の費用は、次条に定めるところによりその額が決定される加盟国の年次分担金によつて支弁する。もつとも、理事会は、特定の役務について手数料を徴収することができる。

(3) 機関の会計年度は、コヒー年度と同一とする。

第二十五条 予算の決定及び分担金の額の決定

(1) 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

(2) 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に對する当該加盟国の票数の割合に比例するものとする。ただし、分担金の額が決定されている会計年度の当初に加盟国の間の票の配分が第十三条(6)の規定により変更される場合には、当該分担金の額は、当該会計年度につき、その変更

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七〇〇

に於て調整される。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

(3) この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

第二十六条 分担金の支払

(1) 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

(2) いずれかの加盟国が運営予算に係る分担金の支払の義務を生ずる日から六箇月以内に当該分担金の全額を支払わない場合には、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われ又はこの協定に基づく義務を免除されることはない。

(3) 加盟国は、(2)、第四十二条、第四十五条、第四十七条、第五十五条又は第五十八条の規定により投票権を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

第二十七条 会計の検査及び公表

独立の専門家による会計検査を了した各会計年度の機関の収支計算書は、当該会計年度の終了の後でできる限り速やかに、承認及び公表のため、理事会に提出される。

第七章 輸出及び輸入の規制

第二十八条 一般規定

(1) 理事会は、この章の規定に基づくすべての決定を区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で行う。

(2) この章において、「年間」とは、理事会の定める十二箇月の期間をいう。もつとも、理事会は、この章の規定を十二箇月よりも長い期間について適用するための手続を定めることができる。

第二十九条 輸出割当ての対象となる市場

この協定の適用上、世界のコーヒー市場を輸出割当ての対象となる加盟国市場と輸出割当ての対象とならない非加盟国市場とに分ける。

第三十条 基本輸出割当て

(1) 加盟輸出国は、次条及び第三十二条の規定に従うことを条件として、基本輸出割当てを受ける権利を有する。基本輸出割当ては、第三十五条(1)の規定に従うことを条件として、同条(2)の規定により年間輸出割当ての固定部分の算定に用いられる。

(2) 理事会は、千九百八十四年九月三十日まで、同年十月一日から実施する二年以上の期間の基本輸出割当てを設定する。理事会は、必要とときは、当該期間の終了前に、この協定の有効期間の残余の期間について基本輸出割当てを設定する。

(3) 理事会が(2)の基本輸出割当てを設定することができない場合には、輸出割当ては、理事会が別段の決定を行わない限り、第三十三条の規定にかかわらず停止する。

(4) 輸出割当ては、(3)の規定に基づく停止の後いつでも、理事会が(2)の基本輸出割当てを設定したときは速やかに再導入することができる。ただし、第三十三条に定める価格に関する条件が満たされていなければならない。

(5) この条の規定は、附属書一に定める条件に従つてアンゴラに適用する。

第三十一条 基本輸出割当てを受けない加盟輸出国

(1) 附属書二に掲げる加盟輸出国は、ブルンディ及びルワンダを除くほか、全体として、第三十四条の規定により理事会の設定する総年間輸出割当ての四・二パーセントに相当する輸出割当てを有する。

(2) (1)の輸出割当ての配分は、附属書二に掲げる加盟輸出国に対し、同附属書(1)欄に掲げる百分率に従つて行う。

(3) 附属書二に掲げる加盟輸出国は、いつでも、理事会に対し、自国のために基本輸出割当てを設定することを要請することができる。当該加盟輸出国に対して基本輸出割当てが設定された場合には、(1)の割合は、これに応じて減少する。

(4) 輸出国がこの協定に加入し、この条の規定の適用を受ける場合には、理事会は、当該輸出国に対して輸出割当てを設定するものとし、(1)の割合は、これに応じて増加する。

(5) 附属書二に掲げる加盟輸出国のうち年間輸出割当てが十万袋を超えるものは、第三十六条及び第三十七条の規定の適用を受ける。

(6) ブルンディ及びルワンダは、それぞれ、次の年間輸出割当てを有する。

(a) 千九百八十三・千九百八十四コーヒー年度 四十五万袋

(b) その後におけるこの協定の有効期間中のコーヒー年度 四十七万袋

(7) 理事会が前条(2)の基本輸出割当てを設定する場合に、(1)の割合及び(6)(b)に掲げる数量を再検討するものとし、これらを改定することができる。

(8) 附属書二に掲げる加盟輸出国の申告する輸出割当ての不使用分は、第六条及び第四十一条の規定に従うことを条件として、当該輸出割当ての不使用分に相当する数量を輸出する能力及び用意のある同附属書に掲げる他の加盟輸出国の間で、当該他の加盟輸出国の年間輸出割当てに比例して配分する。

第三十二条 基本輸出割当ての調整に関する規定

(1) 理事会は、千九百七十六年の国際コーヒー協定及び延長された千九百七十六年の国際コーヒー協定のいずれの締約国でもなかった輸入国が機関の加盟国となる場合には、第三十条の規定により設定された基本輸出割当てを調整する。

(2) (1)の調整は、千九百七十六年から千九百八十二年までの期間における各加盟輸出国の(1)に規定する輸入国への輸出の平均数量又は当該期間における当該輸入国の平均輸入量に占める各加盟輸出国からの輸入の割合のいずれかを考慮して行う。

(3) 理事会は、基本輸出割当ての調整のために必要な算定の基礎として用いる資料及びこの条の規定の適用に当たつて従うべき基準を承認する。

第三十三条 輸出割当ての継続、停止及び再導入に関する規定

(1) 理事会がこの章の関連条項に従つて輸出割当て制度の運用のための条件を設定することができない場合において、複合指標価格の十五日間の移動平均が、第三十八条の規定により直前のコーヒー年度につき理事会の設定した価格帯における輸出割当ての増加調整のための最高価格に等しいか又はこれを下回っているときは、これに続くコーヒー年度の当初においては、引き続き輸出割当てを実施する。ただし、理事会が別段の決定を行う場合は、この限りでない。

(2) 輸出割当ては、理事会が別段の決定を行わない限り、次のいずれかの条件が満たされるときは速やかに停止する。

(a) 複合指標価格の十五日間の移動平均が、連続した三十市場の間、現に実施されている価格帯における輸出割当ての増加調整のための最高価格を三・五パーセント以上上回っていること。ただし、理事会の設定した総年間

輸出割当てについて比例的に行われるすべての増加調整が既に適用されていることを条件とする。

(b) 複合指標価格の十五日間の移動平均が、連続した四十五市場日の間、現に実施されている価格帯における輸出割当ての増加調整のための最高価格を三・五パーセント以上上回っていること。ただし、当該十五日間の移動平均が当該最高価格を三・五パーセント以上上回る価格に達した日において、残余のあらゆる増加調整を適用することを条件とする。

(3) 輸出割当てが(2)の規定により十二箇月を超える期間停止されている場合には、理事会は、第三十八条の規定により設定された価格帯を再検討し及び、場合によつては、修正するために会合する。

(4) 複合指標価格の十五日間の移動平均が、理事会の設定した最近の価格帯における輸出割当ての増加調整のための最高価格と削減調整のための最低価格との中間値を三・五パーセント増加した値に相当する価格に等しいか又はこれを下回っている場合には、輸出割当ては、理事会が別段の決定を行わない限り、(6)の規定により再導入する。

(5) (1)の規定により輸出割当てが引き続き実施される場合には、事務局長は、次条に定める基準に従つて見積もられた輸出割当ての対象となる市場におけるコーヒーの需要量を基礎として直ちに総年間輸出割当てを設定する。この総年間輸出割当ては、第三十一条及び第三十五条に定めるところにより加盟輸出国に配分する。輸出割当ては、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、四の四半期の期間中固定する。

(6) (4)に定める価格に関する条件が満たされた場合には、輸出割当ては、できる限り速やかに、遅くとも当該条件が満たされた四半期に続く四半期に実施する。輸出割当ては、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、四の四半期の

期間中固定する。理事会が総年間輸出割当て及び四半期輸出割当てをあらかじめ設定しなかつた場合には、事務局長は、(5)の規定により輸出割当てを設定する。この輸出割当ては、第三十一条及び第三十五条に定めるところにより加盟輸出国に配分される。

(7) 理事会は、次の期間中に招集される。

(a) (1)の規定により輸出割当てが引き続き実施される場合には、コーヒー年度の第一四半期の最初の四半期

理事会は、価格帯を設定し並びに輸出割当てを再検討し及び、必要なときは、適当と認める期間における輸出割当てを修正する。ただし、この期間には、コーヒー年度の初日から（輸出割当てが引き続き実施される場合）又は再導入の日から（輸出割当ての再導入が行われる場合）十二箇月を超えない期間であることを条件とする。(1)及び(4)の規定が適用された後の最初の四半期中に理事会が価格帯を設定することができない場合又は輸出割当てについて合意することができない場合には、事務局長の設定した輸出割当ては、停止する。

第三十四条 総年間輸出割当ての設定
理事会は、前条の規定に従うことを条件として、コーヒー年度の最後の通常会期において、特に次の事項を考慮して総年間輸出割当てを設定する。

(a) 加盟輸入国の年間消費量の見積り
(b) 加盟国の他の加盟輸入国及び非加盟国からの輸入量の見積り
(c) 加盟輸入国及び自由港における在庫の水準の変動の見積り
(d) 輸出割当ての不使用分及びその再配分に関する第四十条の規定の履行状況
(e) 前条(4)の規定に基づく輸出割当ての再導入に先立つ十二箇月の期間における加盟輸出国の加盟輸入国及び非加盟国への輸出量

第三十五条 年間輸出割当ての配分

(1) 千九百八十三—千九百八十四コーヒー年度において基本輸出割当てを受ける権利を有する加盟輸出国の年間輸出割当ては、前条の規定により行われた決定に基づき、第三十一条の規定の実施上必要なコーヒーの数量を控除した後、附属書三に掲げる百分率に従つて当該加盟輸出国に対して配分される。

(2) 千九百八十四年十月一日以後においては、年間輸出割当ては、前条の規定により行われた決定に基づき、第三十一条の規定の実施上必要なコーヒーの数量を控除した後、基本輸出割当てを受ける権利を有する加盟輸出国に対し、固定部分及び可変部分に分けて配分される。固定部分は、同条の規定を実施するために調整された後の総年間輸出割当ての七十パーセントに相当するものとし、第三十条に定めるところにより加盟輸出国の間で配分する。可変部分は、第三十一条の規定を実施するために調整された後の総年間輸出割当ての三十パーセントに相当するものとする。理事会は、これらの百分率を変更することができ、もつとも、固定部分は、七十パーセントを下回つてはならない。可変部分は、(3)の規定に従うことを条件として、基本輸出割当てを有するすべての加盟輸出国の確認済在庫量の合計に対する各加盟輸出国の確認済在庫量の割合に比例して加盟輸出国の間で配分する。ただし、いかなる加盟輸出国も、理事会が別段の制限を定めないう限り、可変部分の総数量の四十パーセントを超えて可変部分からの配分を受けてはならない。

(3) この条の規定の適用上、確認済在庫量とは、在庫量の確認に関する適切な規則により確認された在庫量をいう。

第三十六条 四半期輸出割当て
(1) 理事会は、前条(1)及び(2)の規定により年間輸出割当てが配分された後直ちに、第三十一条の規定に従うことを条件として、輸出割当てが設

定されている期間中世界市場に対する秩序あるコーヒーの供給を確保するため、各加盟輸出国に対し四半期輸出割当ての配分を行う。

(2) (1)の四半期輸出割当ては、理事会が別段の決定を行わない限り、通常、各加盟輸出国の年間輸出割当ての二十五パーセントとする。理事会は、四半期における総輸出割当数量を変更しないことを条件として、二以上の加盟輸出国の四半期輸出割当ての変更を承認することができ、加盟輸出国のいずれかの四半期における輸出量が当該加盟輸出国の当該四半期における輸出割当てに達しない場合には、その残余を当該加盟輸出国の次の四半期における輸出割当てに加算する。

(3) この条の規定は、第三十三条(5)及び(6)の規定を実施する場合についても適用する。

(4) 加盟輸出国が、例外的事情のため、(2)の制限により自国の経済に重大な損害を受けるおそれがあると認める場合には、理事会は、当該加盟輸出国の要請に基づいて、第五十六条の規定により適当な措置をとることができ、当該加盟輸出国は、当該損害についての証拠を提出し及び価格の安定の維持に関する十分な保証を与えなければならない。もつとも、理事会は、いかなる場合にも、加盟輸出国に対し、最初の四半期に年間輸出割当ての三十五パーセント、最初の二の四半期に年間輸出割当ての六十五パーセント及び最初の三の四半期に年間輸出割当ての八十五パーセントを超えて輸出することを認め

第三十七条 年間輸出割当て及び四半期輸出割当ての調整
(1) 理事会は、市場の状況により必要な場合には、第三十三条、第三十五条及び前条の規定により配分された年間輸出割当て及び四半期輸出割当てを変更することができる。各加盟輸出国の輸出割当ては、第三十一条及び第三十九条(3)の規定が適用される場合を除くほか、第三十五

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七〇二

条(1)及び(2)の規定に従うことを条件として、同一の割合で変更する。

(2) 理事会は、(1)の規定にかかわらず、市場の状況により必要と認めるときは、年間輸出割当てを変更することなく、加盟輸出国の四半期における輸出割当てと残余の四半期における輸出割当てとの間で調整を行うことができる。

第三十八条 価格に関する措置

(1) 理事会は、日ごとの複合指標価格を決定するための指標価格制度を設定する。

(2) 理事会は、(1)の指標価格制度を基礎として、コーヒーの主要な群についての価格帯及び価格差並びに複合指標価格を設定することができる。

(3) 理事会は、この条の定めるところにより、いずれかの価格帯を設定し及び調整する場合には、コーヒーの価格の一般的な水準及び傾向並びに次の要因の価格に及ぼす影響を考慮する。

輸入国及び輸出国における消費、生産及び在庫の水準及び傾向

国際通貨制度の変化

インフレーション又はデフレーションの世界的傾向

この協定の目的の達成に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因

事務局長は、理事会がこれらの要因を適切に考慮するために必要な資料を提供する。

第三十九条 輸出割当ての調整に関する追加的措置

(1) 理事会は、輸出割当てが実施されている場合には、前条に規定する複合指標価格の動向に対応して輸出割当てを比例的に調整するための制度を設定するために招集される。

(2) (1)の制度は、価格帯、計算に用いられる市場の数並びに調整の回数及び規模に関する規定を含む。

(3) 理事会は、コーヒーの主要な群の価格の動向に対応して輸出割当てを調整するための制度を設定することができる。理事会は、この制度の

実行可能性について研究を行う。理事会は、千九百八十三—千九百八十四コーヒー年度にこの制度を適用するかもしれないかについて決定を行う。同様に、理事会は、(1)の規定により複合指標価格帯を設定する場合には、この制度を適用するかもしれないかについて決定を行う。

第四十条 輸出割当ての不使用分及び未出荷分

(1) 輸出割当てがコーヒー年度の当初において実施されている場合には、加盟輸出国は、輸出割当ての不使用分に相当する数量を輸出する能力及び用意のある加盟輸出国の間で当該数量を当該コーヒー年度において再配分することを可能にするため、予想される輸出割当ての不使用分を申告する。コーヒー年度の最初の六箇月以内に申告されず、したがって、当該コーヒー年度において再配分されなかつた輸出割当ての不使用分に相当する数量は、翌コーヒー年度の輸出割当てに加算するものと、申告されなかつた輸出割当ての不使用分を有する加盟輸出国以外の加盟輸出国の間で配分する。

(2) 輸出割当てがコーヒー年度の途中で導入される場合には、特別の規定を定めることができる。

(3) 理事会は、この条の規定の適用上、千九百八十三—千九百八十四コーヒー年度の終了前に、輸出割当ての不使用分の申告及び再配分の実施並びに輸出割当ての未出荷分の確認の実施のための規則を定める。

第四十一条 加盟集団の輸出権利数量

二以上の加盟輸出国が第六条又は第七条の規定により加盟集団を形成する場合には、これらの加盟輸出国の基本輸出割当て及び輸出権利数量をそれぞれ合計するものとし、この章の規定の適用上、基本輸出割当ての合計は単一の基本輸出割当てとして、輸出権利数量の合計は単一の輸出権利数量としてそれぞれ取り扱う。

第四十二条 輸出割当ての遵守

(1) 加盟輸出国は、輸出割当てに関連するこの協定のすべての規定の完全な遵守を確保するために必要な措置をとる。理事会は、加盟輸出国が自らとることのある措置のほか、加盟輸出国に對し、この協定の定める輸出割当て制度の効果的な実施のために追加の措置をとるよう要請することができる。

(2) 加盟輸出国は、自国の年間輸出割当て及び四半期輸出割当てを超えて輸出してはならない。

(3) 加盟輸出国が自国が四半期において自国の輸出割当てを超えて輸出した場合には、理事会は、当該加盟輸出国のその後の輸出割当てから超過分の百パーセントに相当する数量を削減する。

(4) 加盟輸出国が再び自国の四半期輸出割当てを超えて輸出した場合には、理事会は、(3)に定める削減と同一の削減を行う。

(5) 加盟輸出国が三回以上自国の四半期輸出割当てを超えて輸出した場合には、理事会は、(3)に定める削減と同一の削減を行うものとし、当該加盟輸出国の投票権は、理事会が第六十六条の規定に基づき当該加盟輸出国を機関から除名するかもしれないかを決定する時まで、停止する。

(6) (3)から(5)までの規定の適用上、輸出割当ての不使用分とみなす。

(7) 理事会は、必要な情報の入手の後速やかに、(1)から(5)までの規定を適用する。

第四十三条 原産地証明書及び他の形式の証明書

(1) 加盟国によるコーヒーの輸出には、有効な原産地証明書を必要とする。原産地証明書は、理事会の定める規則に従い、加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体により発行される。

(2) 輸出割当てが実施されている場合には、加盟国によるコーヒーの再輸出には、有効な再輸出

証明書を必要とする。再輸出証明書は、理事会の定める規則に従い、加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体によつて発行されるものとし、再輸出証明に係るコーヒーがこの協定の規定に従つて輸入されたものであることを証明する。

(3) この条にいう規則は、関税同盟を構成する加盟輸入国の集団に対してその適用を可能とするような規定を含む。

(4) 理事会は、証明書の印刷、認証、発行及び使用に関する規則を定めると並びに理事会の定める賦課金の支払に対応してコーヒー輸出証紙を発行するための措置をとることができる。

(5) コーヒー輸出証紙の原産地証明書への貼付は、原産地証明書を認証するための一の方法とすることができ、理事会は、その定める条件に従い、他の形式の証明書を認証し及び他の形式のコーヒー輸出証紙を発行するための類似の措置をとることができる。

(6) 加盟国は、(1)及び(2)の任務を遂行させるために選定した政府機関又は非政府団体の名称を機関に通告する。非政府団体がこの協定に基づいて定められる規則に従つて当該加盟国の責任を果たすための能力及び意思を有していることにつき当該加盟国が十分な証拠を提出した場合に、機関は、当該非政府団体を明示的に承認する。理事会は、理由があるときはいつでも、特定の非政府団体を認めることができなくつた旨を宣言することができる。理事会は、すべての形式の証明書が正しく発行され及び使用されていることの確認並びに各加盟国が輸出したコーヒーの数量の確認をいつでも行うことができるように、自ら又は国際的に認められた世界的な組織を通じて、あらゆる必要な措置をとる。

(7) (5)の規定により証明団体として承認された非政府団体は、発行した証明書の記録及び発行の基礎となつた事項の記録を少なくとも四年間保

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七〇四

及び理事会における投票権も失う。

- (c) 加盟国が義務的提出金の支払を六箇月より長い期間延滞する場合に、当該加盟国は、その延滞している義務的提出金の支払のために四十五日の追加期間を与えられる。義務的提出金はこの追加期間の終了時に支払われていない場合には、事務局局長は、その支払の数量に相当する輸出証紙の交付を停止し、直ちにその旨を当該加盟国に通知する。事務局局長は、執行委員会に対し事例を報告するものとし、執行委員会、事務局局長のつた措置を修正し又は取り消すことができる。事務局局長は、適切な支払が行われたときは、速やかに輸出証紙を交付する。
- (d) 委員会は、消費振興計画をその実施の日の少なくとも六箇月前に承認する。消費振興計画の承認が行われない場合には、使途未定となる資金は、委員会が別段の決定を行わない限り、加盟国に返還される。
- (e) 事務局局長は、委員会の議長となるものとし、消費振興活動について理事会に定期的に報告する。

- (1) 第四十八条 消費に対する障害の除去
加盟国は、コーヒーの消費の可能な最大限度までの増大をできる限り速やかに達成すること、特に、この増大を妨げるおそれのあるすべての障害を漸進的に除去することにより、これを達成することが極めて重要であることを認識する。
- (2) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に、次のものが現に存することを認識する。
- (a) コーヒーに適用される輸入制度(特惠関税その他の関税、輸入割当て、政府の独占機関及び公的買付機関の業務並びに他の行政規則及び商慣行を含む)。
- (b) 直接又は間接の補助金の関係する輸出制度

並びに他の輸出に関する行政規則及び商慣行

- (c) 消費に影響するおそれのある国内の取引条件並びに国内の立法上及び行政上の措置
- (3) 加盟国は、(1)の目的及び(4)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げるよう又は消費の増大に対する障害の除去のための他の措置をとるよう努力する。
- (4) 加盟国は、相互の利益を考慮して、取引及び消費の増大に対する(2)の障害を漸進的に低減し及び、可能な限り、最後には除去するための方法及び手段又はその障害の及ぼす影響を実質的に軽減するための方法及び手段を追求すること
- (5) 加盟国は、(4)に定める約束を考慮して、この条の規定を実施するためにとつたあらゆる措置を毎年理事会に通報する。
- (6) 事務局局長は、理事会による検討のため、消費に対する障害に関する調査を定期的に作成する。
- (7) この条の目的を推進するため、理事会は、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、加盟国は、勧告を実施するためにとつた措置をできる限り速やかに理事会に報告する。

- (1) 第四十九条 混合品及び代用品
加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物をコーヒーに混合し又はコーヒーとともに加工し若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十パーセント未満であるような製品をコーヒーの名称によつて販売し及び宣伝することを禁止するよう努力する。
- (2) 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために必要な措置をとるよう要請することができる。
- (3) 事務局局長は、この条の規定の遵守状況に関する定期報告を理事会に提出する。

第五十条 生産政策

- (1) 加盟輸出国は、第一条(1)の目的の達成を容易にするため、生産政策を策定し及び実施することとを約束する。
- (2) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、(1)に規定する生産政策の間の調整を行うための手続を定める。この手続には、多角化又はその奨励のための適切な措置並びに加盟国が技術援助及び資金援助を得ることができようような方法を含めることができる。
- (3) 理事会は、妥当な生産政策の遂行に必要な措置を加盟輸出国がとることを援助する目的で機関が適切な技術研究を行うことを可能にするために使用される拠出金であつて、加盟輸出国が支払うものを定めることができる。この拠出金の額は、加盟輸入国に輸出されるコーヒーの一袋当たり二アメリカ合衆国セントを超えない額とし、交換可能通貨で支払う。
- 第五十一条 コーヒーの在庫に関する政策
- (1) 理事会は、前章及び前条の規定を補足するため、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟生産国におけるコーヒーの在庫に関する政策を定める。
- (2) 理事会は、個々の加盟輸出国が保有するコーヒーの在庫量を第三十五条に定めるところにより毎年確認するための措置をとる。関係加盟国は、このような年次調査について便宜を与えらる。
- (3) 加盟生産国は、自国において、コーヒーの在庫の適切な貯蔵のために十分な施設を確保する。
- (4) 理事会は、国際在庫に関する取極によりこの協定の目的の達成に寄与することの実行可能性について研究する。

- (1) 第五十二条 取引業者との協議及び協力
機関は、コーヒーの国際取引に関する適当な非政府機関及びコーヒー問題に関する専門家

との密接な連絡を維持する。

- (2) 加盟国は、確立した取引経路を尊重しつつこの協定に基づく活動を行い、差別的販売行為を差し控える。加盟国は、この活動を行うに当たり、コーヒーの取引業者の正当な利益に妥当な考慮を払うよう努力する。
- 第五十三条 情報
- (1) 機関は、次のものに関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。
- (a) 世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出入、流通及び消費に関する統計
- (b) 適当と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術
- (2) 理事会は、その運営のために必要と認める情報(コーヒーの生産、生産の傾向、輸出入、流通、消費、在庫及び価格並びに課税に関する定期的な統計に関する報告を含む)を提供するよう加盟国に要求することができる。ただし、コーヒーを生産し、加工し又は販売する特定の個人又は会社の行為を示唆するような情報を公表してはならない。加盟国は、要求された情報をできる限り詳細かつ正確に提供する。
- (3) 加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計その他の情報を妥当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、不履行の理由の説明を要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助が必要であると認める場合には、必要な措置をとることができる。
- (4) 事務局局長は、(3)の措置に加えて、妥当な予告を行つた後、理事会が別段の決定を行わない限り、第四十三条に規定するコーヒー輸出証紙又は他の同等の輸出許可書の交付を停止することができる。

- (1) 第五十四条 研究
理事会は、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、生産国及び消費国における政府の施策のコーヒーの生産及び消費に及ぼす影響、伝統的

な用途及び可能な新しい用途におけるコーヒーの消費の増大の可能性並びにこの協定の運用のコーヒーの生産国及び消費国に及ぼす影響(生産国及び消費国の交易条件に及ぼす影響を含む。)に関する研究を奨励することができる。

(2) 機関は、加盟生産国から輸出されるコーヒーについて最低の規格を定めることが可能であるかないかを研究することができる。

第五十五条 特別基金

(1) この協定の運用特に第五十一条(2)に定める在庫の確認に関する規定を実施するために、機関が必要な追加の措置をとることが及びそれに要する費用を負担することができるよう、特別基金を設立する。

(2) 基金への払込金は、加盟輸出国の加盟輸入国に対する輸出量に比例して支払う拠出金から成る。

(3) 事務局長は、第二十五条に規定する運営予算の提出と同時に、基金が費用を負担する活動計画をその実施に要する特別基金予算とともに提出するものとし、当該特別基金予算は、加盟輸出国の三分の二以上の多数票による議決で承認される。

(4) 加盟輸出国が支払う拠出金の額は、特別基金予算を基礎として決定されるものとし、その支払は、合衆国ドルで行う。支払の義務は、運営予算に係る分担金の支払の義務と同一の日に生ずる。

(5) 基金は、執行委員会の構成国である加盟輸出国で構成する委員会が事務局長と協力して管理し及び運営するものとし、また、第二十七条の規定により機関の会計について要求される独立の専門家による年度ごとの会計検査を受ける。

(6) (4)の規定により決定された拠出金は、このために委員会の設定する条件により支払われる。拠出金の支払の延滞に対する制裁は、次のとおりとする。

(a) 加盟国が拠出金の支払を三箇月を超える期

間延滞する場合には、委員会における当該加盟国の投票権は、自動的に停止される。

(b) 加盟国が拠出金の支払を六箇月間延滞する場合には、当該加盟国は、執行委員会及び理事会における投票権を失う。

(c) 加盟国が拠出金の支払を六箇月よりも長い期間延滞する場合には、当該加盟国は、その延滞している拠出金の支払のために四十五日の追加期間を与えられる。拠出金がこの追加期間の終了時に支払われていない場合には、事務局長は、その支払われていない拠出金に応じたコーヒーの数量に相当する輸出証紙の交付を停止し、直ちにその旨を当該加盟国に通知する。事務局長は、執行委員会に対し事例を報告するものとし、執行委員会は、事務局長のとつた措置を修正し又は取り消すことができる。事務局長は、適切な支払が行われたときは、速やかに輸出証紙を交付する。

第五十六条 免除

(1) 理事会は、例外的な若しくは緊急の事態、不可抗力、憲法上の義務又は信託統治制度の下で施政が行われている地域に関する国際連合憲章に基づく国際的義務を理由として、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟国の義務を免除することができる。

(2) 理事会は、加盟国の義務の免除に当たり、義務の免除の条件及び期間を明示する。

(3) 加盟輸出国の年間輸出権利数量が免除により増加する場合には、理事会が別段の決定を行わない限り、他のすべての基本輸出割当てを受ける権利を有する加盟輸出国の年間輸出割当てを、総年間輸出割当ての変更のないように、各加盟輸出国の年間輸出割当てに比例して調整する。

(4) 理事会は、輸出割当てに係る義務の免除の要請が、要請を行う加盟国の輸出可能生産量が自国に認められた輸出量を一年以上にわたって上回っていることのみを根拠として行われる場合

又は当該加盟国が第五十条及び第五十一条の規定に従わなかった結果行われる場合には、その要請を検討しない。

(5) 理事会は、義務の免除のための手続及び基準に関する規則を定めることができる。

第九章 協議、紛争及び苦情

第五十七条 協議

加盟国は、この協定に関するすべての問題について他の加盟国が行うことのある申立てに好意的考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議を受け入れる。事務局長は、この協議の間に、いずれか一方の当事国の要請に基づき、かつ、他方の当事国の同意を得て、調停のための独立の委員会を設置する。委員会の費用は、機関の負担としなす。事務局長が委員会を設置することについては、いずれかの当事国が同意しない場合又は協議により解決が得られない場合には、協議に係る事案は、次条に定めるところにより理事会に付託することである。協議により解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告するものとし、事務局長は、すべての加盟国にその報告を送付する。

第五十八条 紛争及び苦情

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて交渉によつて解決されないものは、当該紛争の当事国であるいずれかの加盟国の要請に基づき、理事会に対し決定のため付託される。

(2) 紛争が(1)の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の加盟国又は総票数の三分一以上を有する加盟国は、理事会に対し、係争中の問題につき討議の後決定に先立って(3)の諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

(3) (a) 諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

(i) 加盟輸出国の指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国の指名する二人の者。これらの者は、(i)に定める要件を満たす者とする。

(iii) (1)及び(ii)の規定により指名される四人の者が一致して委員長として選定する者(意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者)。

(b) 締結国の国民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する。

(c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(d) 諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

(4) 諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を検討した後、紛争について決定を行う。

(5) 理事会は、紛争が付託された日から六箇月以内に、当該紛争について決定を行う。

(6) いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請に基づき理事会に付託されるものとし、理事会は、苦情に係る事案について決定を行う。

(7) 加盟国は、区分ごとの単純過半数票による議決によらない限り、この協定に基づく義務に違反していると認定されることはない。加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の認定は、違反の性質を明示して行う。

(8) 理事会は、いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定する場合には、他の条に規定する他の強制的措置の適用を妨げることなく、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利を停止することができるものとし、また、理事会は、第六十六条の規定に基づき当該加盟国の

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七〇六

機関からの除名を決定することができる。

(9) 加盟国は、紛争又は苦情に係る事案の理事会における討議に先立ち、当該事案についてあらかじめ執行委員会の意見を求めることができる。

第十章 最終規定

第五十九条 署名

この協定は、千九百八十三年一月一日から六月三十日まで、國際連合本部において、千九百七十六年の國際コーヒー協定又は延長された千九百七十六年の國際コーヒー協定の締約国政府及びこの協定について交渉するために招集された國際コーヒー理事会の会期に招請された政府による署名のために開放しておく。

第六十条 批准、受諾又は承認

(1) この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(2) 批准書、受諾書又は承認書は、次条に別段の定めがある場合を除くほか、千九百八十三年九月三十日まで、國際連合事務総長に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができる。

第六十一条 効力発生

(1) この協定は、千九百八十三年九月三十日現在の票の配分において、加盟輸出国の総票数の八十パーセント以上を有する二十以上の加盟輸出国を代表する政府及び加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上を有する十以上の加盟輸入国を代表する政府が千九百八十三年十月一日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託した場合に、同日に協定の効力を生ずる。この協定は、また、(2)の規定により暫定的に効力を生じている場合には、同日後いつでも、批准書、受諾書又は承認書の寄託により第一文の百分率の要件が満たされる時に協定の効力を生ずる。

(2) この協定は、千九百八十三年十月一日に暫定

的に効力を生ずることができる。第一文の規定の適用上、署名政府又は他の政府であつて延長された千九百七十六年の國際コーヒー協定の締約国政府であるものがこの協定を暫定的に適用すること及び自国の憲法上の手続に従つてできる限り速やかにこの協定を批准し、受諾し又は承認するよう努力することを約束する旨の通告を行う場合には、その通告は、國際連合事務総長が千九百八十三年九月三十日までこれを受領することを条件として、批准書、受諾書又は承認書と同等の効力を有する。批准書、受諾書又は承認書を寄託するまでの間のこの協定を暫定的に適用することを約束する政府は、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託する日又は千九百八十三年十二月三十一日のいずれか早い日までこの協定の暫定的締約国政府となる。理事会は、この協定を暫定的に適用する政府が批准書、受諾書又は承認書を寄託することのできる期限の延長を認めることができる。

(3) この協定は(1)又は(2)のいずれの規定によつても千九百八十三年十月一日に協定の又は暫定的に効力を生じなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府並びにこの協定を暫定的に適用すること及びこの協定を批准し、受諾し又は承認するよう努力することを約束する旨の通告を行つた政府は、当該政府の間でこの協定を効力させることを当該政府の間の合意により決定することができる。また、この協定が暫定的に効力を生じたが千九百八十三年十二月三十一日までに協定の効力を生じなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府及び(2)の通告を行つた政府は、当該政府の間でこの協定が暫定的効力を有する状態を継続させること又はこの協定を協定の効力とすることを当該政府の間の合意により決定することができる。

第六十二条 加入

(1) 國際連合又はその専門機関の加盟国の政府

は、理事会の定める条件に従つてこの協定に加入することができる。

(2) 加入書は、國際連合事務総長に寄託する。加入書は、加入書を寄託する時に効力を生ずる。

第六十三条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第六十四条 指定領域への適用

(1) いずれの政府も、署名の際若しくは批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、國際連合事務総長に対する通告により、自国が國際關係について責任を有するいづれかの領域についてこの協定を適用することを宣言することができる。この協定は、通告の日から、その通告において特定する領域について適用される。

(2) いずれの締約国政府も、自国が國際關係について責任を有するいづれかの領域について第五

条の規定に基づく権利を行使することを希望する場合又は当該いづれかの領域に対し第六条若しくは第七条の規定に基づいて形成される加盟集團の構成員となることの許可を与えることを希望する場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、國際連合事務総長に対する通告により、当該権利を行使し又は当該許可を与えることができる。

(3) (1)の宣言を行つた締約国政府は、その後いつでも、國際連合事務総長に対する通告により、通告において特定する領域についてこの協定の適用を終止することを宣言することができる。当該特定する領域についてのこの協定の適用は、その通告の日に終止する。

(4) (1)の規定に基づいてこの協定が適用されている領域がその後独立する場合又は、新たな国の政府は、独立が達成された後九十日以内に、國際連合事務総長に対する通告により、締約国政府の権利及び義務を受諾したことを宣言する

ことができる。新たな国の政府は、通告の日から、締約国政府となる。理事会は、通告を行うことのできる期限の延長を認めることができる。

第六十五条 自発的脱退

いずれの締約国政府も、國際連合事務総長に対して書面による脱退の通告を行うことにより、いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、通告が受領された後九十日で効力を生ずる。

第六十六条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、その決定を國際連合事務総長に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日以後九十日で加盟国でなくなり、当該加盟国が締約国政府である場合には、締約国政府でなくなる。

第六十七条 脱退する加盟国又は除名される加盟国に係る会計上の処理

(1) 理事会は、脱退する加盟国又は除名される加盟国について会計上の処理を行う。機関は、脱退する加盟国又は除名される加盟国が既に支払つた金額の払戻しはしないものとし、これらの加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対し負っている債務を履行する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第六十九条(2)の規定によりこの協定への参加を終止する締約国政府については、理事会は、公平と認める会計上の処理を行うことができる。

(2) この協定への参加を終止した加盟国は、機関の清算によつて得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有さないものとし、この協定の終了の際に機関に欠損があつても、当該欠損のいずれの部分の支払についても責任を負

わない。

第六十八条 有効期間及び終了

(1) この協定は、千九百八十九年九月三十日まで六年間効力を有する。ただし、(2)の規定に基づいて有効期間の延長がされる場合又は(3)の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。

(2) 理事会は、千九百八十七年九月三十日の後いつでも、加盟国の総数の五十八パーセント以上の加盟国で区分ごとの総票数の七十パーセント以上を有するものによる議決により、この協定について再交渉すること又はこの協定に修正を加えるか加えないかを問わずこの協定の有効期間を自己の定める期間だけ延長することを決定することができる。締約国政府は、新たな協定又は延長された協定を受諾する旨の通告をその効力を生ずる日までに国際連合事務総長に対して行わなかつた場合には、同日に協定への参加を終止する。同日までに同事務総長に対してその旨の通告が行われなかつた指定領域(加盟国の地位を有する加盟国の構成員であるかを問わない。)についても、同様とする。

(3) 理事会は、いつでも、区分ごとの総票数の三分の二以上を有する過半数の加盟国による議決で、この協定を終了させることを決定することができる。終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。

(4) 理事会は、この協定の終了の後、機関の清算、会計上の処理及び資産の処分を行うために必要な期間を継続するものとし、当該期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

第六十九条 改正

(1) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、締約国政府に対しこの協定の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸出国で加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上

を有するものを代表する締約国政府及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸入国で加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上を有するものを代表する締約国政府から国際連合事務総長が受諾の通告を受領した後百日目の日に、効力を生ずる。理事会は、締約国政府が同事務総長に対して改正の受諾を通告する期限について定める。この期限までに改正の効力発生のための百分率の要件が満たされなかつた場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

(2) 締約国政府は、理事会の定めた期限までに改正を受諾する旨の通告を行わなかつた場合には、改正の効力発生の日にこの協定への参加を終止する。当該期限までにその旨の通告が行われなかつた指定領域(加盟国の地位を有する加盟国の構成員であるかを問わない。)についても、同様とする。

(3) この条の規定は、理事会がこの協定に基づいて与えられた附属書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

第七十条 補足規定及び経過規定

(1) この協定は、延長された千九百七十六年の国際コーヒー協定に継続する協定とみなす。

(2) 延長された千九百七十六年の国際コーヒー協定が中断されることなくこの協定に継続されることを容易にするため、

(a) 延長された千九百七十六年の国際コーヒー協定に基づいて機関若しくはその内部機関又はこれらに代わるものがとつた措置で千九百八十九年九月三十日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、引き続き効力を有する。

(b) 千九百八十三—千九百八十四コーヒー年度中に適用するため千九百八十二—千九百八十三コーヒー年度中に理事会が行わなければならぬすべての決定は、同コーヒー年度中に行うものとし、かつ、暫定的に、この協定が

既に効力を生じた場合と同様に適用する。

第七十一条 この協定の正文

英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語をひとしく正文とするこの協定の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

附属書一 アンゴラ人民共和国

1 アンゴラは、毎年七月三十一日までに、翌コーヒー年度中に輸出することができると予想するコーヒーの数量を事務局長に通告する。その数量は、千九百七十六年の国際コーヒー協定の第三十条及び第三十五条の規定を適用した場合に算定されるアンゴラの輸出権利数量を超えないこと及び通告されるコーヒーの数量が事務局長により確認されることを条件として、翌コーヒー年度中に輸出することとする。

2 1の規定により設定されたアンゴラの年間輸出割当ては、輸出割当ての削減調整及び増加調整の適用を受けず、基本輸出割当てを受ける権利を有する加盟輸出国に対し第三十五条(1)及び(2)の規定に基づいて年間輸出割当ての配分を行う前に、第三十四条の規定により理事会が設定する総年間輸出割当てから控除する。

3 アンゴラによりコーヒー年度において輸出することができると通告されたコーヒーの数量が、千九百七十六年の国際コーヒー協定の第三十条及び第三十五条の規定を適用した場合において、アンゴラが権利を有することとなる輸出割当てを超えるときは、この附属書の定める手続は停止し、アンゴラに対して基本輸出割当てを設定する。基本輸出割当ての設定されたアンゴラは、基本輸出割当てを受ける権利を有する加盟輸出国に適用されるこの協定のすべての規定の適用を受ける。

附属書二 第三十一条の規定の適用を受ける加盟輸出国

加 盟 輸 出 国	附 属 書 二 第三十一条の規定の適用を受ける加盟輸出国	
	(1) 百分率 (注1)	(2) 基本票に加える票数 (注2)
総計 (a) アフリカ・マダガスカル・コーヒー機構を含む。 (b) アフリカ・マダガスカル・コーヒー機構を除く。	一〇〇・〇〇 七〇・六二	四四 三五
ボリヴィア	四・六五	
ブルンディ (注3)	二・一四	
ガーナ	四・二五	
ギニア	一六・九九	
ハイティ	〇・七四	
ジャマイカ	五・五二	
リベリア	〇・九九	
マラウイ	三・一一	
ナイジェリア	二・七九	
パナマ	四・六一	
パラグアイ		二〇〇〇
		二〇七二

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七〇八

ルワンダ(注3)	九・九四
シエラ・レオネ	二・二九
スリ・ランカ	四・四四
タイ	一・四五
トリニダード・トバゴ	三・四〇
ヴェネズエラ	三・三一
ジンバブエ	二九・三八
(アフリカ・マダガスカル・コーヒー機構)	二・二四
ベナン	一・三三
中央アフリカ共和国	一・七〇
コンゴ	一・七〇
ガボン	二・四二
トーゴ	五〇〇・四〇九〇〇〇二〇四七

注1 第三十一条(2)の規定の適用を受ける加盟輸出国の間における百分率
 注2 第十三条(3)にいう票数
 注3 第三十一条(6)の規定参照

附屬書三 千九百八十三—千九百八十四年度における基本輸出割当てを受ける権利を有する加盟輸出国の輸出割当ての総計に対する各加盟輸出国の輸出割当ての百分率

加 盟 輸 出 国	百 分 率
総 計	一〇〇・〇〇
(コロンビア・マイルド)	二〇・一二
コロンビア	一六・二八
ケニア	二・四八
タンザニア	一・三六
(アザ・マイルド)	二・三六
コスタ・リカ	二・一六
ドミニカ共和国	〇・九五
エクアドル	二・一七
エル・サルヴァドル	四・四八
グアテマラ	三・四七
ホンデュラス	一・四九
インド	一・二四
メキシコ	三・六五
ニカラグア	一・二八
パプア・ニューギニア	一・一六
ペルー	一・三一

(ブラジル及びアザ・アラビカ)
 ブラジル
 エティオピア
 (ロブスタ)
 インドネシア
 アフリカ・マダガスカル・コーヒー機構
 ウガンダ
 ザイール

注 フリリンは、基本輸出割当てを受ける権利を有する加盟輸出国として、千九百八十三—千九百八十四年度において四十七万袋の年間輸出割当てを有し、この協定に基づき基本輸出割当てを受ける権利を有する加盟輸出国の輸出割当てに適用されるすべての調整を受ける。

三三・四五
三〇・八三
二・六二
二二・〇七
四・五五
一・九六
四・四四
二・一二

千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
 本協定は、延長された千九百七十六年の國際コーヒー協定に継続する協定として、昭和五十七年九月十六日ロンドンで開催された國際コーヒー理事会において採択されたもので、その大綱において千九百七十六年の國際コーヒー協定を踏襲しているが、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定は、世界のコーヒー需給の妥当な均衡の達成、その供給、在庫及び価格の過度の変動の回避並びにコーヒー輸出国の購買力の増大を図ることを主たる目的とする。

2 この協定を運用し、かつ、その実施を監督するため、千九百六十二年の國際コーヒー協定に基づいて設立された國際コーヒー機関を存続させ、國際コーヒー理事会、執行委員会、事務局長及び職員によつてその機能を営むこと。

3 國際コーヒー理事会は、毎コーヒー年度(十月一日から九月三十日までの一年間)について、加盟輸出国が加盟国に輸出するコーヒーの総年間輸出割当てを設定し、これを各加盟輸出国に対し年間輸出割当てとして配分すること。

4 輸出割当ての運用については、コーヒー価格が一定水準を下回った場合には輸出割当てを実施してコーヒーの市場価格の維持を図り、コーヒー価格が一定水準を上回った場合には輸出割当てを停止して価格の上昇を抑えること。

5 輸出割当てが実施されている場合には、加盟国は、加盟輸出国からの有効な原産地証明書書を伴わないコーヒーの輸入を禁止し、かつ、非加盟国からの輸入量を一定数量に制限すること。

6 國際コーヒー機関は、各加盟国のコーヒー輸出量と在庫量の確認を行うこと。

7 コーヒーの消費振興のために消費振興基金を、また、在庫確認等の費用を負担するため特別基金を、加盟輸出国の支払う拠出金によつて設置すること。

なお、本協定は、所定の条件が満たされた場合には、昭和五十八年十月一日に確定的に又は暫定的に効力を生ずるが、所定の条件を満たさず発効に至らなかった場合には、批准書等を寄託した政府及び暫定的に適用することを通告した政府の間で発効させることを決定することができることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、開発途上にあるコーヒー生産国の経済発展に引き続き協力する等の見地から妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和五十八年度一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項に、国際コーヒー機関分担金として三千三百五十八万九千円計上されている。

昭和五十八年五月十三日

外務委員長 竹内 繁一
衆議院議長 福田 一殿

千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めらるる件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十日

参議院議長 徳永 正利
衆議院議長 福田 一殿

千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めらるる件

千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めらるる件

前文

この協定の締結は、新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画を想起し、

国際連合貿易開発会議がその第四回会期及び第

五回会期においてそれぞれ採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第百二十四号(第五回会期)を想起し、

更に、後発開発途上国のための千九百八十年代における新たな実質行動計画、特に同計画第八十二項を想起し、

ジュート及びジュート製品が多数の開発途上輸出国の経済にとって重要であることを認め、ジュート及びジュート製品が直面している問題の解決を見いだすための緊密な国際協力が、輸出国の経済発展を助長し及び輸出国と輸入国との間の経済協力を強化することとなることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

1 千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定(以下「この協定」という。)の目的は、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の利益を図り、あわせて国際連合貿易開発会議が採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第百二十四号(第五回会期)に定める目的に関連を有するものを達成するため、並びに同会議が採択した決議第九十八号(第四回会期)を考慮して、次のとおりとする。

(a) ジュート市場の構造上の状況を改善すること。

(b) ジュート及びジュート製品の競争力を高めること。

(c) ジュート及びジュート製品の現在の市場を維持し、拡大し及びその新たな市場を開発すること。

(d) ジュート及びジュート製品の生産を、特に、加盟輸入国及び加盟輸出国の利益を図るためこれらの品質を向上させることを目的として、発展させること。

(e) ジュート及びジュート製品の生産量、輸出入量及び輸入量を、世界の需要及び供給の要請を満たすように増大させること。

2 1に定める目的は、特に、次の方法により達成する。

成する。

(a) 研究及び開発、市場の拡充並びに費用の削減に関する事業の実施

(b) ジュート及びジュート製品に関する情報の取りまとめ及び配布

(c) ジュート及びジュート製品に関する重要事項(例えば、価格及び供給の安定化並びに合成品及び代替品の競争の問題)の検討

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

(1) 「ジュート」とは、黄麻、ケナフ及び他のこれらと同種の繊維をいい、ウレナ・ロバタ、アブティロン・アヴィケンナエ及びケファフロネマ・ポリュアンドルムを含む。

(2) 「ジュート製品」とは、全部若しくはほとんど全部がジュートから作られる製品又は重量的にジュートが最大の割合を占める製品をいう。

(3) 「加盟国」とは、この協定に暫定的に又は確定的に拘束されることに同意した政府又は第五条に規定する政府間機関をいう。

(4) 「加盟輸出国」とは、ジュート及びジュート製品の輸出量が輸入量を上回る加盟国で加盟輸出国であると宣言したものをいう。

(5) 「加盟輸入国」とは、ジュート及びジュート製品の輸入量が輸出量を上回る加盟国で加盟輸入国であると宣言したものをいう。

(6) 「機関」とは、次条の規定により設立される国際ジュート機関をいう。

(7) 「理事会」とは、第六条の規定により設置される国際ジュート理事会をいう。

(8) 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投票する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投票する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。ただし、加盟輸出国の過半数及び出席しかつ投票する四以上の加盟輸入国がこれらの数の票を投ずることを条件とする。

(9) 「区分ごとの単純過半数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投票する票の過半数の票及び投票する加盟輸入国の投票する票の過半数の票とをいう。

出席しかつ投票する加盟輸入国の投票する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。ただし、加盟輸出国について要求される過半数の票は、出席しかつ投票する加盟輸出国の過半数が投票するものでなければならぬ。

「会計年度」とは、七月一日から六月三十日までをいう。

「ジュート年度」とは、七月一日から六月三十日までをいう。

「ジュートの輸出」又は「ジュート製品の輸出」とは、ジュート又はジュート製品がいずれかの加盟国の関税地域から外へ出ること、又は、ジュートの輸入又はジュート製品がいずれかの加盟国の関税地域の内に入ることをいう。ただし、これらの定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域は、当該加盟国の関税地域全体をいう。

「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ポンド、合衆国ドルその他国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨として、随時、能力を有する国際通貨機関が指定する通貨をいう。

第三章 組織及び運営

第三条 組織及び運営

1 この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、この協定により国際ジュート機関を設立する。

2 機関は、常設機関としての国際ジュート理事会及び事業委員会並びに事務局長及び職員によつてその機能を営む。理事会は、特別多数票による議決で、特定の目的のために特定の権限を有する委員会及び作業部会を設置することができ、

3 機関の本部は、パングラデシユのダッカに置く。

4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

第四條 機関の加盟国

- 1 機関の加盟国の区分は、次のとおりとする。
 - (a) 加盟輸出国
 - (b) 加盟輸入国
- 2 加盟国は、理事会の定める条件に従つて加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができる。

第五條 政府間機関の加盟

- 1 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任能力を有するその他の政府間機関を含む。したがつて、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。
- 2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。この場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

第六章 ジュート理事会

第六條 国際ジュート理事会の構成

- 1 機関の最高機関は、国際ジュート理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。
- 2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代表代理及び顧問を指名することができる。
- 3 代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において代表に代つて行動し及び投票する権限を与えられる。
- 第七條 理事会の権限及び任務
1 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。

第九條 理事会の会期

- 1 理事会は、原則として、各ジュート年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。
- 2 理事会は、その決定するときは又は次のいずれかによる要請があるときは、特別会期を開催する。
- 3 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管する。

第八條 理事会の議長及び副議長

- 1 理事会は、各ジュート年度につき、議長及び副議長各一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。
- 2 議長及び副議長は、いずれか一方は加盟輸出国の代表のうちから、他方は加盟輸入国の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟国に毎年交互に振り当てる。ただし、例外的な事態において、理事会が特別多数票による議決で決定する場合には、議長若しくは副議長又は双方の再選を妨げるものではない。
- 3 議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議長の職を代行する。議長及び副議長の双方が一時的に欠けた場合又は議長及び副議長の一方若しくは双方が恒久的に欠けたこととなつた場合には、理事会は、場合に応じて、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。

第十條 票の配分

- 1 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。
- 2 加盟輸出国の票は、次のとおり配分する。百五十票は、すべての加盟輸出国の間で平等に配分するものとし、端数を生ずる場合には、直近の整数となるように整理する。残余の票は、直前の三ジュート年度における各加盟輸出国のジュート及びジュート製品の純輸出量の平均に比例して配分する。ただし、いずれの加盟輸出国の票も、四百五十を超えてはならない。四百五十を超える部分の票は、二百五十未満の票を有するすべての加盟輸出国にそれぞれ貿易量に比例して配分する。
- 3 加盟輸入国の票は、次のとおり配分する。いずれの加盟輸入国も、五を限度とする基本票を有する。ただし、基本票の合計は、百二十五を超えてはならない。残余の票は、票の配分が行われる暦年の四暦年前の年以降の三年間における各加盟輸入国のジュート及びジュート製品の純輸入量の年平均に比例して配分する。
- 4 理事会は、各会計年度の第一回会期の始めに、この条の定めるところにより当該会計年度について票を配分する。配分は、5に定める場合を除くほか、当該会計年度の残余の期間効力を有する。

第十一條 理事会の投票手続

- 1 加盟国は、自国の有するすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。もつとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投ずることができる。
- 2 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合又は会期において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを委任することができる。
- 3 他の加盟国が前条の規定により有する票を投ずることを当該他の加盟国から委任された加盟国は、当該他の加盟国の指示に従つて当該票を投ずる。
- 4 加盟国は、棄権したときは、投票しなかつたものとみなす。
- 第十二條 理事会の決定及び勧告
1 理事会は、意見の一致によつて、すべての決定及び勧告を行うよう努める。意見の一致が得られない場合には、理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多数票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。
- 2 加盟国が前条2の規定を適用して理事会の会

合において投票した場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したものとみなす。

3 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に適合したものでなければならぬ。

第十三条 理事会の定足数

1 理事会のいかなる会合においても、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、三日以降の会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の過半数を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。

3 第十一条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなす。

第十四条 他の機関との協力

1 機関は、可能な最大限の範囲において、国際連合食糧農業機関(FAO)、国際貿易センター(ITC)、国際連合工業開発機関(UNIDO)及び国際連合貿易開発会議(UNCTAD)その他の諸機関の便宜、役務及び専門的知識の提供を受けるものとし、その十分な利用を図る。理事会は、これらの諸機関の便宜、役務及び専門的知識が機関の効果的な機能の発揮のために十分又は不適当であると認める場合において、正当な事情があるときは、必要があれば機関自ら、業務を効果的に行うため、必要な措置をとることを決定する。

2 理事会は、国際連合及びその諸機関(特に国際連合貿易開発会議、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の適当な専門機関並びに適当な政府間機関又は非政府機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとる。

3 理事会は、国際商品貿易の分野における国際連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適当な場合には、自己の活動及び業務計画について同会議に通報する。

第十五条 オブザーバーの参加

理事会は、非加盟国に対し又はジュネーブ及びジュネーブ製品の国際貿易若しくはジュネーブ産業に関連する前条若しくは第三十一条に規定する諸機関に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十六条 事務局長及び職員

1 理事会は、特別多数票による議決で、事務局長を任命する。

2 事務局長の任命の条件は、理事会が定める。

3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従つたこの協定の運用及び実施につき、理事会に対して責任を負う。

4 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、第一回会合において事務局長が当初の五年の期間につき任命することのできる行政職員及び専門職員の数を決定するものとし、順次採用する。その数の変更は、特別多数票による議決で、理事会が決定する。

5 事務局長は、事務局長に対して責任を負う。

6 事務局長及び職員は、ジュネーブ産業、ジュネーブの取引その他ジュネーブに關係する商業活動につきいかなる金銭上の利害關係も有してはならない。

7 事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び職員は、最終的に理事会に対して責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控える。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼさうとはしてはならない。

第五章 特権及び免除

第十七条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

2 機関は、この協定の効力発生の後でできる限り速やかに、機関並びに事務局長、職員及び専門家並びに加盟国の代表の地位、特権及び免除であつてこれらの任務の遂行のため通常必要とされるものに関する協定(以下「本部協定」という。)を機関の本部が置かれる国の政府(以下「接受政府」という。)と締結するよう努める。

3 機関は、2に規定する本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を接受政府の国の法令の範囲内で免除するよう接受政府に要請する。

4 機関は、また、理事会の承認の下に、この協定の機能が適正に営まれるために必要な特権及び免除に関する取極を他の国と締結することができる。

5 機関の本部が他の加盟国に移転する場合に、当該他の加盟国は、理事会の承認の下に、機関とできる限り速やかに本部協定を締結する。

6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部が接受政府の国から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

第十八条 会計

1 機関に、次の二の勘定を置く。

(a) 運営勘定

(b) 特別勘定

2 事務局長は、これらの勘定の管理につき責任を負う。理事会は、必要な手続規則を作成する。

をを負う。理事会は、必要な手続規則を作成する。

第十九条 支払の形式

1 運営勘定に対する分担金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

2 特別勘定に対する提出金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

3 理事会は、また、特別勘定に対する提出については、承認された事業の要件を満たすような提出であつて提出金以外のもの(科学的及び技術的機材並びに人的資源の提供を含む。)を受け入れることを決定することができる。

第二十条 会計の検査及び公表

1 理事会は、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。

2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行つた運営勘定及び特別勘定の決算書は、各ジュネーブ年度の終了の後でできる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が利用することができるようになるものとし、理事会が、その後開催される最初の会合において適宜検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、その後公表する。

第二十一条 運営勘定

1 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、3から5までに定めるところによりその額が決定され、かつ、各加盟国の憲法上又は制度上の手続に従つて支払われる年次分担金により支弁する。

2 理事会、事業委員会その他第三条2に規定する委員会及び作業委員会出席する代表団の費用は、関係加盟国が支弁する。加盟国が機関の特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。

3 理事会は、各会計年度の下半期において、次

の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

4 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例するものとする。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

5 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

6 最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、第一回会期において理事会の定める日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に機関に加盟した加盟国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となつた日に生ずる。

7 加盟国が6の規定による分担金の支払の義務が生ずる日の後二箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対して速やかにかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払っていない場合には、当該加盟国は、支払うことができない理由の説明を要請される。分担金の支払の義務が生ずる日から六箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、当該加盟国の投票権は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、停止される。投票権の停止の日から一箇月を経過した時にも当該加盟国がなお分担金を支

払わない場合には、この協定に基づく当該加盟国のすべての権利は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、分担金の全額が支払われる時まで理事会により停止される。

8 加盟国は、7の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、特に分担金を支払う責任を負う。

第二十二条 特別勘定

1 特別勘定の下に、次の二の勘定を置く。

(a) 準備事業勘定

2 準備事業勘定から事業に対して支出されたすべての経費は、当該事業がその後理事会で承認されかつそのための資金が確保された場合には、事業勘定から償還される。この協定の効力発生から六箇月以内に理事会に対して準備事業勘定のための資金が提供されない場合には、理事会は、状況を検討し、適当な措置をとる。

3 特定の事業に対するものとして受領された収入はすべて、特別勘定に記帳する。当該特定の事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に對する報酬及び旅費を含む)は、特別勘定から支弁する。

4 特別勘定のための資金は、次のものから調達することができ。

(a) 一次産品のための共通基金(設立された場合)の第二勘定

(b) 地域金融機関及び国際金融機関、すなわち、国際連合開発計画、世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行等

(c) 任意提出

5 加盟国が任意に借入れについてのすべての義務及び責任を負う場合には、理事会は、適当なときは、特別多数票による議決で、当該借入れによつて資金が調達される事業を支援するため条件を定める。機関は、当該借入れについていかなる義務も負わない。

6 理事会は、承認された事業の資金調達のための借入れを行いかつ当該借入れに関するすべての義務を負う主体を、当該主体(加盟国を含む)の同意を得て、指名し及び推薦することができる。この場合において、機関は、資金の使用及び資金が供与された事業の実施を監視する権利を留保する。もつとも、機関は、個々の加盟国その他の主体が与える保証について責任を負わない。

7 いずれの加盟国も、事業に関する他の加盟国又は主体による借入れ又は貸付けから生ずる責任について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

8 用途が特定されていない任意の資金が機関に提供される場合には、理事会は、当該資金を受領することができ。当該資金は、準備事業及び承認された事業のために使用することができ。

9 事務局長は、理事会の定める条件で、理事会によつて承認された事業のための適当かつ確実な資金の調達に努める。

10 特別勘定の資金は、承認された事業又は準備事業にのみ使用する。

11 特定の承認された事業のための提出は、理事会が提出者との合意により別段の決定を行わない限り、当初に提出の対象とされた特定の事業のためにのみ使用する。機関は、提出者が別段の合意を行わない限り、事業の完了後において、当該事業のために当初提供された提出の総計に対する各提出者の提出の割合に比例して残余の資金を各提出者に返済する。

12 理事会は、適宜、特別勘定の資金調達について検討することができ。

第七章 事業活動の実施

第二十三条 事業

1 理事会は、第一条の目的を達成するため、継続的に、第十四条1の規定に基づき、研究及び開発の分野、市場の拡充の分野並びに費用の削減の分野における事業並びに理事会が承認した他の関連する事業を選別し、これらの事業の準備及び実施のための措置をとり、並びにその効果を確実なものとするためこれらの事業の実施を監視する。

2 事務局長は、1の規定による事業計画案を事業委員会に提出する。事業計画案は、これを検討する事業委員会の会期の少なくとも二箇月前にすべての加盟国に配布する。事業委員会は、事業計画案に基づいていずれの準備事業を実施するかを決定する。事務局長は、決定された準備事業について、理事会の採択する規則に従つて手配を行う。

3 準備事業によつて得られた結論(詳細な費用、予想される利益、期間、実施の場所及び適格性のある実施機関についての事項を含む)は、事務局長が、当該結論を検討する事業委員会の会期の少なくとも二箇月前にすべての加盟国に配布した後、事業委員会に提出する。

4 事業委員会は、準備事業によつて得られた結論を検討し、理事会に對し事業についての勧告を行う。

5 理事会は、勧告を検討し、特別多数票による議決で、前条及び第二十七条の規定により、提出された事業計画の資金調達について決定する。

6 理事会は、事業の優先順位を決定する。

7 理事会は、まず、一次産品総合計画に基づくジョイント及びジョイント製品に関する予備協議のため国際連合食糧農業機関及び国際貿易センターの準備した事業並びに理事会の承認する他の実効性の高い事業に對し高い優先順位を与える。

8 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

9 理事会は、特別多数票による議決で、事業に對する支援を打ち切ることができ。

第二十四条 研究及び開発
研究及び開発に関する事業は、特に、次の目的

を有するものとする。

- (a) 農業生産性及び繊維品質の改善
- (b) 既存の及び新たな製品の製造工程の改善
- (c) 新たな用途の発見及び既存の製品の改善

第二十五条 市場の拡充

市場の拡充に関する事業は、特に、既存の製品のための市場を維持し、拡大すること及び新たな製品のための市場を開拓することを目的とするものとする。

第二十六条 費用の削減

費用の削減に関する事業は、特に、適当な場合には、農業生産性及び繊維品質に関する工程及び技術を改善すること、ジュート加工工業における労働、原材料及び資本に係る費用に関する工程及び技術を改善すること並びにジュート経済に於て現に利用可能で最も効率的な工程及び技術に関する情報を加盟国の利用のために収集し及び管理することを目的とするものとする。

第二十七条 事業の承認の基準

理事会による事業の承認は、次の基準により行われる。

- (a) 現在又は将来において二以上の加盟輸出に利益をもたらす可能性を有し、かつ、ジュート経済全体にとつて有益であること。
- (b) ジュート及びジュート製品の国際貿易の維持又は拡大に関連を有すること。
- (c) 短期又は長期の費用について有利な経済的効果を予測させること。
- (d) ジュート及びジュート製品の国際貿易の規模に適合するように計画されていること。
- (e) ジュート及びジュート製品の一般競争力又は市場性を高める可能性を有すること。

第二十八条 事業委員会

1 この協定により、事業委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。

2 委員会への参加は、すべての加盟国に開放さ

れる。委員会の手続規則、票の配分及び投票手続については、理事会の手続規則、票の配分及び投票手続を準用する。委員会は、別段の決定を行わない限り、年四回及び理事会の要請に基づき会合する。

委員会の任務は、次のとおりとする。

- (a) 第二十三条に規定する事業計画案を検討し並びに技術的に審査し及び評価すること。
- (b) 準備事業について決定すること。
- (c) 理事会に対し事業について勧告すること。

第八章 一次産品のための共通基金との関係

第二十九条 一次産品のための共通基金との関係

共通基金が活動を開始した場合には、機関は、一次産品のための共通基金を設立する協定において定められる原則に従つて共通基金の制度を十分に利用する。

第九章 ジュート及びジュート製品に関する重要事項の検討

第三十条 安定化、合成品との競争その他の事項の検討

1 理事会は、輸出のためのジュート及びジュート製品の価格及び供給の安定化の問題について、解決策を見いだすことを目的として、引き続き検討を行う。この検討の結果合意された解決策がこの協定に明確に規定されていない措置をとることを要する場合においては、第四十二条の規定に基づくこの協定の改正によつてのみその措置を実施することができる。

2 理事会は、ジュート及びジュート製品と合成品及び代替品との間の競争に関する事項を検討する。

3 理事会は、ジュート及びジュート製品に関する他の重要事項を引き続き検討するための措置をとる。

第十章 統計、研究及び情報

第三十一条 統計、研究及び情報

1 理事会は、ジュート及びジュート製品に影響

を及ぼすすべての要素に関する最新の信頼し得る資料及び情報の入手に資するため、適当な国際機関特に国際連合食糧農業機関と緊密な関係を確立する。機関は、この協定の運用に必要なジュート、ジュート製品、合成品及び代替品の生産、貿易、供給、在庫、消費及び価格に関する統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、必要な場合には、公表する。

2 加盟国は、自国の国内法に抵触しない範囲で、統計及び情報を要する期間内に可能な限り提供する。

3 理事会は、世界のジュート経済の動向並びに短期及び長期の問題に関する研究が行われるよう措置をとる。

4 理事会は、ジュート、ジュート製品、合成品及び代替品を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の営業上の秘密を侵害することとなるいかなる情報も公表されないよう考慮を払う。

第三十二条 年次報告並びに評価及び検討に関する報告

1 理事会は、各ジュート年度の終了から六箇月以内に、その活動及び適当と認める他の情報に関する年次報告を公表する。

2 理事会は、毎年、合成品及び代替品との競争の状況を含む世界のジュート事情及び見通しを評価し及び検討するものとし、検討の結果を加盟国に通報する。

3 2の検討は、理事会が、ジュート、ジュート製品、合成品及び代替品の国内生産、在庫、輸出入、消費及び価格に関し加盟国の提供する情報を参考として、また、国際連合の適当な諸機関(国際連合貿易開発会議及び国際連合食糧農業機関を含む。)並びに適当な政府機関及び非政府機関を通じて又は直接に理事会の入手することのできる他の情報を参考として行う。

第三十三条 苦情及び紛争

いづれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情及びこの協定の解釈又は適用に関する紛争は、理事会に対し決定のため付託される。当該苦情及び当該紛争に係る事案についての理事会の決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

第三十四条 加盟国の一般的義務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するため、また、この協定の目的に反する行動をとらないようにするため、最善の努力を払い、協力する。

2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることを差し控えるよう努める。

第三十五条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力のため加盟国のこの協定上の義務を免除する必要がある場合において、義務の履行が不可能であることに關する当該加盟国の説明を認めたときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除することが出来る。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の免除に当たり、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。

第三十六条 特別の救済措置

1 開発途上加盟輸入国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することが出来る。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号(第四回会期)III及び4に定めるところにより適当な特別の救済措置をとることを検討する。

2 理事会は、すべての活動において特定の後発開発途上加盟輸出国の要求に対し特に考慮を払う。ただし、他の加盟輸出国の利益を害さないことを条件とする。

行しなかつた旨の苦情及びこの協定の解釈又は適用に関する紛争は、理事会に対し決定のため付託される。当該苦情及び当該紛争に係る事案についての理事会の決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

第三十四条 加盟国の一般的義務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するため、また、この協定の目的に反する行動をとらないようにするため、最善の努力を払い、協力する。

2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることを差し控えるよう努める。

第三十五条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力のため加盟国のこの協定上の義務を免除する必要がある場合において、義務の履行が不可能であることに關する当該加盟国の説明を認めたときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除することが出来る。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の免除に当たり、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。

第三十六条 特別の救済措置

1 開発途上加盟輸入国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することが出来る。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号(第四回会期)III及び4に定めるところにより適当な特別の救済措置をとることを検討する。

2 理事会は、すべての活動において特定の後発開発途上加盟輸出国の要求に対し特に考慮を払う。ただし、他の加盟輸出国の利益を害さないことを条件とする。

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七四

第十二章 最終規定

第三十七條 署名、批准、受諾及び承認

1 この協定は、千九百八十三年一月三日から六月三十日まで、国際連合本部において、千九百八十一年のジュート及びジュート製品に関する国際連合会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

2 1に規定する政府は、次のいずれかのことを行うことができる。

(a) この協定に署名する際に、署名によつてこの協定に拘束されることに同意する旨の宣言を行うこと。

(b) この協定に署名した後、寄託者に批准書、受諾書又は承認書を寄託することによつて批准し、受諾し又は承認すること。

第三十八條 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第三十九條 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によつて定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定の既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

当該政府は、この協定を暫定的に適用する旨を通告する際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを宣言する。

2 この協定が効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した政府は、この協定が効力を生ずる日又は当該特定する日から批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託して加盟国となる日までの間、機関の暫定的加盟国

としての地位を有する。

第四十條 効力発生

1 この協定は、付表Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十五パーセント以上を有する三以上の国の政府及び付表Bに掲げるところにより純輸入量の総計の六十五パーセント以上を有する二十以上の国の政府が、千九百八十三年七月一日までに又はその後のいずれかの日までに、第三十七條2(a)の規定に基づき署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した場合に、同年七月一日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、付表Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十五パーセント以上を有する三以上の国の政府及び付表Bに掲げるところにより純輸入量の総計の六十五パーセント以上を有する二十以上の国の政府が、千九百八十三年七月一日までに又はその後のいずれかの日までに、第三十七條2(a)の規定に基づき署名し、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した場合に、同年七月一日又は当該その後のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

3 国際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が千九百八十四年一月一日までに満たされなかつた場合には、第三十七條2(a)の規定に基づき署名し、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府が実行可能な最も早い時に会合しこの協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に又は確定的に発効させることを決定するため、これらの政府を招集する。

この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に発効させることを決定した政府は、この8の定めるところによりこの協定が暫定的に効力を生じている間、暫定的加盟国としての地位を有する。これらの政府は、事態を検討するため会合し、この協定をこれらの政府の間で確定的に発効させること、この協定の暫定的効力を有する状態を継続させること又はこの協定を終了させることのいずれかを決定することができる。

4 この協定は、この協定の効力発生の後、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府については、その寄託の日に効力を生ずる。

5 国際連合事務総長は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、理事会の第一回会期を招集する。

第四十一條 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておく。この条件には、加入書の寄託の期限を含む。もつとも、理事会は、この条件に定める期限までに加入書を寄託することができない政府に対し、期限の延長を認めることができる。

2 加入は、寄託者に加入書を寄託することによつて行ふ。

第四十二條 改正

1 理事会は、特別多数票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告することができる。

2 理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定める。

3 改正は、三分の二以上の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上を有するものから寄託者が受諾の通告を受領した後九十日、効力を生ずる。

4 改正の効力発生の要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会の定める期限に関する2の規定にかかわらず、加盟国は、改正の効力発生までの間、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。

5 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の

受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約国でなくなる。ただし、憲法上又は制度上の手続を完了することが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかった旨の当該加盟国の申立てを理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延長すること、理事会が決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

6 改正の効力発生の要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかつた場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

第四十三條 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行つた加盟国は、同時に、その旨を理事会に通報する。

2 脱退は、寄託者が1の通告を受領した後九十日効力を生ずる。

第四十四條 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後一年で、締約国でなくなる。

第四十五條 脱退する加盟国、除名される加盟国又は改正を受諾する加盟国又は改正を受諾する加盟国に

係る会計上の処理

1 理事会は、この条の定めるところにより、次の理由により締約国でなくなる加盟国について会計上の処理を行う。

(a) 第四十二條の規定によるこの協定の改正の受諾を行わないこと。

(b) 第四十三條の規定に基づきこの協定から脱

退すること。

(c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

2 理事会は、締約国でなくなる加盟国が運営協定に対して支払った分担保の払戻しを行わなければならない。

3 この条の規定により受当な償還を受けた加盟国は、機関の清算によつて得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有さない。当該加盟国は、また、償還が行われた後に機関が被るいかなる損失についても責任を負わない。

第四十六条 有効期間、延長及び終了

1 この協定は、効力発生の日から五年間効力を有する。ただし、理事会が、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を延長し若しくはこの協定について再交渉し又はこの協定を終了させることを決定する場合は、この限りでない。

2 理事会は、1に規定する五年の期間の満了前に、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を二年を超えない期間延長すること及びこの協定について再交渉することを決定することができる。

3 1に規定する五年の期間の満了前にこの協定に代わる新たな協定についての交渉が完了していない場合には、理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間をその定める期間延長することができる。

4 1に規定する五年の期間の満了前に、この協定に代わる新たな協定についての交渉が行われたが、その新たな協定が協定のにもまた暫定的にも効力を生じていない場合には、理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間をその新たな協定が暫定的に又は協定の効力を生ずる時まで延長することができる。

5 ジュートに関する新たな国際協定についての交渉が行われ、かつ、2、3又は4の規定に基づくこの協定の延長期間内に新たな国際協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、

新たな国際協定が効力を生ずる時に終了する。

6 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、その定める日にこの協定を終了させることを決定することができる。

7 理事会は、この協定の終了の後、機関の清算(会計上の処理を含む)を行うため、十八箇月を超えない期間存続するものとし、当該期間中、特別多数票による清算に関する決定に従つて清算に必要な権限及び任務を有する。

8 理事会は、この条の定めるところにより行われた決定を寄託者に通告する。

第四十七条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。

千九百八十二年十月一日にジュネーブで、ひとしく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。

付表A

第四十条の規定の適用のために算定された千九百八十一年のジュート及びジュート製品に関する国際連合会議に参加した国のジュート及びジュート製品の純輸出量の総計に対する各輸出国の純輸出量の百分率

	百分率
パングラデシュ	五六・六六八
ブラジル	〇・九二一
インド	三一・四五七
ネパール	三・四五二
ベルー	〇・〇九七
タイ	七・四〇五
総計	一〇〇・〇〇〇

付表B

第四十条の規定の適用のために算定された千九百八十一年のジュート及びジュート製品に関する国際連合会議に参加した国のジュート及びジュート製品の純輸入量の総計に対する各輸入国及び輸入国群の純輸入量の百分率

	百分率
アルジェリア	〇・九一六
オーストラリア	七・〇六七
オーストリア	〇・二五二
ブルガリア	一・五七二
カナダ	一・七〇二
コロンビア	〇・〇〇〇
コスタ・リカ	〇・〇〇〇
キューバ	五・二五八
チェコスロヴァキア	一・二二六
エクアドル	〇・〇〇〇
エジプト	二・七四七
エル・サルヴァドル	〇・五四二
欧州経済共同体	一六・三一六
ベルギー・ルクセンブルグ	二・八九二
デンマーク	〇・三三三
フランス	二・七七八
ドイツ連邦共和国	二・八三一
ギリシャ	〇・四二〇
アイスランド	〇・三六六
イタリア	一・二四四
オランダ	一・七四〇
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	三・七三二
フィンランド	〇・一九一
ガーナ	〇・三三六
ハンガリー	〇・四二〇
インドネシア	二・三六六
イラク	一・九一五
日本国	五・九五二
マダガスカル	〇・三五〇

マレイシア	〇・一六〇
マルタ	〇・〇〇〇
モリタニア	〇・〇〇〇
メキシコ	〇・三五九
ニカラガ	〇・一二二
ナイジェリア	〇・六二六
ノールウェー	〇・一六八
パキスタン	七・五四七
フィリピン	〇・二五九
ポランド	一・二二一
大韓民国	〇・四四三
ルーマニア	〇・八八五
サウディ・アラビア	〇・三三三
セネガル	〇・〇二三
スペイン	〇・六六四
スーダン	三・八四六
スウェーデン	〇・〇四六
スイス	〇・二六七
シリア・アラブ共和国	一・七四〇
テュニジア	〇・三二八
トルコ	一・一六〇
ソヴィエト社会主義共和国連邦	一一・七二九
タンザニア連合共和国	〇・七〇二
アメリカ合衆国	一六・六四四
ヴェネズエラ	〇・〇五三
ユーゴスラヴィア	一・五二六
ザイール	〇・〇二三
総計	一〇〇・〇〇〇

千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
本協定は、昭和五十一年の第四回国際連合貿易開発会議総会において採択された「一次産品総合計画」に基づき交渉が行われた結果、昭和五十七年十月ジュネーブで開催された国際連合

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号

千九百八十二年のジュート及びジュート製品に關する國際協定の締結について承認を求めるとの件及び同報告書 千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるとの件及び同報告書 七一九

ジュート及びジュート製品會議において採択されたものである。

本協定の主な内容は次のとおりである。

1 本協定は、加盟輸出国及び加盟輸入国の利益のため、研究及び開発、市場の拡充、費用の削減に關する事業の実施等を通じ、ジュート及びジュート製品の競争力を高め、市場を維持、拡大し、生産の発展を図ることを主たる目的とする。

2 本協定を運用し、その実施を監視するため、國際ジュート機關を設立し、理事会及び事業委員會等によつてその機能を営むこと。

3 機關の最高機關は、理事会とし、理事會は、すべての加盟國で構成され、この協定実施のために必要なすべての権限を行使し、その実施のために必要なすべての任務を遂行するものとする。

4 事業委員會は、理事會の一般的な指揮の下に活動するものとし、事業計画案を検討し、理事會に對し事業について勧告することを主たる任務とする。

5 協定の運用に要する費用は、加盟國の年次分担金によつて賄ひ、事業に係るすべての費用は、一次產品のための共通基金（設立された場合）の第二勘定、地域金融機關、國際金融機關等から調達することができるとすること。

6 共通基金が活動を開始した場合には、機關は、共通基金の制度を十分に利用すること。

7 理事會は、事業の選別、準備及び実施のための措置をとること。

8 事業は、準備事業の実施、事業委員會の検討・勧告及び理事會による承認を経て実施されること。

9 理事會は、ジュート及びジュート製品の価格及び供給の安定化、合成品及び代替品との

競争等について検討すること。

10 理事會は、ジュート及びジュート製品に關する情報を収集し、世界のジュート經濟についての研究のための措置をとり、また、理事會の活動等に關する年次報告を公表すること。

なお、本協定は、付表Aに掲げるところにより純輸出量の總計の八十五パーセント以上を有する三以上の國の政府及び付表Bに掲げるところにより純輸入量の總計の六十五パーセント以上を有する二十以上の國の政府が、千九百八十三年七月一日までに又はその後のいずれかの日までに、署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した場合には、同年七月一日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、輸入國である我が國にとつても利益をもたらすとともに、開發途上にあるジュート及びジュート製品輸出國の經濟發展に協力する等の見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する經費

本件に要する經費は、昭和五十八年度一般會計予算外務省所管國際機關分擔金の項に、國際ジュート機關分擔金として二百九十六万九千円が計上されている。

昭和五十八年五月十三日

外務委員長 竹内 繁一
衆議院議長 福田 一殿

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるとの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和五十八年四月二十日

參議院議長 徳永 正利
衆議院議長 福田 一殿

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるとの件

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるとの件

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書

前文

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書を作成する會議は、國際小麦協定が千九百四十九年以来数次にわたる修正され、更新され又はその有効期間の延長がされたことを考慮し、千九百八十一年に議定書により有効期間の延長がされた千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で

構成される千九百七十一年の國際小麦協定が千九百八十三年六月三十日に効力を失うことを考慮して、千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書を作成した。

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書

この議定書の締結國政府は、

千九百八十一一年に議定書により更に有効期間の延長がされた千九百七十一年の國際小麦協定中の千九百七十一年の小麦貿易規約（以下「規約」という。）が千九百八十三年六月三十日に効力を失うことを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百八十六年六月三十日まで、この議定書の締結國の間で引き続き効力を有する。ただし、同日前に小麦を對象とする新たな國際協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな國際協定の効力発生の日の前日までの間に限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百八十三年七月一日以後適用されない。

(a) 第十九條(4)

(b) 第二十二條から第二十六條まで

(c) 第二十七條(1)

(d) 第二十九條から第三十一條まで

第三条 定義

この議定書において「政府」というときは、欧州經濟共同体（以下「共同体」という。）を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、共同体については、その権限のある當局が共同体の名において行つた署名及び暫定的適用

宣言並びに共同体の制度上の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。

第四条 会計

第七条(1)(b)の規定によりこの議定書に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に配分される票数及び収穫年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該収穫年度における他の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

第五条 署名

この議定書は、千九百八十三年四月四日から五月十日まで、ワシントンにおいて、千九百八十一年の議定書により更に有効期間の延長がされた規約の締結国政府及び千九百八十二年十二月一日において千九百八十一年の議定書により更に有効期間の延長がされた規約の締結国と暫定的にみなされる国の政府並びに国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であり、かつ、規約の付表A又は付表Bに掲げられている国の政府による署名のために、開放しておく。

第六条 批准、受諾又は承認

この議定書は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従って批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十三年六月三十日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

第七条 加入

(1) この議定書は、次に定めるところにより、加入のために開放しておく。
(a) 千九百八十三年六月三十日までは、規約の付表A又は付表Bに同日現在掲げられている加盟国の政府による加入。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政

府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

(b) 千九百八十三年六月三十日後は、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国の政府による加入。ただし、加盟輸出国が投する票の三分の二以上及び加盟輸入国が投する票の三分の二以上による議決で理事会が適当と認める条件に基づくものでなければならぬ。

(2) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行ふ。

(3) 規約及びこの議定書の実施上、規約の付表Aに掲げる加盟国又は規約の付表Bに掲げる加盟国というときは、理事会の定める条件に基づきその政府が規約に加入した加盟国及び(1)(b)の規定によりその政府がこの議定書に加入した加盟国も、該当する付表に掲げられているものとみなす。

第八条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の政府でこの議定書に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によつて承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、暫定的にこの議定書の締結国政府とみなされる。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、千九百八十三年六月三十日までに、規約の付表Aに定める票数の六十パーセント以上の票を有する加盟輸出国及び規約の付表Bに定める票数の五十パーセント以上の票を有する加盟輸入国を代表する政府(同日において規約の締結国であつたものならばそのようにな票を有することとなる政府を含む)が第六条から前条までの規定により批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託

していることを条件として、千九百八十三年七月一日に効力を生ずる。

(2) この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、この議定書が当該政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

第十条 寄託政府による通報

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用、この議定書への加入、規約第二十七条の規定により受領した通告並びに規約第二十八条の規定により受領した宣言及び通告をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第十一条 この議定書の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第二百二条の規定による登録のため、この議定書の効力発生後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十一年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国、各加入国及び理事会の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

千九百八十三年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書

この議定書の締結国は、千九百八十一年に議定書により有効期間の延長がされた千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百八十一年の食糧援助規約(以下「規約」という)が千九百八十三年六月三十日に効力を失うことを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百八十六年六月三十日まで、この議定書の締結国の間で引き続き効力を有する。ただし、同日前に食糧援助を対象とする新たな協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日までの間に限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百八十三年七月一日以後適用されない。

(a) 第十二条

(b) 第十七条

(c) 第十八条(1)

第三条 国際食糧援助 この議定書により有効期間の延長がされた規約の実施上、第八条(2)の規定によりこの議定書に加入した加盟国は、同条の関係規定に従つて定められる当該加盟国の最小輸出量とともに規約第三条(3)に掲げられているものとみなす。

第四条 署名

この議定書は、千九百八十三年四月四日から五月十日まで、ワシントンにおいて、規約第三条(3)に掲げる国の政府による署名のために開放しておく。

第五条 寄託政府

アメリカ合衆国政府は、この議定書の寄託政府とする。

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七一八

第六条 批准、受諾又は承認

この議定書は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十三年六月三十日までに寄託政府に寄託する。もつとも、規約に規定する食糧援助委員会(以下「委員会」という。)は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

第七条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言を寄託政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、暫定的にこの議定書の締結国政府とみなされる。

第八条 加入

(1) この議定書は、規約第三条(3)に掲げる国の政府であつてこの議定書に署名しなかつたものによる加入のために開放しておく。加入書は、千九百八十三年六月三十日までに寄託政府に寄託する。もつとも、委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

(2) この議定書は、次条の規定により効力を生じた後は、委員会の適当と認める条件に基づく規約第三条(3)に掲げる国以外の国の政府による加入のために開放しておく。加入書は、寄託政府に寄託する。

(3) (1)又は(2)の規定によりこの議定書に加入する政府は、加入書を寄託するまでの間についての

この議定書の暫定的適用宣言を寄託政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、暫定的にこの議定書を締結国政府とみなされる。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、規約第三条(3)に掲げる国の政府が千九百八十三年六月三十日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、千九百八十三年七月一日に効力を生ずる。

(2) この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、この議定書が当該政府の間で効力を生ずることを全員一致の合意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

第十条 有効期間

この議定書は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが千九百八十六年六

月三十日まで効力を有することを条件として、同日まで効力を有する。

第十一条 正文

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、寄託政府に寄託する。寄託政府は、各署名政府及び各加入政府に対し、その認証本を送付する。

第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるの件(參議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本議定書は、昭和五十七年十二月一日ロンドンで開催された關係国政府間會議において採択されたものである。

千九百七十一年の國際小麦協定は、小麦貿易規約と食糧援助規約から成つており、両規約が昭和五十八年六月三十日に失効することになつてゐるので、本議定書は、両規約の有効期間を

昭和六十一年六月三十日まで更に三年間延長することを定めたものである。

本議定書は、各署名国政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されるものとし、その批准書、受諾書又は承認書は、昭和五十八年六月三十日までにアメリカ合衆国政府に寄託することになつてゐる。

なお、本議定書は、所定の国の政府が批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託したときに、昭和五十八年七月一日に効力を生ずることになつてゐる。ただし、食糧援助規約の延長議定書が発効するには、小麦貿易規約の延長議定書が効力を生じていることを条件とする。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

我が国が、この議定書を締結することは、小麦貿易に関する國際協力の促進が期待され、かつ、開発途上国の食糧問題の解決に貢献することになり、我が国にとつて有益であることにかんがみ、妥當な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費としては、昭和五十八年度一般会計予算外務省所管に國際小麦理事會分担金として、三千八百七十三万五千円及び大蔵省所管食糧増産等援助費の中に食糧援助費として、百六十一億八千三百四十四万円が計上されてゐる。

右報告する。

昭和五十八年五月十三日

外務委員長 竹内 黎一

衆議院議長 福田 一殿

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十日

参議院議長 徳永 正利

衆議院議長 福田 一殿

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認

を求める。

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正

第五条2を次のように改める。

1の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第二十八条3(イ)の規定により、国際事務局は、1に定める間隔を短縮することができる。

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

国際博覧会に関する条約は、国際博覧会の開催の度について規制しており、その中で国を異にして開催される二の一般博覧会の間には、最低七年間の間隔を置くこととなつてゐる。しかし、現在、フランスは、昭和六十四年にフランス革命二百年記念パリ万国博覧会を、アメリカ合衆国及びスペインは、昭和六十七年にコロンブス新大陸発見五百年記念シカゴ・セヴィリア万国博覧会の開催計画を博覧会国際事務局に

申請しており、これらの一般博覧会を三年間の間隔で開催することは、現行条約の規定に反することとなるため、博覧会国際事務局の総会は、両博覧会とも歴史的事実に由来する国家的記念事業としての博覧会であるため、いずれかの博覧会の開催の年を変更することは不適当であるとの結論を得、国際協調の精神で対応するのが適当であると判断し、昭和五十七年六月二十四日の博覧会国際事務局の総会において、条約第五条2の改正案が採択された。

領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十日

参議院議長 徳永 正利

衆議院議長 福田 一殿

領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

領事関係に関するウィーン条約

この条約の締結国は、

領事関係が古くから諸国民の間に設定されてきたことを想起し、

国の主権平等、国際の平和及び安全の維持並びに諸国間の友好関係の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

外交関係及び外交上の免除に関する国際連合の会議が、千九百六十六年四月十八日に外交関係に関するウィーン条約を採択し、署名のために開放したことを考慮し、

領事関係並びに領事上の特権及び免除に関する国際条約も、国(憲法体制及び社会体制のいかんを問わない)の間の友好関係の発展に貢献することを信じ、

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

昭和五十八年五月十三日
外務委員長 竹内 黎一
衆議院議長 福田 一殿

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号

領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件及び同報

七二〇

領事上の特権及び免除の目的が、個人に利益を与えることにあるのではなく、領事機関が自国のために行う任務の能率的な遂行を確保することにあることを認め、

この条約により明示的に規律されない問題については、引き続き国際慣習法の規則により規律されることを確認して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

1 この条約の適用上、

(a) 「領事機関」とは、総領事館、領事館、副領事館又は代理領事事務所をいう。

(b) 「領事管轄区域」とは、領事機関について領事任務の遂行のために定められた地域をいう。

(c) 「領事機関の長」とは、その資格において行動する責務を有する者をいう。

(d) 「領事官」とは、その資格において領事任務を遂行する者(領事機関の長を含む。)をいう。

(e) 「事務技術職員」とは、領事機関の事務的業務又は技術的業務のために雇用されている者をいう。

(f) 「役務職員」とは、領事機関の役務のために雇用されている者をいう。

(g) 「領事機関の構成員」とは、領事官、事務技術職員及び役務職員をいう。

(h) 「領事機関の職員」とは、領事機関の長以外の領事官、事務技術職員及び役務職員をいう。

(i) 「個人的使用人」とは、専ら領事機関の構成員の個人的な役務のために雇用されている者をいう。

(j) 「領事機関の公館」とは、建物又はその一部及びこれに附属する土地であつて、専ら領事機関のために使用されているもの(所有者のいかんを問わない。)をいう。

(k) 「領事機関の公文書」とは、領事機関に属するすべての書類、文書、通信文、書籍、フィルム、テープ及び登録簿並びに符号及び暗号、索引カード並びにこれらを保護し又は保管するための家具を含む。

2 領事官は、二の種類の者、すなわち、本務領事官及び名誉領事官とする。第二章の規定は、本務領事官を長とする領事機関に適用するものとし、第三章の規定は、名誉領事官を長とする領事機関を規律する。

3 領事機関の構成員であつて接受国の国民であるもの又は接受国に通常居住しているものの地位については、第七十一条に定める。

第一章 領事関係一般

第一節 領事関係の開設及び運営

第二条 領事関係の開設は、相互の同意によつて行う。

2 二国間の外交関係の開設についての同意は、別段の意思表示がない限り、領事関係の開設についての同意を意味する。

3 外交関係の断絶自体は、領事関係の断絶をもたらしものではない。

第三条 領事任務の遂行

領事任務は、領事機関によつて遂行される。領事任務は、また、この条約の定めるところにより、外交使節館によつても遂行される。

第四条 領事機関の設置

1 領事機関は、接受国の同意がある場合にのみ、接受国の領域内に設置することができる。

2 領事機関の所在地及び種類並びに領事管轄区域は、派遣国が決定するものとし、接受国の承認を受けなければならない。

3 領事機関の所在地及び種類並びに領事管轄区域の派遣国によるその後の変更は、接受国の同意がある場合にのみ行うことができる。

4 総領事館又は領事館がその所在地以外の場所に副領事館又は代理領事事務所を開設することを希望する場合にも、接受国の同意を必要とする。

5 既に存在する領事機関の所在地以外の場所に当該領事機関の一部を構成する事務所を開設する場合にも、接受国の事前の明示の同意を必要とする。

第五条 領事任務

領事任務は、次のことから成る。

(a) 接受国において、国際法の認める範囲内で派遣国及びその国民(自然人であるか法人であるかを問わない。)の利益を保護すること。

(b) この条約の定めるところにより、派遣国と接受国との間の通商上、経済上、文化上及び科学上の関係の発展を助長することその他両国間の友好関係を促進すること。

(c) 接受国の通商上、経済上、文化上及び科学上の活動の状況及び進展を適法なすべての手段によつて把握し、当該状況及び進展について派遣国の政府に報告し並びに関心を有する者に情報を提供すること。

(d) 派遣国の国民に対し旅券又は渡航文書を発給し及び派遣国への渡航を希望する者に対し査証又は適当な文書を発給すること。

(e) 派遣国の国民(自然人であるか法人であるかを問わない。)を援助すること。

(f) 接受国の法令に反対の規定がないことを条件として、公証人若しくは身分事項登録官としての資格又はこれに類する資格において行動し及び行政的性質を有する一定の任務を遂行すること。

(g) 死亡を原因とする相続が接受国の領域内で行われる場合に、派遣国の国民(自然人であるか法人であるかを問わない。)の利益を接受国の法令の定めるところにより保護すること。

(h) 派遣国の国民である未成年者その他の無力者の利益を、特にこれらの者について後見又は財産管理が必要な場合に、接受国の法令の定める範囲内で保護すること。

(i) 派遣国の国民が不在その他の理由で適切な時期に自己の権利及び利益を守ることができない場合に、当該権利及び利益を保全するために接受国の法令の定めるところにより暫定的措置がとられるようにするため、接受国の裁判所その他の当局において当該国民を代理し又は当該国民が適当に代理されるよう取り計らうこと。ただし、接受国の慣行及び手続に従うことを条件とする。

(j) 現行の国際取極に従い又は、国際取極がない場合には、接受国の法令に合致する方法により、裁判上若しくは裁判外の文書を送達し又は派遣国の裁判所のために証拠調べの囑託状若しくは委任状を執行すること。

(b) 派遣国の国籍を有する船舶及び派遣国に登録された航空機並びにこれらの船舶及び航空機の乗組員につき、派遣国の法令の定める監督及び検査の権利を行使すること。

(1) (a)に規定する船舶及び航空機並びにこれらの乗組員に援助を与え、船舶の航海に関する報告を受領し、船舶の書類を検査し及びこれに押印し、接受国の当局の権限を害することなく、航海中に生じた事故を調査し並びに船長、職員及び部員の間のあらゆる種類の紛争を派遣国の法令により認められる限度において解決すること。

(m) 派遣国が領事機関に委任した他の任務であつて、接受国の法令により禁止されていないもの、接受国が異議を申し立てないもの又は派遣国と接受国との間で効力を有する国際取極により定められたものを遂行すること。

第六条 領事管轄区域外における領事任務の遂行

領事官は、特別の場合には、接受国の同意を得て、領事管轄区域外で任務を遂行することができる。

第七条 第三国における領事任務の遂行
派遣国は、関係国に対し通告を行った後、いずれかの国に設置された領事機関に他の国における領事任務を行わせることができる。ただし、関係国のいずれかが明示的に異議を申し立てた場合は、この限りでない。

第八条 第三国のための領事任務の遂行
派遣国の領事機関は、接受国に対し適当な通告を行った後、接受国において第三国のために領事任務を遂行することができる。ただし、接受国が

異議を申し立てた場合は、この限りでない。

第九条 領事機関の長の階級

1 領事機関の長は、次の四の階級に分けられる。

- (a) 総領事
 - (b) 領事
 - (c) 副領事
 - (d) 代理領事
- 2 1の規定は、領事機関の長以外の領事官の名称を定める締約国の権利を何ら制限するものではない。

第十条 領事機関の長の任命及び承認

1 領事機関の長は、派遣国によつて任命され、接受国により任務の遂行を承認される。

2 この条約に従うことを条件として、領事機関の長の任命の手續は派遣国の法令及び慣行により定められ、領事機関の長の承認の手續は接受国の法令及び慣行により定められる。

第十一条 領事委任状又は任命通知書

1 領事機関の長は、その資格を証明しかつ原則として氏名、種類及び階級並びに領事管轄区域及び領事機関の所在地を示した委任状又はこれに類する文書を任命の都度派遣国から付与される。

2 派遣国は、領事機関の長がその領域において任務を遂行することとなる国の政府に対し、外交上その他の適当な経路を通じて委任状又はこれに類する文書を送付する。

3 派遣国は、接受国の同意がある場合には、委任状又はこれに類する文書に代えて、1に定める細目を記載した通知書を接受国に送付することができる。

第十二条 認可状

1 領事機関の長は、認可状と称する接受国の許可書(様式のいかんを問わない)により任務の遂行を承認される。

2 認可状の付与を拒否する国は、派遣国に対し拒否の理由を示す義務を負わない。

3 次条及び第十五条の規定が適用される場合を除くほか、領事機関の長は、認可状を付与されるまでは、任務の遂行を開始してはならない。

第十三条 領事機関の長の暫定的承認
領事機関の長については、認可状の付与までの間、任務の遂行を暫定的に承認することができ、この場合には、この条約が適用される。

第十四条 領事管轄区域内の当局に対する通知

接受国は、領事機関の長につき任務の遂行を承認した場合(暫定的に承認した場合を含む)には、直ちにその旨を領事管轄区域内の権限のある当局に通知する。接受国は、また、領事機関の長がその任務を遂行すること及びこの条約に定める便宜を受けることができるようにするため、必要な措置がとられることを確保する。

第十五条 領事機関の長の任務の暫定的な遂行

1 領事機関の長が任務を遂行することができない場合又は領事機関の長が欠けた場合には、領事機関の長の代理が暫定的に領事機関の長として行動することができる。

2 領事機関の長の代理の氏名は、派遣国の外交使節団又は、派遣国が接受国に外交使節団を有していない場合には、当該領事機関の長若しくは当該領事機関の長がこれを行うことができない

いときは派遣国の権限のある当局が接受国の外務省又はその指定する当局に通告する。通告は、原則として事前に行う。接受国は、自国にある派遣国の外交官又は領事官のいずれでもない者が領事機関の長の代理となる場合には、接受国の同意を条件とすることができる。

3 接受国の権限のある当局は、領事機関の長の代理に対し援助及び保護を与える。この条約は、領事機関の長の代理がその地位にある間、当該領事機関の長についての条件と同一の条件で当該代理について適用する。もつとも、接受国は、領事機関の長が一定の条件を満たす場合にのみ享受する便宜、特権又は免除を当該条件を満たさない領事機関の長の代理に与える義務を負わない。

4 1に規定する場合において、接受国にある派遣国の外交使節団の外交職員が派遣国により領事機関の長の代理として任命されたときは、当該外交職員は、接受国が異議を申し立てない限り、外交上の特権及び免除を引き続き享受する。

第十六条 領事機関の長の席次

1 領事機関の長は、階級ごとに、それぞれ、認可状を付与された日付に従つて席次を占める。もつとも、領事機関の長が認可状を付与される前に任務の遂行を暫定的に承認された場合には、その者の席次は、暫定的承認の日付により決定される。当該席次は、認可状の付与の後も維持される。

3 同一の日に認可状又は暫定的承認を受けた二人以上の領事機関の長の間の席次は、委任状若しくはこれに類する文書又は第十一条3に規定する通知書が接受国に提出された日付に従つて

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号

領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七二二

決定される。

4 領事機関の長の代理は、すべての領事機関の長の次の席次を占めるものとし、領事機関の長の代理相互の間では、領事機関の長の代理としての任務を引き継いだ日付(前条2の規定による通告に記載されたもの)に従つて席次を占める。

5 名誉領事官である領事機関の長は、階級ごとに、それぞれ、本務領事官である領事機関の長の次に、1から4までに定めるところにより席次を占める。

6 領事機関の長は、その地位にない領事官よりも上位の席次を占める。

第十七条 領事官による外交活動の遂行

1 領事官は、派遣国が外交使節団を有しておらず、かつ、第三国の外交使節団によつても代表されていない国においては、接受国の同意を得て、領事官としての地位に影響を受けることなく外交活動を遂行することを認められる。領事官による外交活動の遂行は、当該領事官に外交上の特権及び免除を要求する権利を与えるものではない。

2 領事官は、接受国に対し通告を行った後、政府間機関における派遣国の代表として行動することができる。領事官は、そのような代表として行動する場合には、国際慣習法又は国際取極によりそのような代表に与えられる特権及び免除を享受する権利を有する。もつとも、領事官は、領事任務の遂行において、裁判権につき、この条約に定める免除よりも広範な免除を享受することはできない。

第十八条 同一の者についての二以上の

二以上の国は、接受国の同意を得て、同一の者を接受国におけるそれぞれの国の領事官として任命することができる。

第十九条 領事機関の職員の任命

1 派遣国は、次条、第二十二條及び第二十三條の規定に従うことを条件として、領事機関の職員を自由に任命することができる。

2 領事機関の長以外の領事官の氏名、種類及び階級は、接受国が希望する場合には第二十三條3に定める接受国の権利を行使することができるよう、十分な時間的余裕をもつて派遣国が接受国に通告する。

3 派遣国は、自国の法令に定めがある場合には、領事機関の長以外の領事官に認可状を付与するよう接受国に要請することができる。

4 接受国は、自国の法令に定めがある場合には、領事機関の長以外の領事官に認可状を付与することができる。

第二十條 領事機関の職員の数

接受国は、領事機関の職員の数に関して明示の合意がない場合には、その数を接受国が領事官轄区域内の諸事情及び領事機関の必要を考慮して合理的かつ正常と認める範囲内のものとすることを要求することができる。

第二十一條 一の領事機関に属する領事官の間の席次

一の領事機関に属する領事官の間の席次及びその変更は、派遣国の外交使節団又は、派遣国が接受国に外交使節団を有していない場合には、当該領事機関の長が接受国の外務省又はその指定する

当局に通告する。

第二十二條 領事官の国籍

1 領事官は、原則として、派遣国の国籍を有していなければならない。

2 領事官は、接受国の国籍を有する者の中から任命してはならない。ただし、接受国の明示の同意がある場合は、この限りでない。接受国は、いつでも、この同意を撤回することができる。

3 接受国は、派遣国の国民でない第三国の国民についても、2の権利を留保することができる。

第二十三條 ベルソナ・ノン・グラータ

であると宣言された者

1 接受国は、いつでも、派遣国に対し、領事官である者がベルソナ・ノン・グラータであること又は領事機関の他の職員である者が受け入れ難い者であることを通告することができる。派遣国は、その通告を受けた場合には、状況に応じ、その者を召還し又は領事機関におけるその者の任務を終了させる。

2 派遣国が1の規定による義務を履行することを拒否した場合又は相当な期間内に履行しなかつた場合には、接受国は、状況に応じ、1の規定に該当する者の認可状を撤回すること又はその者を領事機関の職員として認めることをやめることができる。

3 接受国は、領事機関の構成員として任命された者について、接受国の領域に到着する前に又は既に接受国にあるときは領事機関における任務を開始する前に、受け入れ難い者であることを宣言することができる。この場合には、派遣

国は、その者の任命を取り消す。

4 1及び3の場合において、接受国は、派遣国に対し自国の決定の理由を示す義務を負わなければならない。

第二十四條 任命、到着及び出発の接受国に対する通告

1 接受国の外務省又はその指定する当局は、次の事項について通告を受ける。

(a) 領事機関の構成員の任命、任命後の到着及び最終の出発又は任務の終了その他領事機関に勤務する期間中に生じた当該構成員の地位に関する変更

(b) 領事機関の構成員の世帯に属する家族の到着及び最終の出発並びに、状況に応じ、いずれかの者が当該家族となる事実又は当該家族でなくなる事実

(c) 個人的使用人の到着及び最終の出発並びに、状況に応じ、個人的使用人としての役務の終了

(d) 接受国内に居住する者を領事機関の構成員として又は特権及び免除を享受する個人的使用人として雇用すること及びこれらの者を解雇すること。

2 1に規定する到着及び最終の出発の通告は、可能な場合には、事前に行う。

第二節 領事任務の終了

第二十五條 領事機関の構成員の任務の終了

領事機関の構成員の任務は、特に、次の時に終了する。

(a) 派遣国が、接受国に対し、当該構成員の任務が終了した旨の通告を行った時

(b) 認可状が撤回された時
(c) 接受国が、派遣国に対し、当該構成員を領事機関の職員として認めることをやめた旨の通告を行った時

第二十六条 接受国の領域からの退去
接受国は、武力紛争が生じた場合においても、接受国の国民でない領事機関の構成員及び個人的使用人並びにこれらの世帯に属する家族（国籍のいかんを問わない。）に対し、これらの者が出発を準備し及び当該構成員又は当該個人的使用人の任務の終了の後でできる限り早い時期に退去することができるよう、必要な時間的余裕及び便益を与える。特に、接受国は、必要な場合には、これらの者及びその財産（接受国内で取得した財産で出発の時に輸出を禁止されているものを除く。）のために必要な輸送手段を提供する。

第二十七条 例外的な状況における領事機関の公館及び公文書並びに派遣国の利益の保護
二国間の領事関係が断絶した場合には、

(a) 接受国は、武力紛争が生じたときであつても、領事機関の公館並びに領事機関の財産及び公文書を尊重し、かつ、保護する。
(b) 派遣国は、接受国の容認する第三国に対し、領事機関の公館の管理とともに当該公館内にある財産及び領事機関の公文書の管理を委託することができる。

(c) 派遣国は、接受国の容認する第三国に対し、自国の利益及び自国民の利益の保護を委託することができる。
2 いずれかの領事機関が一時的又は永久的に閉鎖された場合には、1 (a)の規定を準用するものとし、更に、

(a) 派遣国が、接受国において外交使節団によつて代表されていない場合においても、接受国の領域内に他の領事機関を有しているときは、当該他の領事機関に対し、閉鎖された領事機関の公館の管理とともに当該公館内にある財産及び領事機関の公文書の管理を委託することができるものとし、また、接受国の同意を得て、当該閉鎖された領事機関の管轄区域における領事任務の遂行を委託することができる。
(b) 派遣国が接受国内に外交使節団を有しておらず、かつ、他の領事機関も有していない場合には、1 (b)及び(c)の規定を準用する。

第二章 領事機関及び本務領事官その他の領事機関の構成員に係る便益、特権及び免除

第一節 領事機関に係る便益、特権及び免除
第二十八条 領事機関の活動に関する便益

接受国は、領事機関の任務のため十分な便益を与える。
第二十九条 国旗及び紋章の使用
派遣国は、この条の定めるところにより、接受国において自国の国旗及び紋章を使用する権利を有する。

2 領事機関の占有する建設及びその入口並びに領事機関の長の住居及び領事機関の長の使用する輸送手段（公用で使用される場合のものに限る。）には、派遣国の国旗及び紋章を掲げることができる。
3 この条に定める権利の行使に当たっては、接受国の法令及び慣行に対して考慮を払う。

第三十条 施設
1 接受国は、派遣国が自国の領事機関のために必要な公館を接受国の法令の定めるところにより接受国の領域内で取得することを容易にし、又は派遣国が取得以外の方法で施設を入手することを助ける。

2 接受国は、また、必要な場合には、領事機関がその構成員のための適当な施設を入手することを助ける。
第三十一条 領事機関の公館の不可侵
1 領事機関の公館は、この条に定める限度において不可侵とする。

2 接受国の当局は、領事機関の長若しくはその指名した者又は派遣国の外交使節団の長の同意がある場合を除くほか、領事機関の公館で専ら領事機関の活動のために使用される部分に立ち入つてはならない。ただし、火災その他迅速な保護措置を必要とする災害の場合には、領事機関の長の同意があつたものとみなす。

3 接受国は、2の規定に従ふことを条件として、領事機関の公館を侵入又は損壊から保護するため及び領事機関の安寧の妨害又は領事機関の威厳の侵害を防止するためすべての適当な措置をとる特別の責務を有する。
4 領事機関の公館及びその用具類並びに領事機関の財産及び輸送手段は、国防又は公共事業の目的のためのいかなる形式の徵発からも免除される。この目的のために取用を必要とする場合には、領事任務の遂行の妨げとならないようあらゆる可能な措置がとられるものとし、また、

派遣国に対し、迅速、十分かつ有効な補償が行われる。

第三十二条 領事機関の公館に対する課税の免除
1 派遣国又は派遣国のために行動する者が所有し又は賃借する領事機関の公館及び本務領事官である領事機関の長の住居は、国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される。ただし、賦課金又は租税であつて、提供された特定の役務に対する給付としての性質を有するものについては、この限りでない。

2 1に定める賦課金又は租税の免除は、派遣国又は派遣国のために行動する者と契約した者が接受国の法令の定めるところにより支払う賦課金又は租税については、適用しない。
第三十三条 領事機関の公文書及び書類の不可侵
領事機関の公文書及び書類は、いずれの時及びいずれの場所においても、不可侵とする。

第三十四条 移動の自由
接受国は、国の安全上の理由により立入りが禁止され又は規制されている地域に関する法令に従ふことを条件として、領事機関のすべての構成員に対し、自国の領域内における移動の自由及び旅行の自由を確保する。

第三十五条 通信の自由
1 接受国は、すべての公の目的のために領事機関の自由な通信を許し、かつ、保護する。領事機関は、自国の政府並びに、いずれの場所にあるかを問わず、自国の外交使節団及び他の領事機関との通信に当たり、外交伝書使又は領事伝書使、外交封印袋又は領事封印袋及び暗号

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号

領事關係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件及び同報 告書

七二四

又は符号による通信文を含むすべての適当な手段を用いることができる。ただし、領事機関が無線送信機を設置しかつ使用するには、接受国の同意を得なければならない。

2 領事機関の公用通信は、不可侵とする。公用通信とは、領事機関及びその任務に関するすべての通信をいう。

3 領事封印袋は、開封し又は留置することができない。もつとも、接受国の権限のある当局は、封印袋が4に規定する通信、書類又は物品以外のものを含んでいると信ずる十分な理由がある場合には、派遣国の委任を受けた代表によつて当該当局の立会いの下に当該封印袋が開封されることを要求することができる。要求が派遣国の当局によつて拒否された場合には、当該封印袋は、発送地に返送される。

4 領事封印袋である包みには、領事封印袋であることを外部から識別し得る記号を付するものとし、公用通信、公の書類及び専ら公に使用するための物品のみを入れることができる。

5 領事伝書使は、自己の身分及び領事封印袋である包みの数を示す公文書を交付されていなければならない。領事伝書使は、接受国の国民であつてはならず、また、派遣国の国民である場合を除くほか、接受国に通常居住している者であつてはならない。ただし、接受国の同意がある場合は、この限りでない。領事伝書使は、任務の遂行について接受国により保護される。領事伝書使は、身体の不可侵を享受するものとし、いかなる方法によつても抑留されず又は拘禁されない。

6 派遣国並びにその外交使節団及び領事機関は、臨時の領事伝書使を指名することができる。この場合には、5の規定が適用される。ただし、5に定める免除は、臨時の領事伝書使が自己の管理の下にある領事封印袋を受取人に交付した時に適用されなくなる。

7 領事封印袋は、公認の入国港又は入国空港に到着予定の船舶又は商業航空機の長に輸送を委託することができる。当該船舶又は商業航空機の長は、領事封印袋である包みの数を示す公文書を交付されるが、領事伝書使とはみなされない。領事機関は、適当な地方当局との取決めに より、当該船舶又は商業航空機の長から直接にかつ自由に領事封印袋を受領するため、領事機関の構成員を派遣することができる。

第三十六条 派遣国の国民との通信及び接触

1 派遣国の国民に関する領事任務の遂行を容易にするため、

(a) 領事官は、派遣国の国民と自由に通信し及び面接することができる。派遣国の国民も、同様に、派遣国の領事官と通信し及び面接することができる。

(b) 接受国の権限のある当局は、領事機関の領事官管轄区域内で、派遣国の国民が逮捕された場合、留置された場合、裁判に付されるため勾留された場合又は他の事由により拘禁された場合において、当該国民の要請があるときは、その旨を遅滞なく当該領事機関に通報する。逮捕され、留置され、勾留され又は拘禁されている者から領事機関にあっていかなる通信も、接受国の権限のある当局により、遅滞なく送付される。当該当局は、その者がこの(b)

の規定に基づき有する権利について遅滞なくその者に告げる。

(c) 領事官は、留置され、勾留され又は拘禁されている派遣国の国民を訪問し、当該国民と面談し及び文通し並びに当該国民のために弁護人をあつせんする権利を有する。領事官は、また、自己の管轄区域内で判決に従ひ留置され、拘留され又は拘禁されている派遣国の国民を訪問する権利を有する。ただし、領事官が当該国民のために行動することに対し、当該国民が明示的に反対する場合に は、領事官は、そのような行動を差し控える。

2 1に定める権利は、接受国の法令に反しないように行使する。もつとも、当該法令は、この条に定める権利の目的とするところを十分に達成するようものでなければならない。

第三十七条 死亡、後見又は財産管理並びに難航及び航空事故の場合の通報

接受国の権限のある当局は、関係のある情報を入手した場合には、次の責務を有する。

(a) 派遣国の国民が領事機関の領事官管轄区域内で死亡した場合には、その旨を遅滞なく当該領事機関に通報すること。

(b) 後見人又は財産管理人を任命することが、派遣国の国民である未成年者その他の無能力者の利益に合致すると認められる場合には、その旨を遅滞なく権限のある領事機関に通報すること。もつとも、その通報は、後見人又は財産管理人の任命に関する接受国の法令の実施を妨げるものではない。

(c) 派遣国の国籍を有する船舶が接受国の領海

若しくは内水において難航し若しくは座礁した場合又は派遣国に登録された航空機が接受国の領域内で事故を起こした場合に は、その旨を遅滞なく事故発生地の最寄りの地にある領事機関に通報すること。

第三十八条 接受国の当局との通信

領事官は、任務の遂行に当たり、次の当局にあつて通信することができる。

(a) 領事官管轄区域内の権限のある地方当局

(b) 接受国の権限のある中央当局。ただし、中央当局にあつては通信は、接受国の法令及び慣行又は関係のある国際取極によつて許容される範囲内のものとする。

第三十九条 領事事務に係る手数料及び料金

1 領事機関は、接受国の領域内で、領事事務につき、派遣国の法令の定める手数料及び料金を徴収することができる。

2 1に規定する手数料及び料金の形式で徴収された金額並びにこれらの領収証は、接受国におけるすべての賦課金及び租税を免除される。

第二節 本務領事官その他の領事機関の構成員に係る便益、特権及び免除

第四十条 領事官の保護

接受国は、相応の敬意をもつて領事官を待遇するとともに、領事官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害も防止するためすべての適当な措置をとる。

第四十一条 領事官の身体の不可侵

1 領事官は、抑留されず又は裁判に付されるため拘禁されない。ただし、重大な犯罪の場合において権限のある司法当局の決定があつたとき

若しくは内水において難航し若しくは座礁した場合又は派遣国に登録された航空機が接受国の領域内で事故を起こした場合に は、その旨を遅滞なく事故発生地の最寄りの地にある領事機関に通報すること。

第三十八条 接受国の当局との通信

領事官は、任務の遂行に当たり、次の当局にあつて通信することができる。

(a) 領事官管轄区域内の権限のある地方当局

(b) 接受国の権限のある中央当局。ただし、中央当局にあつては通信は、接受国の法令及び慣行又は関係のある国際取極によつて許容される範囲内のものとする。

第三十九条 領事事務に係る手数料及び料金

1 領事機関は、接受国の領域内で、領事事務につき、派遣国の法令の定める手数料及び料金を徴収することができる。

2 1に規定する手数料及び料金の形式で徴収された金額並びにこれらの領収証は、接受国におけるすべての賦課金及び租税を免除される。

第二節 本務領事官その他の領事機関の構成員に係る便益、特権及び免除

第四十条 領事官の保護

接受国は、相応の敬意をもつて領事官を待遇するとともに、領事官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害も防止するためすべての適当な措置をとる。

第四十一条 領事官の身体の不可侵

1 領事官は、抑留されず又は裁判に付されるため拘禁されない。ただし、重大な犯罪の場合において権限のある司法当局の決定があつたとき

若しくは内水において難航し若しくは座礁した場合又は派遣国に登録された航空機が接受国の領域内で事故を起こした場合に は、その旨を遅滞なく事故発生地の最寄りの地にある領事機関に通報すること。

第三十八条 接受国の当局との通信

領事官は、任務の遂行に当たり、次の当局にあつて通信することができる。

(a) 領事官管轄区域内の権限のある地方当局

(b) 接受国の権限のある中央当局。ただし、中央当局にあつては通信は、接受国の法令及び慣行又は関係のある国際取極によつて許容される範囲内のものとする。

第三十九条 領事事務に係る手数料及び料金

1 領事機関は、接受国の領域内で、領事事務につき、派遣国の法令の定める手数料及び料金を徴収することができる。

2 1に規定する手数料及び料金の形式で徴収された金額並びにこれらの領収証は、接受国におけるすべての賦課金及び租税を免除される。

第二節 本務領事官その他の領事機関の構成員に係る便益、特権及び免除

第四十条 領事官の保護

接受国は、相応の敬意をもつて領事官を待遇するとともに、領事官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害も防止するためすべての適当な措置をとる。

第四十一条 領事官の身体の不可侵

1 領事官は、抑留されず又は裁判に付されるため拘禁されない。ただし、重大な犯罪の場合において権限のある司法当局の決定があつたとき

若しくは内水において難航し若しくは座礁した場合又は派遣国に登録された航空機が接受国の領域内で事故を起こした場合に は、その旨を遅滞なく事故発生地の最寄りの地にある領事機関に通報すること。

第三十八条 接受国の当局との通信

領事官は、任務の遂行に当たり、次の当局にあつて通信することができる。

(a) 領事官管轄区域内の権限のある地方当局

(b) 接受国の権限のある中央当局。ただし、中央当局にあつては通信は、接受国の法令及び慣行又は関係のある国際取極によつて許容される範囲内のものとする。

第三十九条 領事事務に係る手数料及び料金

1 領事機関は、接受国の領域内で、領事事務につき、派遣国の法令の定める手数料及び料金を徴収することができる。

2 1に規定する手数料及び料金の形式で徴収された金額並びにこれらの領収証は、接受国におけるすべての賦課金及び租税を免除される。

第二節 本務領事官その他の領事機関の構成員に係る便益、特権及び免除

第四十条 領事官の保護

接受国は、相応の敬意をもつて領事官を待遇するとともに、領事官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害も防止するためすべての適当な措置をとる。

第四十一条 領事官の身体の不可侵

1 領事官は、抑留されず又は裁判に付されるため拘禁されない。ただし、重大な犯罪の場合において権限のある司法当局の決定があつたとき

を除く。

2 領事官は、最終的効力を有する司法上の決定の執行の場合を除くほか、拘禁されず又は身体の自由に対する他のいかなる制限も課されない。ただし、1のただし書に該当する場合を除く。

3 領事官は、自己について刑事訴訟手続が開始された場合には、権限のある当局に出現しなければならぬ。もつとも、刑事訴訟手続は、領事官としての公の地位に相応の敬意を払いつつ行うものとし、1のただし書に該当する場合を除くほか、領事任務の遂行をできる限り妨げない方法で行う。1のただし書に該当する場合において領事官を拘禁したときは、当該領事官についての訴訟手続は、できる限り遅滞なく開始する。

第四十二条 拘留、拘禁又は訴追の通告
領事機関の職員が拘留された場合若しくは裁判に付されるため拘禁された場合又は当該職員につき刑事訴訟手続が開始された場合には、接受国は、その旨を速やかに当該領事機関の長に通報する。領事機関の長自身が前段に定める措置の対象となる場合には、接受国は、外交上の経路を通じて派遣国に通報する。

第四十三条 裁判権からの免除

1 領事官及び事務技術職員は、領事任務の遂行に当たつて行つた行為に関し、接受国の司法当局又は行政当局の裁判権に服さない。

2 もつとも、1の規定は、次の民事訴訟については、適用しない。

(a) 領事官又は事務技術職員が、派遣国のためにする旨を明示的にも黙示的にも示すこととな

く締結した契約に係る民事訴訟

(b) 接受国において車両、船舶又は航空機により引き起こされた事故による損害について第三者の提起する民事訴訟

第四十四条 証言の義務

1 領事機関の構成員に対しては、司法上又は行政上の手続において証人として出現するよう要求することが出来る。事務技術職員又は役務職員は、3に定める場合を除くほか、証言を拒否してはならない。領事官については、出頭又は証言を拒否した場合においても、いかなる強制的措置又は刑罰も適用しない。

2 領事官の証言を要求する当局は、領事官の任務の遂行を妨げないようにする。当該当局は、可能な場合には、領事官の住居において若しくは領事機関内で証言を録取すること又は書面による領事官の供述を受理することができる。

3 領事機関の構成員は、任務の遂行に関連する事項に関し証言を行う義務並びに当該事項に関する公の通信文及び公の書類を提出する義務を負わない。領事機関の構成員は、また、派遣国の法令に関し鑑定人として証言を行うことを拒否する権利を有する。

第四十五条 特権及び免除の放棄

1 派遣国は、領事機関の構成員について、第四十一条、第四十三条及び前条に定める特権及び免除を放棄することができる。

2 放棄は、3に定める場合を除くほか、すべての場合において明示的に行うものとし、接受国に対し書面により通告する。

3 領事官又は事務技術職員は、第四十三条の規定により裁判権からの免除を享受する事項につ

いて訴えを提起した場合には、本訴に直接係る反訴について裁判権からの免除を援用することができない。

4 民事訴訟又は行政訴訟に関する裁判権からの免除の放棄は、当該訴訟の判決の執行についての免除の放棄を意味するものとはみなされない。判決の執行についての免除の放棄のためには、別個の放棄を必要とする。

第四十六条 外国人登録及び在留許可に係る免除

1 領事官及び事務技術職員並びにこれらの世帯に属する家族は、外国人登録及び在留許可に関する接受国の法令に基づくすべての義務を免除される。

2 もつとも、1の規定は、事務技術職員であつて派遣国の臨時職員であるもの若しくは接受国内で収入を伴う私的な職業に従事するもの又はその家族については、適用しない。

第四十七条 就労許可に係る免除

1 領事機関の構成員は、派遣国のために提供する役務について、外国人労働者の雇用に関する接受国の法令により課される就労許可に係るいかなる義務も免除される。

2 領事官及び事務技術職員の個人的使用人は、接受国内で収入を伴う他の職業に従事していない場合には、1に規定する義務を免除される。

第四十八条 社会保障に係る免除

1 領事機関の構成員は、派遣国のために提供する役務について、接受国で施行されている社会保障に関する規定の適用を免除されるものとし、また、当該構成員の世帯に属する家族も、これらの規定の適用を免除される。このこと

は、3の規定の適用を妨げるものではない。

2 1に定める免除は、また、次のことを条件として、専ら領事機関の構成員に雇用されている個人的使用人についても適用される。

(a) 当該個人的使用人が接受国の国民でないこと又は接受国に通常居住している者でないこと。

(b) 当該個人的使用人が派遣国又は第三国の施行されている社会保障に関する規定の適用を受けていること。

3 2に定める免除が適用されない者を雇用している領事機関の構成員は、接受国の社会保障に関する規定により雇業者に課される義務を負う。

4 1及び2に定める免除は、接受国における社会保障制度への自発的参加を妨げるものではない。ただし、接受国がそのような参加を認める場合に限り。

第四十九条 課税の免除

1 領事官及び事務技術職員並びにこれらの世帯に属する家族は、人、動産又は不動産に関し、国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される。ただし、次のものを除く。

(a) 商品又は役務の価格に通常含まれるような間接税

(b) 第三十二条の規定に従うことを条件として、接受国の領域内にある個人の不動産に対する賦課金及び租税

(c) 第五十一条(b)の規定に従うことを条件として、接受国によつて課される遺産税又は相続税及び財産の移転に係る租税

(d) 接受国内に源泉がある個人的所得（譲渡収

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号 領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七二六

益を含む。)に課される賦課金及び租税並びに
 接受国内の商業上又は金融上の企業への投資
 に対する資本税

(e) 提供された特定の役務に対する課徴金
 (f) 第三十二条の規定に従うことを条件とし
 て、登録税、裁判所手数料又は記録手数料、
 担保税及び印紙税

2 役務職員は、自己の役務について受領する賃
 金に対する賦課金及び租税を免除される。

3 領事機関の構成員は、自己の雇用する者の賃
 金又は俸給が接受国において所得税の免除を受
 けられない場合には、所得税の課税に關し接受
 国の法令により雇用者に課される義務を負う。

第五十条 関税及び税関検査の免除

1 接受国は、自国の法令の定めるところによ
 り、次の物品の輸入を許可し、かつ、これらに
 ついてすべての関税、租税及び関係のある課徴
 金を免除する。ただし、蔵入れ、運搬及びこれ
 らに類する役務に対する課徴金については、こ
 の限りでない。

(a) 領事機関の公の使用のための物品

(b) 領事官又はその世帯に属する家族の個人的
 な使用のための物品(領事官の居住のための
 物品を含む。)もつとも、消費に充てられる
 物品は、その者の直接の使用に必要な数量を
 超えるものであつてはならない。

2 事務技術職員は、着任の際に輸入する物品に
 ついて1に定める特権及び免除を享受する。

3 領事官及びその世帯に属する家族が携行する
 個人用の荷物は、検査を免除される。ただし、
 1(b)に掲げる物品以外の物品又は輸出入が接受
 国の法令によつて禁止されており若しくは接受

国の検査法令によつて規制されている物品が当
 該荷物中に含まれていると信ずる十分な理由が
 ある場合は、この限りでない。この場合には、
 検査は、当該領事官又は当該家族の立会いの下
 に行われる。

第五十一条 領事機関の構成員又はその 家族の遺産

接受国は、領事機関の構成員又はその世帯に属
 する家族が死亡した場合には、

(a) 死亡した者が接受国内で取得した財産で死
 亡の時に輸出が禁止されていたものを除くほ
 か、その者に属していた動産の持出しを許可
 する。

(b) 死亡した者が領事機関の構成員又はその家
 族として接受国にあつたことに基づいて
 接受国に所在する動産に対しては、国又は地
 方公共団体の遺産税、相続税及び財産の移転
 に係る租税を課さない。

第五十二条 人的役務及び金銭的負担の 免除

接受国は、領事機関の構成員及びその世帯に属
 する家族に対し、すべての人的役務、すべての公
 的役務(種類のいかんを問わない。)並びに徴発、
 軍事上の金銭的負担及び宿舍割当てに關する義務
 のような軍事上の義務を免除する。

第五十三条 領事上の特権及び免除の享 受の開始及び終了

1 領事機関の構成員は、赴任のため接受国の領
 域に入つた時又は、既に接受国の領域内にある
 場合には、領事機関における自己の任務に就く
 時から、この条約に定める特権及び免除を享受
 する。

2 領事機関の構成員の世帯に属する家族又は当
 該構成員の個人的使用人は、当該構成員が1の
 規定により特権及び免除を享受する日又は当該
 家族若しくは当該個人的使用人が接受国の領域
 に入つた日若しくはその地位を得た日のうち最
 も遅い日からこの条約に定める特権及び免除を
 享受する。

3 領事機関の構成員の任務が終了した場合に
 は、当該構成員、その世帯に属する家族又は当
 該構成員の個人的使用人の特権及び免除は、通
 常、その者が接受国を去る時又は接受国を去る
 ために要する相当な期間が経過した時のいずれ
 か早い時に消滅する。当該特権及び免除は、武
 力紛争が生じた場合においても、第一文に規定
 する時まで存続する。2に規定する家族及び個
 人的使用人の特権及び免除は、これらの者が領
 事機関の構成員の世帯に属する者でなくなり又
 は領事機関の構成員のために役務を行わなくな
 った時に消滅する。ただし、これらの者が相当
 な期間内に接受国を去る意思を有する場合に
 は、これらの者の特権及び免除は、退去の時ま
 で存続する。

4 もつとも、領事官又は事務技術職員が任務の
 遂行に当たつて行つた行為についての裁判権か
 らの免除は、無期限に存続する。

5 領事機関の構成員が死亡した場合には、その
 世帯に属する家族は、接受国を去る時又は接受
 国を去るために要する相当な期間が経過した時
 のいずれか早い時まで、与えられた特権及び免
 除を引き続き享受する。

第五十四条 第三国の義務

て、査証が必要な場合に査証を与えた第三国の
 領域を通過しているとき又は当該第三国の領域
 内にあるときは、当該第三国は、当該領事官に
 対し、通過又は帰還を確実にするため必要なこ
 の条約の他の条項に定めるすべての免除を与え
 る。領事官の世帯に属する家族で特権及び免除
 を享受するものが当該領事官と同行する場合又
 は当該領事官のもとに赴くため若しくは帰国す
 るために別個に旅行中である場合についても、
 同様とする。

2 1に規定する場合と同様の場合において、第
 三国は、領事官以外の領事機関の構成員又はそ
 の世帯に属する家族が当該第三国の領域を通過
 することを妨げてはならない。

3 第三国は、暗号又は符号による通信文を含む
 通過中のすべての公用通信に対し、接受国がこ
 の条約に基づき与えなければならない自由及び
 保護と同一の自由及び保護を与える。第三国
 は、査証が必要な場合に査証を与えられた通過
 中の領事伝書使及び通過中の領事封印袋に対
 し、接受国がこの条約に基づき与えなければな
 らない不可侵及び保護と同一の不可侵及び保護
 を与える。

4 1から3までの規定に基づき第三国が負う義
 務は、これらの規定の適用を受ける者並びに公
 用通信及び領事封印袋が不可抗力によつて当該
 第三国の領域内に入つた場合についても、同様
 とする。

第五十五条 接受国の法令の尊重
 1 特権及び免除を享受するすべての者は、特権
 及び免除を害されることなく、接受国の法令を
 尊重する義務を負う。これらの者は、また、接

受国の国内問題に介入しない義務を負う。

2 領事機関の公館は、領事任務の遂行と相いれない方法で使用してはならない。

3 2の規定は、領事機関の公館のある建物の一部に他の機関又は団体の事務所が設置されることを排除するものではない。ただし、当該事務所に充てられる部分が領事機関の使用部分と区分されることを条件とする。このような場合には、当該事務所は、この条約の適用上、領事機関の公館の一部を成すものとみなされる。

第五十六条 第三者の損害に対する保険
領事機関の構成員は、車両、船舶又は航空機の使用から生ずる第三者の損害に対する保険について受国の法令により課される義務を負う。

第五十七条 収入を伴う私的な職業に関する特別規定

1 本務領事官は、受国内で、個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は商業活動も行つてはならない。

2 この章に定める特権及び免除は、次の者には与えられない。

(a) 受国内で収入を伴う私的な職業に従事する事務技術職員又は役務職員

(b) (a)に掲げる職員の家族又は個人的使用人

(c) 領事機関の構成員の家族であつて、受国内で収入を伴う私的な職業に従事するもの

第三章 名誉領事官及び名誉領事官を長とする領事機関に関する制度

第五十八条 便宜、特権及び免除に関する一般規定

1 第二十八条から第三十条まで、第三十四条から第三十九条まで、第五十四条並びに第五十五条2及び3の規定は、名誉領事官を長とする領事機関について準用する。当該領事機関の便宜、特権及び免除は、更に、次条から第六十二条までの規定により規律される。

2 第四十二条、第四十三条、第四十四条3、第四十五条、第五十三条及び第五十五条1の規定は、名誉領事官について準用する。名誉領事官の便宜、特権及び免除は、更に、第六十三条から第六十七条までの規定により規律される。

3 この条約に定める特権及び免除は、名誉領事官の家族又は名誉領事官を長とする領事機関に雇用される事務技術職員の家族には与えられない。

4 それぞれ異なる国にある名誉領事官を長とする二の領事機関の間で行う領事封印袋の交換は、当該二の領事機関の受国の同意がない場合には、認められない。

第五十九条 領事機関の公館の保護

受国は、名誉領事官を長とする領事機関の公館を侵入又は損壊から保護するため及び当該領事機関の安寧の妨害又は当該領事機関の威厳の侵害を防止するため必要な措置をとる。

第六十条 領事機関の公館に対する課税の免除

1 名誉領事官を長とする領事機関の公館で派遣国が所有し又は賃借するものは、国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される。ただし、賦課金又は租税であつて、提供された特定の役務に対する給付としての性質を有するものについては、この限りでない。

2 1に定める賦課金又は租税の免除は、派遣国

と契約した者が受国の法令の定めるところにより支払う賦課金及び租税については、適用しない。

第六十一条 領事機関の公文書及び書類の不可侵

名誉領事官を長とする領事機関の公文書及び書類は、いずれの時及びいずれの場所においても、不可侵とする。ただし、当該公文書及び書類が他の文書及び書類（特に、領事機関の長及び領事機関の長と共に勤務する者の個人的な通信文並びにこれらの者の職業又は取引関係のある資料、書籍又は書類）と区別して保管されることを条件とする。

第六十二条 関税の免除

受国は、自国の法令の定めるところにより、派遣国により名誉領事官を長とする領事機関に供給される物品（紋章、国旗、看板、印章、印紙類、書籍、公の印刷物、事務所の家具、事務所の備品及びこれらに類する物品であつて、当該領事機関の公の使用のためのものに限る。）の輸入を許可し、かつ、当該物品についてすべての関税、租税及び関係のある課徴金を免除する。ただし、蔵入れ、運搬及びこれらに類する役務に対する課徴金については、この限りでない。

第六十三条 刑事訴訟手続

名誉領事官は、自己について刑事訴訟手続が開かれた場合には、権限のある当局に出頭しなければならぬ。もつとも、刑事訴訟手続は、名誉領事官としての公の地位に相応の敬意を払いつつ行ふものとし、当該名誉領事官が抑留され又は拘禁されている場合を除くほか、領事任務の遂行をできる限り妨げない方法で行う。名誉領事官を拘

禁したときは、当該名誉領事官についての訴訟手続は、できる限り遅滞なく開始する。

第六十四条 名誉領事官の保護

受国は、名誉領事官に対し、名誉領事官としての公の地位により必要とされる保護を与える義務を有する。

第六十五条 外国人登録及び在留許可に係る免除

名誉領事官は、受国内で個人的な利得を目的とする職業活動又は商業活動を行う者である場合を除くほか、外国人登録及び在留許可に関する受国の法令に基づくすべての義務を免除される。

第六十六条 課税の免除

名誉領事官は、領事任務の遂行に関連して派遣国から受領する報酬及び給与についてすべての賦課金及び租税を免除される。

第六十七条 人的役務及び金銭的負担の免除

受国は、名誉領事官に対し、すべての人的役務、すべての公的役務（種類のいかんを問わぬ）並びに徴発、軍事上の金銭的負担及び宿舎割当てに関する義務のような軍事上の義務を免除する。

第六十八条 名誉領事官の制度の任意的性格

いずれの国も、名誉領事官を任命するかしないかは受受するかしないかを自由に決定することができる。

第四章 一般規定

第六十九条 領事機関の長でない代理領事

1 いずれの国も、領事機関の長として任命され

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号

領事關係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七二八

ない代理領事によつてその活動が行われる代理領事事務所を設置するかしないか又は承認するかしないかを自由に決定することができる。

2 1に規定する代理領事事務所が活動を行うための条件並びに当該代理領事事務所の代理領事が享受することのできる特権及び免除は、派遣国と接受国との間の合意により決定する。

第七十条 外交使節団による領事任務の遂行

1 この条約は、文脈上許容される範囲内で、外交使節団による領事任務の遂行についても適用する。

2 外交使節団の構成員であつて、外交使節団の領事部に配属されたもの又は他の方法により領事任務の遂行を命ぜられたものの氏名は、接受国の外務省又はその指定する当局に通告する。

3 外交使節団は、領事任務の遂行に当たり、次の当局にあつて通信することができる。

(a) 領事管轄区域内の地方当局

(b) 接受国の法令及び慣行又は關係のある国際取極によつて許容される場合には、接受国の中央当局

4 2に規定する外交使節団の構成員の特権及び免除は、外交關係に関する国際法の規則により引き続き規律される。

第七十一条 接受国の国民又は接受国に通常居住する者

1 領事官であつて接受国の国民であるもの又は接受国に通常居住しているものは、任務の遂行に当たつて行つた公的行為についての裁判権からの免除及び身体の不可侵並びに第四十四条3に規定する特権のみを享受する。ただし、接受

国によつてその他の便宜、特権及び免除が与えられる場合は、この限りでない。接受国は、当該領事官に關し、第四十二条に定める義務を負う。当該領事官について刑事訴訟手続が開始された場合には、刑事訴訟手続は、当該領事官が抑留され又は拘禁されている場合を除くほか、領事任務の遂行をできる限り妨げない方法で行う。

2 領事官以外の領事機關の構成員であつて接受国の国民であるもの又は接受国に通常居住しているもの及びその家族並びに1に規定する領事官の家族は、接受国により認められている限度において便宜、特権及び免除を享受する。領事機關の構成員の家族及び個人的使用人であつて、接受国の国民であるもの又は接受国に通常居住しているものも、接受国により認められている限度において便宜、特権及び免除を享受する。もつとも、接受国は、これらの者に対して裁判権を行使するには、領事機關の任務の遂行を不当に妨げないような方法によらなければならない。

第七十二条 無差別待遇

1 接受国は、この条約の適用に当たり、国の間に差別をしてはならない。

2 もつとも、次の場合には、差別がされているものとはみなされない。

(a) この条約のいずれかの規定が、派遣国にある接受国の領事機關に対して制限的に適用されていることを理由として、接受国が当該いずれかの規定を制限的に適用する場合

(b) 諸国が、慣習又は合意により、この条約に定める待遇よりも有利な待遇を相互に与えて

いる場合

第七十三条 この条約と他の国際取極との關係

1 この条約は、他の国際取極であつてその締約国の間において効力を有するものに影響を及ぼすものではない。

2 この条約のいかなる規定も、諸国が、この条約の規定を確認し、補足し、拡大し又は補充する国際取極を締結することを妨げるものではない。

第五章 最終規定

第七十四条 署名

この条約は、千九百六十三年十月三十一日までオーストリア共和国連邦外務省において、その後千九百六十四年三月三十一日までにはニューヨークにある国際連合本部において、国際連合又はいずれかの専門機關のすべての加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの条約の締約国となるよう国際連合総会が招請したその他の国による署名のために開放しておく。

第七十五条 批准

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第七十六条 加入

この条約は、第七十四条に定める四の種類のいずれかに属する国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第七十七条 効力発生

1 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 二十二番目の批准書又は加入書が寄託された

後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第七十八条 国際連合事務総長による通報

国際連合事務総長は、第七十四条に定める四の種類のいずれかに属するすべての国に次の事項を通報する。

(a) 第七十四条から第七十六条までの規定によるこの条約への署名及び批准書又は加入書の寄託

(b) 前条の規定に基づきこの条約が効力を生ずる日

第七十九条 正文

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、この条約の認証謄本を第七十四条に定める四の種類のいずれかに属するすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、それぞれの政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百六十三年四月二十四日にウィーンで作成した。

紛争の義務的解決に関する選択議定書

この議定書及び千九百六十三年三月四日から同年四月二十二日までウィーンで開催された国際連合の會議において採択された領事關係に関するウィーン条約(以下「条約」という。)の締約国は、

条約の解釈又は適用から生ずるあらゆる紛争を、自国に関するものである限り、他の解決方法が締約国により合理的な期間内に合意される場合を除くはか、国際司法裁判所の義務的管轄に付託する希望を有することを表明して、次のとおり協定した。

第一条

条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、国際司法裁判所の義務的管轄の範囲内に属するものとし、したがって、当該紛争は、この議定書の締約国である紛争の当事国のいずれかが行い請求により、国際司法裁判所に付託することができる。

第二条

紛争の当事国は、一方の当事国が他方の当事国に対し紛争が存在する旨の見解を通告した後二箇月の期間内に、当該紛争を国際司法裁判所に付託するに同意することにつき合意することなく仲裁裁判所に付託することにつき合意することができる。当該二箇月の期間が経過した後は、いずれか一方の当事国は、請求により、当該紛争を国際司法裁判所に付託することができる。

第三条

1 紛争の当事国は、前条に規定する二箇月の期間内に、国際司法裁判所に付託する前に調停手続をとることにつき合意することができる。

2 調停委員会は、その構成の後五箇月以内に勧告を行う。勧告が行われた後二箇月以内に紛争の当事国が当該勧告を受諾しない場合には、いずれか一方の当事国は、請求により、当該紛争を国際司法裁判所に付託することができる。

第四条

条約、国籍の取得に関する選択議定書及びこの議定書の締約国は、国籍の取得に関する選択議定

書の解釈又は適用から生ずる紛争についてこの議定書を適用することをいつでも宣言することができる。その宣言は、国際連合事務総長に通告する。

第五条

この議定書は、千九百六十三年十月三十一日まではオーストリア共和国連邦外務省において、その後千九百六十四年三月三十一日まではニューヨークにある国際連合本部において、条約の締約国となることのできるすべての国による署名のために開放しておく。

第六条

この議定書は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第七条

この議定書は、条約の締約国となることのできるすべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第八条

1 この議定書は、条約の効力発生の日又はこの議定書の二番目の批准書若しくは加入書が国際連合事務総長に寄託された日から三十日目の日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

2 この議定書は、1の規定に基づきこの議定書が効力を生じた後にこれを批准し又はこれに加入する国については、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第九条

国際連合事務総長は、条約の締約国となることのできるすべての国に次の事項を通報する。

(a) 第五条から第七条までの規定によるこの議定書への署名及び批准書又は加入書の寄託

(b) 第四条の規定に基づいて行われる宣言
(c) 前条の規定に基づきこの議定書が効力を生ずる日

第十条

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、この議定書の認証謄本を第五条に規定するすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、それぞれの政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百六十三年四月二十四日にウィーンで作成した。

領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

国家間の領事関係及び領事上の特権免除は、従来国際慣行及び礼儀によつて規律されてきたが、近時、国際的な通商及び航海の著しい発達に伴い、その成文化が強く要望されるに至つた。このため、国際連合は、国際法典化事業の一環として、昭和三十年より領事関係及び領事特権免除問題を主要議題としてとり上げ、国際法委員会が作成した草案を基礎に、昭和三十八年ウィーンにおいて条約採択のための国際会議を招集した。我が国を含む九十四箇国がこの会

議に参加して審議した結果、昭和三十八年四月二十四日領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書が採択された。本条約及び選択議定書は、いずれも昭和四十二年三月十九日に効力を生じている。

本条約は、前文、本文七十九箇条及び本文から成り、その内容は、領事関係の開設及び運営、旅券、査証の発給、身分事項登録官の資格においての行動等領事の任務、領事機関の長の任命及び承認手続、領事機関の公館、公文書、公用通信の不可侵等領事機関及び本務領事官その他の職員に対して与えられる便宜、特権及び免除、名誉領事官及び名誉領事官を長とする領事機関に対して与えられる便宜、特権及び免除等について規定している。

なお、本条約及び選択議定書は、我が国がそれぞれの加入書を、国際連合事務総長に寄託の後三十日目の日に我が国について効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約及び選択議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

我が国が本条約及び選択議定書を締結することとは、我が国と諸外国との間の領事関係を一層円滑に処理する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十八年五月十三日

外務委員長 竹内 黎一
衆議院議長 福田 一 殿

昭和五十八年五月十七日 衆議院會議録第二十二号

七三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 子 105
電話 東京 五五二二(大代)

定価
二二〇円部